

地球温暖化対策推進大綱の進捗状況

(国土交通省関係部分網掛け版)

平成15年8月29日

地球温暖化対策推進本部

地球温暖化対策推進大綱の進捗状況

目次

| | | |
|------------------------------------|---|-----|
| はじめに | 1 | |
| 6%削減約束の達成に向けた地球温暖化対策の推進 | | |
| 表1 | 産業部門の需要面での対策 | 6 |
| 表2 | 民生部門の需要面での対策 | 10 |
| 表3 | 運輸部門の需要面での対策 | 18 |
| 表4 | 新エネルギー対策 | 44 |
| 表5 - 1 | 燃料転換等 | 56 |
| 表5 - 2 | 原子力の推進 | 58 |
| 表6 | 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出抑制 対策の推進 | 66 |
| 表7 | 代替フロン等3ガスの排出抑制対策の推進 | 76 |
| 表8 | 革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化 | 80 |
| 表9 | 国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進 | 86 |
| 表10 | 森林・林業対策の推進 | 100 |
| 表11 | 都市緑化等の推進 | 110 |
| 表12 | 京都メカニズムの活用に必要な施策等 | 112 |
| 表13 | その他 | 118 |
| 温室効果ガス排出量・吸収量の算定のための国内制度の整備 | | |
| 表14 | 温室効果ガス排出量・吸収量の算定のための国内制度の整備 | 122 |
| 観測・監視体制の強化及び調査研究の推進 | | |
| 表15 | 観測・監視体制の強化及び調査研究の推進 | 124 |
| 地球温暖化対策の国際的連携の確保 | | |
| 表16 | 地球温暖化対策の国際的連携の確保 | 132 |
| おわりに | 137 | |

上記の表のうち、左側のページは地球温暖化対策推進大綱の表を引用したものの(ただし、表5-2、12、13、14、15、16、の左側のページは、大綱の本文中の記述を引用して今回の点検のために便宜的に作成したもの)。右側のページは、平成15年8月、大綱の進捗状況の点検結果をとりまとめたもの。

国土交通省の施策関連部分について網掛け(社会資本整備分野については、濃い網掛け)をしている。

はじめに

- 1．京都議定書が採択されたC O P 3（京都会議）の議長国である我が国は、京都議定書締結に先立ち、京都議定書の6%削減約束の達成に向けて、具体的裏付けのある100種類を超える対策・施策のパッケージを取りまとめた新たな「地球温暖化対策推進大綱」を平成14年3月19日の地球温暖化対策推進本部において決定した。
- 2．同年5月31日には国会において京都議定書の締結について承認され、京都議定書の締結に必要な国内法として地球温暖化対策推進法が改正されたことを受けて、同年6月4日、京都議定書の受諾を閣議決定し、受諾書を国連事務総長宛てに提出し、京都議定書を締結した。
- 3．大綱は、その実効性を確保し、京都議定書の約束を確実に達成していくために、2004年及び2007年に、目標の達成状況、個別対策の導入目標量・排出削減見込み量の達成状況等を評価し、必要な追加的対策・施策を講じていくステップ・バイ・ステップのアプローチを採用するとともに、毎年、具体的措置の推進状況を点検することとしている。
- 4．そこで、大綱策定後1年を経て、政府は、
大綱に掲げられた228の「施策」について14年度に講じた施策を点検し、
そのうち、221項目について現状と課題を分析し、
これらを踏まえ、15年度以降に講じる施策を明らかにした。
- 5．この点検結果の概要については、以下のとおりである。
エネルギー需要面の二酸化炭素排出削減対策（省エネ対策）について
産業部門では、14年度には、審議会での審議、工場総点検、アンケート調査等により、各業種・団体の自主行動計画の実施状況のフォローアップを行った。自主行動計画未策定業種の省エネ対策のフォローアップや、業界団体による会員企業へのフォローアップ体制の充実等が課題であることから、15年度以降は、自主行動計画における目標に比べ大幅に省エネルギー対策の進捗状況が乖離している業種や自主行動計画未策定業種に対して工場総点検等を実施する。
民生部門では、14年度には、ガス・石油機器等7機器のトップランナー基準

対象機器への追加、省エネ法の改正による大規模オフィスビル等への中長期的な省エネ計画の作成・提出、定期報告等の義務付け、特定建築物の新築・増改築時の省エネルギー措置の届出の義務付けを行うとともに、省エネルギー基準に適合した市街地住宅等に対する補助事業や住宅性能表示制度の活用等による省エネルギーに配慮した建築物・住宅の普及促進を図った。トップランナー基準の対象機器を拡大する上で不可欠な測定方法の検討や、エンドユーザーへの法改正の周知徹底等が課題であることから、15年度以降は、対象機器の拡大に必要な検討や、改正省エネ法の着実な運用等を図る。

運輸部門では、14年度には、自動車税のグリーン化、補助制度等によるクリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車の普及促進や、燃料電池自動車の早期実用化に向けた技術開発、実証試験等を推進するとともに、ETCの整備、信号灯器のLED化、交通管制の高度化等交通流対策の推進、モーダルシフト・物流の効率化へ向けた実証実験の支援、鉄道駅における乗り継ぎ円滑化への支援、公共車両優先システム（PTPS）の整備をはじめとする公共交通機関の利用促進等を推進した。

クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車の更なる普及拡大や、燃料電池自動車の経済性、耐久性の向上や円滑な普及を図るための安全性の確保を前提とした規制の再点検、モーダルシフトに対する関係者の合意形成、事業者による自発的な公共交通機関の利便性向上等が課題であることから、15年度以降は、引き続きクリーンエネルギー自動車を含む低公害車や低燃費車に必要な支援措置を講ずるとともに、燃料電池自動車に係る技術開発・実証試験の更なる推進や民間事業者とも連携した規制の再点検等を実施する。また、交通需要マネジメント（TDM）施策の推進、交通安全施設の整備等交通流対策の推進、モーダルシフトに関する実証実験の充実、ICカード導入の支援等を図る。

エネルギー供給面の二酸化炭素排出削減対策について

14年度には、電気事業者に販売電力量に応じて一定割合の新エネルギー等を利用して得られる電気の利用を義務付ける、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法が制定、一部施行された。15年度以降は、同法を全面施行し、利用目標の着実な達成を図る。

また、安全確保のための点検等のため運転停止している多くの原子炉について、14年度には、国民の信頼回復及び再発防止のため、原子力関係法の改正を始め最大限の努力を行った。安全性の確保を大前提とする運転再開への地元の理解と信頼回復が課題であることから、15年度以降も、引き続き、最大限の努

力を図る。

非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出抑制対策について

14年度には、循環型社会形成推進基本計画の策定、容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画の策定、建設リサイクル法の全面施行、食品リサイクル法の推進、下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等の排出抑制対策を講じた。再生利用率は一般廃棄物14%、産業廃棄物45%、そのうち、建設発生木材38%、食品循環資源26%であり、3Rの一層の推進が課題であることから、15年度以降は、技術の開発、導入支援等による計画の目標の達成や、バイオマス・ニッポン総合戦略に基づくバイオマスの利活用を図る。

代替フロン等3ガスの排出抑制対策について

14年度には、フロン回収破壊法に基づく、業務用冷凍空調機器・カーエアコンに充填されたフロンの回収の義務化や、3ガスの排出抑制に向けた各分野ごとの自主行動計画の参加団体の拡大等が行われた。同法の更なる周知・徹底や、温室効果のより小さな代替物質やそれを使用した製品情報の質・量の拡大が課題であることから、15年度以降は引き続き、最新情報の発信、NPOや関係業界団体との意見交換の充実を図り、また、自主行動計画のフォローアップの更なる徹底を図る。

革新的な環境・エネルギー技術の研究開発について

14年度には、総合科学技術会議に「温暖化対策技術プロジェクトチーム」を設置し、革新的環境・エネルギー技術等の研究開発などに関する状況等について調査・検討した。実用化できる技術の開発が課題であることから、15年度以降は、施策の連携等を図りつつ研究開発を推進する。

国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進について

14年度には、政府自らが18年度を目標に13年度比で温室効果ガス総排出量を7%削減する等の目標を掲げた実行計画を策定したほか、46都道府県、1016市町村（14年度末累計）が実行計画を策定した。また、環の国くらし会議によるライフスタイルの変革に向けた国民運動を展開した。全ての地方公共団体における実行計画の策定や、ライフスタイルの変革に有用な情報提供の質・量の拡大が課題であることから、15年度以降は、地方公共団体への実行計画の策定支援を図るとともに、具体的な製品や対策の情報が国民一人ひとりに直接届くような取組を推進する。

吸収源対策について

14年度には、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の策定等を通じた森林の

整備・保全、木材利用の推進等、バイオマス・ニッポン総合戦略の策定を通じたバイオマスの利活用の推進、477市町村（13年度末累計）による緑の基本計画の策定等を通じた都市緑化の推進を行った。森林吸収源10カ年対策の達成に必要な整備水準の確保、バイオマスの利活用に関する情報の浸透が課題であることから、15年度以降は引き続き、地方公共団体、NPO、森林所有者等の幅広い参加による適切な森林の整備・保全、木材利用の推進、情報拠点の創設等を通じた国民理解の醸成を図る。また、都市緑化等の推進の仕組みを充実する。

京都メカニズムの活用について

14年度には、地球温暖化対策推進本部幹事会の下に京都メカニズム活用連絡会を設置し、共同実施及びクリーン開発メカニズム事業の承認のための手続き等を決定したほか、削減クレジットの国別登録簿の整備に着手した。これまでの事業承認件数は共同実施1件、クリーン開発メカニズム4件であり、民間事業者等の取組の支援体制の強化が課題であることから、15年度以降は、各種の支援の更なる拡充を行う。

地球温暖化対策の国際的連携の確保について

14年度には、京都議定書の早期発効をめざして、ロシアをはじめとする未締結国に対する働きかけを進めたほか、米国や途上国を含むすべての国が参加する共通ルールが構築されることを目指して、米国とのハイレベル及び事務レベルでの協議や途上国協力を推進した。また、主要国政府関係者を招待して将来の排出削減に向けた具体的行動について話し合う非公式会合を主催した。ロシアの批准、米国との幅広いチャンネルを通じた議論、途上国との信頼関係の醸成が課題であることから、15年度以降は、ロシアに対する批准のより一層の働きかけ、政府間協議やセミナー等を通じた米国への働きかけ、途上国との対話及び支援を引き続き行う。

このほか、温室効果ガス排出量・吸収量算定のための国内制度の整備、総合科学技術会議の地球温暖化研究イニシアティブのもとでの監視・観測体制の強化及び調査研究の推進、その他の施策を推進した。

6．政府においては、大綱に示された地球温暖化対策全般にわたって施策の進展がみられたが、その詳細は次のとおりである。

おわりに

今回の点検は、昨年3月に新しい地球温暖化対策推進大綱を策定してから初めてのものである。京都議定書締結の年でもある平成14年度の取組状況としては、大綱に示された施策の全般にわたって進展や具体化がみられており、地球温暖化対策への取組は前進していると言える。

施策の中には効果が表れるまでに時間を要するものもあり、例えば、機器の買い替えに応じて年々一定割合ずつ施策効果が表れてくる施策から、技術開発のように効果が表れるまでには一定の期間を要する施策までタイムラグは様々である。しかし、京都議定書の6%削減約束の達成のためには、施策効果が表れるまでのタイムラグへの期待に甘んじることなく、大綱に掲げられた施策は確実に進めていく必要がある。

特に、平成13年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は12億9900万t-CO₂であり、前年度と比べ2.5%の減少であるが、京都議定書の基準年比では5.2%上回っている現状を踏まえれば、今日の段階で実施可能な地球温暖化対策は直ちに実施し、温室効果ガス総排出量を早期に減少基調に転換した上で、京都議定書の6%削減約束の達成を図る必要がある。

来年は、第2ステップに向けた大綱の評価・見直しの年であり、国、地方公共団体、事業者及び国民といったすべての主体がそれぞれの役割に応じて総力を挙げて地球温暖化対策に取り組むことが不可欠である。

大 綱 の 記 述

表1 産業部門の需要面での対策

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|---|------------|---|
| <p>自主行動計画の着実な実施とフォローアップ(経団連自主行動計画は2010年の二酸化炭素排出量を1990年比±0%以下に抑制することを目標)</p> | | <p>2001年度から、省エネ法に基づく基準の遵守状況について新たな総点検スキームを実施。今後必要に応じ、省エネ法に基づく法的措置を発動。また、省エネ法に基づき国に提出された報告等により自主行動計画による省エネルギー対策の進捗状況をフォローしていき、自主行動計画未策定業種や目標に比べ大幅に省エネルギー対策の進捗状況が乖離している業種に対して省エネルギー法に基づいた点検を重点的に実施。</p> |
| | | |
| | | |

点 検 結 果

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|--|--|
| <p>・経済産業省においては、(社)日本経済団体連合会による平成13年度CO2排出量実績についての環境自主行動計画フォローアップを受け、産業構造審議会・総合エネルギー調査会において、経済産業省所管にかかる28事業者団体のフォローアップを実施。</p> <p>・繊維工業(衣服関係を除く)、出版・印刷・同関連産業、化学工業及びガス業の4業種について工場総点検を実施。</p> | <p>・経団連フォローアップ結果においては、平成13年度のCO2排出量は、4億8,370万t-CO2となり、1990年度比3.2%の減少。</p> | <p>・引き続き、(社)日本経済団体連合会による環境自主行動計画フォローアップを受け、産業構造審議会・総合エネルギー調査会において、経済産業省所管業種・団体のフォローアップを実施。</p> <p>・石油製品・石炭製品製造業、窯業・土石製品製造業、自主行動計画未策定業種である熱供給業の3業種について工場総点検を実施予定。</p> <p>・16年度以降の工場総点検実施に当たっても、自主行動計画による省エネルギー対策の進捗状況をフォローアップし、自主行動計画未策定業種や目標に比べ大幅に省エネ対策の進捗状況が乖離している業種に対して重点的に工場総点検を実施する予定。</p> <p>・省エネ法に基づく定期報告書及び中長期報告書による省エネルギー対策の進捗状況のフォローアップを実施予定。</p> |
| <p>・国土交通省においては、住宅・社会資本整備分野の自主行動計画について業界団体へフォローアップを実施。住宅・社会資本整備分野については、関係業界を代表する業界団体において自主行動計画の改訂を実施。</p> | <p>・住宅・社会資本整備分野においては、各自主行動計画において具体的な数値目標を設定。</p> | <p>・住宅・社会資本整備分野については、引き続きフォローアップを予定。</p> |
| <p>・運輸部門については、6月に業界団体(企業)が策定している自主行動計画を強化。</p> | <p>・運輸部門については、運輸関係の全ての主要業界団体(企業)計28団体が自主行動計画を策定。また平成14年度現在で26団体が具体的な数値目標を設定しており、平成15年度のフォローアップでは27団体が数値目標を設定する見込み。</p> | <p>・運輸部門については、平成15年度は8月に第3回のフォローアップを実施予定。</p> |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|---|--|---|
| <p>省エネ法に基づく工場対策 <導入目標量> 省エネ効果:約2,010万kl 約6,050万t-CO2</p> | <p>高性能工業炉の導入促進 <導入目標量> 省エネ効果:約40万k 約110万t-CO2</p> <p>技術開発及びその成果の普及 ・高性能ボイラー ・高性能レーザー <導入目標量> 省エネ効果:約50万kl 約150万t-CO2</p> | <p>事業者の省エネ設備導入に対する補助制度について、事業者や業界等の自主行動計画等に沿った取組に対して重点的に支援。</p> <p>2001年度まで、高性能レーザー等の技術開発に対して支援を実施。</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|---|--|
| <p>・総務省においては、自主行動計画を策定している情報通信、放送分野の6業界団体を対象にアンケート調査等により計画の進捗状況をフォローアップし、情報通信審議会に報告。事業用設備等に係る対策、オフィスの省エネルギー・省資源対策、社会・地域貢献に資する対策に関する取組が見られた。</p> <p>・農林水産省においては、12の食品産業関係団体を対象に平成13年度の自主行動計画の実施状況の把握等を行うためフォローアップを実施。</p> | <p>・自主行動計画の改善、業界団体による会員企業に対するフォローアップ体制の充実等が課題。</p> <p>・環境自主行動計画が策定されていない食品産業業界に対して策定を促すことが課題。</p> | <p>・フォローアップを継続し、自主行動計画の改善や、フォローアップ体制の充実等に留意しつつ審議会に報告。</p> <p>・フォローアップを継続し、食料・農業・農村政策審議会・総合食料分科会に報告するとともに、計画が策定されていない業界における策定を促進。</p> |
| <p>・事業者の省エネ設備・技術の導入を補助するエネルギー使用合理化事業者支援事業を継続し、自主行動計画や省エネ法の中長期計画等に沿った取組、高性能工業炉の導入等を重点化して支援。</p> | <p>・平成14年度自主行動計画に沿った取組66件、高性能工業炉の導入33件を補助。</p> | <p>・エネルギー使用合理化事業者支援事業の補助金の上限額を15年度より2億円から5億円へ引き上げ。</p> |
| <p>・高性能ボイラーを導入して事業者に対する税制、融資の優遇措置及び導入支援を実施。</p> | <p>・高性能ボイラーの製造コストの低減が課題。</p> <p>・高性能レーザーの実用化促進に向けた技術改良とコスト低減が課題。</p> | <p>・引き続き、高性能ボイラーを導入する事業者に対する税制、融資の優遇措置及び導入支援を実施。</p> |

大 綱 の 記 述

表2 民生部門の需要面での対策

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|--|---|--|
| 機器の効率改善対策 | | |
| <p>機器の効率改善の強化措置 <導入目標量> 省エネ効果:約540万kl (機器ごとの目標年度において対象となる全製造事業者等の基準値達成を想定)</p> <p>エアコン ・目標年度2007冷凍年度 (一部2004冷凍年度) ・省エネ効果* 約63% (冷暖房兼用) ・省エネ効果* 約14% (冷房専用)</p> <p>TV ・目標年度 2003年度 ・省エネ効果* 約16%</p> <p>VTR ・目標年度 2003年度 ・省エネ効果* 約59%</p> <p>蛍光灯器具 ・目標年度 2005年度 ・省エネ効果* 約17%</p> <p>複写機 ・目標年度 2006年度 ・省エネ効果* 約30%</p> <p>電子計算機 ・目標年度 2005年度 ・省エネ効果* 約83%</p> <p>磁気ディスク装置 ・目標年度 2005年度 ・省エネ効果* 約78%</p> <p>電気冷蔵庫/電気冷凍庫 ・目標年度 2004年度 ・省エネ効果* 約30% (*旧大綱策定後に設定されたトップランナー基準により当初想定していたよりも全体として約2割の省エネ効果増) 約3,040万t-CO2</p> | <p>トップランナー適用機器の拡大 <導入目標量> 省エネ効果:約120万k 約290万t-CO2</p> <p>高効率給湯器の普及促進 <導入目標量> 省エネ効果:約50万kl (2010年度に約400万台の普及を想定) 約110万t-CO2</p> <p>待機時消費電力の削減 <導入目標量> 省エネ効果:約40万k 約110万t-CO2</p> <p>技術開発及びその成果の普及 ・高効率照明 <導入目標量> 省エネ効果:約50万kl 約180万t-CO2</p> | <p>1998年省エネ法改正により、家電・OA機器に対して、トップランナー基準方式を導入(エアコン、TV、VTR、蛍光灯器具、複写機、電子計算機、磁気ディスク装置、電気冷蔵庫、電気冷凍庫)。</p> <p>従来対象となっていなかったガス・石油機器、業務用機器等をトップランナー機器として拡大追加。</p> <p>普及促進のための補助制度を創設。</p> <p>消費者が待機時消費電力の小さい商品を判別できるような仕組み作りを今後行う。</p> <p>高効率照明等の技術開発に対して支援を実施。</p> |

点 検 結 果

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|---|---|
| <p>・総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会において、電子計算機及び磁気ディスク装置について、対象範囲及び基準値等を見直し、平成19年度を目標年度とする新たなトップランナー基準を設定する旨の報告書を取りまとめ。</p> | <p>・電子機器の平成13年度(実績)のエネルギー消費効率は9年度比で96%向上、同じく磁気ディスクは90%向上。 テレビ、ビデオ及びエアコン(一部を除く。)は16年度、その他の機器については順次目標年度到達後に省エネ効果の定量的把握が可能となる見込み。</p> | <p>・電子計算機及び磁気ディスク装置の判断の基準等を見直しに係る政省令等の改正。</p> <p>・目標年度到達後に省エネ基準の達成状況のフォローアップを実施し、その結果を踏まえ、新たなトップランナー基準について検討。</p> |
| <p>・ガス・石油機器、ガス調理機器等計7機器について、トップランナー対象機器として追加。</p> | <p>・測定方法が確立していない等の理由により対象から除外されている品目(ガスオープン等)を対象に追加していくことが課題。</p> | <p>・除外されている品目(ガスオープン等)を対象に追加するための検討を実施。</p> <p>・目標年度到達後に省エネ基準の達成状況のフォローアップを実施し、その結果を踏まえ、新たなトップランナー基準について検討。</p> |
| <p>・高効率給湯器(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器)に対して、従来機器との価格差の1/2を補助する制度を創設。</p> | <p>・平成14年度の補助件数は約24,000台であり、更なる普及が課題。</p> | <p>・補助対象として、ガスエンジン給湯器を追加。</p> |
| <p>・家庭における待機時消費電力の実態及び家電製品、ガス・石油機器の最新機種における待機時消費電力の実態を調査。</p> | <p>・平成16年度には省エネ効果の定量的把握が可能となる見込み。</p> | <p>・業界の自主削減プログラムの取組及び進捗状況の把握。</p> <p>・販売事業者に対する省エネ対策について、待機時消費電力の小さい商品を判別できるような仕組み作りの検討。</p> |
| <p>・高効率電光変換化合物半導体の研究開発を推進。</p> | <p>・高効率電光変換化合物半導体の研究開発の成果の産業化と普及が課題。</p> | <p>・高効率電光変換化合物半導体の研究開発成果の実用化・普及、日本発のLED照明技術や産業の発展のためのロードマップ作り、標準化等の普及策の検討。</p> |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|--|------------|---|
| 住宅・建築物の省エネルギー性能の向上 | | |
| 【住宅の省エネ性能の向上】 | | |
| <p>住宅・建築物の省エネ性能の向上</p> <p><導入目標量></p> <p>省エネ効果:約860万kl</p> <p>新築住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標年度2008年度 ・現行基準を5割が達成 <p>新築建築物(非住宅、2000㎡以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標年度2006年度 ・現行基準を8割が達成 <p>約3,560万t-CO2</p> | | <p>省エネ法に基づき建築主に対し努力義務。建築主の判断の基準及び具体的な仕様を「設計及び施工の指針」として定め公表(平成11年3月に改正・強化)</p> <p>住宅金融公庫融資による省エネルギーに配慮した住宅の誘導措置における基準の強化</p> <p>公共住宅における省エネルギー措置の実施や省エネルギー基準に適合した市街地住宅等に対する補助</p> <p>省エネルギー性能を含む住宅の性能について分かりやすく表示する制度(住宅性能表示制度)の普及推進</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 「設計及び施工の指針」の普及・促進。 | <ul style="list-style-type: none"> 住宅金融公庫による融資、補助事業による支援、住宅性能表示制度の活用等、以下に示す対策により普及・促進を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き「設計及び施工の指針」を普及・促進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 新築住宅への高効率エネルギーシステムの導入を補助する住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助を継続。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度の補助金の採択件数は560件。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、補助事業を実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 住宅金融公庫において、平成11年基準に適合するものについては、基準金利の適用、割増融資を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成13年度の住宅金融公庫融資の省エネ住宅適合率は、平成4年省エネ基準68%（うち平成11年省エネ基準13%、平成14年度データについては15年度末に出る予定） | <ul style="list-style-type: none"> 住宅金融公庫の工事共通仕様書において、省エネ基準についての記載を更に充実。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 技術者向けセミナーの全国開催(49回)により積極的な周知活動を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> エンドユーザーへの周知徹底が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> 技術者向けセミナーの全国開催を継続するとともに、エンドユーザー及び工務店向けの重点的周知の実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 公営住宅等整備基準の改正により、公営住宅における省エネルギー措置の基準を明確化。 | <ul style="list-style-type: none"> 改正後の整備基準に基づき、平成14年度に約2.3万戸の公営住宅を整備。 | <ul style="list-style-type: none"> 改正後の整備基準による省エネルギー措置を行った公営住宅の整備を継続。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 新規に建設を行なう都市基盤整備公団住宅について平成4年省エネルギー基準に適合する措置を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 都市基盤整備公団住宅について、最新基準である平成11年省エネルギー基準に未適合であることが課題。 | <ul style="list-style-type: none"> 新規に直接建設を行なう都市基盤整備公団住宅について平成11年省エネルギー基準に適合する措置を実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー基準に適合する事業の一部を補助する21世紀都市居住緊急促進事業を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度に約40件の補助を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 継続して補助事業を実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 環境への負荷を低減する等一定の要件を満たすモデル性の高い住宅市街地の整備に対し補助。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成5から平成14年度までに78地区において実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、補助事業を実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー対策等級等を性能表示事項とする「住宅性能表示制度」の普及促進。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度は設計住宅性能評価書を約9万戸に交付。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、住宅性能表示制度の普及を促進。 |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|-----------------------|------------|--|
| 【建築物(非住宅)の省エネ性能の向上】 | | |
| | | <p>省エネ法に基づき建築主に対して努力義務。建築主の判断の基準を定め公表(平成11年3月に改正・強化)</p> <p>特定建築物の新築・増改築時の省エネルギー措置の届出の義務づけ(省エネ法の改正)</p> <p>日本政策投資銀行の融資、税制等による誘導</p> <p>環境配慮型官庁施設(グリーン庁舎)の整備を推進</p> <p>既存官庁施設のグリーン診断・改修の推進を図る</p> |
| 【住宅・建築物(共通)の省エネ性能の向上】 | | |
| | | <p>講演会等を通じた設計・施工に係る技術者の育成</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・建築主の判断の基準を改正し、中小規模の建築物向けのわかりやすい仕様基準を追加(平成15年2月)。 | <ul style="list-style-type: none"> ・エンドユーザーへの周知徹底が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き建築主の判断の基準を活用。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法が改正され、特定建築物の新築・増改築時の省エネルギー措置の届出を義務づけ(平成14年6月)。 | <ul style="list-style-type: none"> ・エンドユーザーへの周知徹底が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月1日からの着実な実施に努力。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・政策投資銀行において省エネルギー措置を講じた建築物等に対し低利で融資(エコビル整備事業及び建築物省エネルギー推進事業)。 ・一定の省エネ設備を取得し、事業の用に供した場合の所得税等の優遇(エネルギー需給構造改革推進投資促進税制)。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年度から平成14年度までに11地区において実施(日本政策投資銀行のエコビル整備事業)。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施に努める。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電、複層ガラス等の環境負荷低減技術を積極的に活用したグリーン庁舎の整備を推進(9施設)。 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷低減効果を向上させることが課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン庁舎の整備を継続するとともに、環境負荷低減技術の見直しを実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・官庁施設におけるグリーン診断及び改修(中央官庁庁舎における太陽光発電設備420kWの整備等)を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在の膨大な建築ストックを計画的に改修することが課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、グリーン診断及び改修を実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・断熱工事にかかる技術者向けの講習会を実施。 ・建築環境・省エネルギー講習会を平成5年度から毎年実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・断熱工事にかかる技術者向けの講習会を計16回実施(平成14年度)。 ・建築環境・省エネルギー講習会の平成14年度までの受講者数は約1万4千人。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、設計・施工に係る技術者を育成。 |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|------------------|--|---|
| | | 住宅・建築物に係る関係業界における自主的な取組の促進 |
| エネルギー需要マネジメントの強化 | | |
| | <p>家庭用ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)の普及促進 <導入目標量> 省エネ効果:約90万kl (2010年度に全世帯の約30%への普及を想定) 約290万t-CO2</p> <p>業務用需要におけるエネルギーマネジメントの推進 <導入目標量> [BEMS]省エネ効果:約160万kl (2010年度に業務床面積の約30%への普及を想定) 約770万t-CO2</p> | <p>フィールドテストに対する支援を実施。</p> <p>省エネ法の改正により、大規模オフィスビル等についても、大規模工場に準ずるエネルギー管理の仕組みを導入。</p> <p>業務用エネルギーマネジメントシステム(BEMS)の普及促進のための補助制度を創設。</p> <p>ESCO(Energy Service Company)の一層の活用に向けて、補助制度・低利融資制度等の支援策を講じていく。</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|---|---|
| <p>・住宅・建築物における自主的な取組において、CO2排出量等目標値等の改訂。</p> | <p>自主行動計画の実施を推進することが課題。</p> | <p>・「住宅産業の自主的環境行動計画」について引き続きフォローアップを実施予定。</p> |
| <p>・平成14年度においては、約1,000戸のHEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)の実証実験を実施。</p> | <p>・気候変動や機器台数の増加の補正など、省エネ効果の評価方法の更なる精緻化が課題。</p> | <p>・省エネ効果の評価方法を見直しつつ実証実験を実施。</p> |
| <p>・第一種エネルギー管理指定工場の対象業種限定要件の撤廃、及び第二種エネルギー管理指定工場の定期報告等を柱とする改正省エネ法を制定。(平成14年6月7日公布、平成15年4月1日施行)</p> | <p>・大規模オフィスビル等においても工場・事業場判断基準を遵守し、早期にエネルギー管理、エネルギー消費原単位管理、計測・記録を徹底すること等が課題。</p> | <p>・大規模オフィスビル等の事業場に対する総点検の実施について検討。</p> |
| <p>・BEMSの導入に係る経費の一部を助成する補助制度を創設。</p> | <p>・平成14年度の補助金の採択は約81件。更なる普及が課題。</p> | <p>・引き続き補助事業を実施し、導入事例の公表方法を検討。</p> |
| <p>・省エネ設備を導入する事業者に対する支援において、ESCO事業を重点的に支援(支援件数33件)。</p> <p>・建築物の省エネルギーを行う場合の低利融資制度においてESCO事業者への融資等を拡充。</p> | <p>・公的部門における導入促進やESCO事業へのファイナンスの容易化が課題。</p> | <p>・公的施設におけるESCO事業の導入促進や資金調達の容易化について検討。</p> |

大 綱 の 記 述

表3 運輸部門の需要面での対策

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|--|---|--|
| 自動車交通対策 | | |
| クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車の開発・普及及び営業用自動車等の走行形態の環境配慮化 | | |
| ・クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車の開発・普及 | | |
| <p>自動車の燃費の改善の強化措置 (排出削減見込み量) 約1,390万t-CO₂</p> <p><導入目標量> 省エネ効果:約540万kl (ガソリン自動車及びディーゼル自動車ごとの目標年度において対象となる全製造事業者等の基準値達成を想定)</p> <p>乗用自動車(ガソリン) ・目標年度 2010年度 ・省エネ効果* 約23%</p> <p>乗用自動車(ディーゼル) ・目標年度 2005年度 ・省エネ効果* 約15%</p> <p>貨物自動車(ガソリン) ・目標年度 2010年度 ・省エネ効果* 約13%</p> <p>貨物自動車(ディーゼル) ・目標年度 2005年度 ・省エネ効果* 約7%</p> <p>(*旧大綱策定後に設定されたトップランナー基準により当初想定していたよりも全体として約2割の省エネ効果増)</p> <p>クリーンエネルギー自動車の普及促進 (排出削減見込み量) 約220万t-CO₂</p> <p><導入目標量> 省エネ効果:約80万kl</p> | <p>トップランナー基準適合車の加速的導入、自動車税のグリーン化や自動車取得税の軽減措置による低公害車普及の急速な進展、政府一般公用車の低公害化を契機とする低公害車開発・普及の加速 (排出削減見込み量) 約260万t-CO₂</p> <p>(注)<導入目標量>省エネ効果:約100万kl(注)将来の大綱見直しに当たっては、2001年4月の自動車税のグリーン化や自動車取得税の軽減措置による低公害車普及及び政府の一般公用車の低公害化等の最近の進展状況をさらに反映するよう措置するものとする。</p> | <p>1998年省エネ法改正により、自動車に対して、トップランナー基準方式を導入</p> <hr/> <p>自動車税のグリーン化の導入</p> <hr/> <p>自動車取得税の軽減措置の延長</p> <hr/> <p>車両総重量2.5t超の貨物自動車の燃費基準の検討に向けた燃費測定方法の策定</p> <hr/> <p>2002年度以降3年を目途に政府の一般公用車を低公害車に切り替える等の取組を推進</p> |

点 検 結 果

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|--|---|
| <p>・総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会及びLPガス自動車燃費基準検討会においてLPガス乗用自動車をトッパー対象機器として追加する旨の報告書を取りまとめ。</p> | <p>・トッパー対象機器となっている自動車のうち、トッパー基準に適合する自動車の出荷台数は全体の約半数。(平成13年度)</p> | <p>・トッパー対象機器へのLPガス乗用自動車の追加に係る政省令等の改正。</p> <p>・目標年度到達後において、省エネ基準の達成状況のフォローアップを実施し、新たなトッパー基準について検討。</p> |
| <p>・クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車に対しては自動車税を軽減し、新車登録から一定年数を経過した自動車に対しては自動車税を重課する自動車税のグリーン化を実施。</p> | <p>・クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車の普及台数は、約458万台(平成15年3月末、軽自動車を除く)。</p> | <p>・平成15年度については、より環境負荷の小さい自動車の普及を図るため、軽減措置の対象を低燃費かつ超・低排出ガス認定車()に重点化するとともに、新たに「LPG自動車」を追加する。</p> <p>また、新車登録から一定年数を経過した自動車に対しては、引き続き自動車税を重課する。</p> |
| <p>・クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車に対し自動車取得税の軽減措置を実施。</p> | <p>・クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車の普及台数は、約458万台(平成15年3月末、軽自動車を除く)。(再掲)</p> | <p>・平成15年度については、より環境負荷の小さい自動車の普及を図るため、軽減措置の対象を低燃費かつ超・低排出ガス認定車()に重点化するとともに、新たに「LPG自動車」を追加する。</p> |
| <p>・車両総重量2.5t超の貨物自動車の燃費測定法について報告書を取りまとめ。</p> | <p>・車両重量2.5t超の貨物自動車のトッパー対象機器への追加についての検討が課題。</p> | <p>・車両重量2.5t超の貨物自動車のトッパー対象機器への追加について総合資源エネルギー調査会における検討を開始。</p> |
| <p>・政府全体で約1800台の低公害車を一般公用車として導入。</p> | <p>・政府の一般公用車における低公害車の割合は約45%。今後、同様の取組を地方公共団体等の他の主体に拡大することが課題。</p> | <p>・平成15年度以降においても引き続き一般公用車の低公害車への切替を推進(15年度は約1800台の低公害車の導入を予定)。</p> |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|------------|------------|---------------------------------------|
| | | 燃料電池自動車の世界に先駆けた早期実用化に向けた技術開発、実証試験等の推進 |
| | | |
| | | 次世代も視野に入れたクリーンエネルギー自動車を含む低公害車の開発促進 |
| | | クリーンエネルギー自動車を含む低公害車普及に向けたITネットワーク形成等 |
| | | クリーンエネルギー自動車を含む低公害車に対する補助制度の推進 |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|--|--|
| <p>・燃料電池について電解質膜・電極・改質器等の基盤的な技術開発を推進。燃料電池自動車の実証試験を開始。</p> <p>・燃料電池自動車の初期段階の普及が円滑に進むよう安全性の確保を前提とした規制の再点検スケジュール等を取りまとめ。</p> <p>・公道を走行するために必要となる大臣認定の際の技術指針を策定。</p> <p>・開発の加速化を促す観点から、燃料電池自動車の市販第1号車を含め5台を政府が率先して導入。</p> | <p>・燃料電池は、経済性の向上、耐久性の向上が課題。</p> <p>・平成16年度末までに、民間事業者とも連携しつつ、燃料電池自動車及び水素供給インフラに係る安全規制の再点検を実施することが課題。</p> <p>・平成17年からの普及に向けて、燃料電池自動車の安全・環境に関する基準等の整備が課題。</p> | <p>・技術開発・実証試験を継続実施。</p> <p>・安全かつ低コストな水素の製造・利用に関する技術の開発。</p> <p>・民間事業者とも連携しつつ、引き続き燃料電池自動車及び水素供給インフラに係る安全規制の再点検を実施。</p> <p>・各種試験・調査を実施し、燃料電池自動車の安全性・環境性能に関する基準を整備し、燃料電池自動車の大量生産を行うために必要となる型式指定の取得が可能となるよう措置。</p> |
| <p>・DME(ジメチルエーテル)自動車、次世代ハイブリッド自動車、天然ガス自動車等の超低燃費、低公害の高効率クリーンエネルギー自動車の開発を実施。</p> <p>・高効率クリーンエネルギー自動車の開発成果を用いた、高効率ハイブリッド自動車が市販化。</p> | <p>・次世代低公害車両の開発や、安全・環境に関する基準等の整備が課題。</p> | <p>・次世代低公害車両の開発とともに、安全上・環境上の基準等の策定及びその普及のための環境を整備。</p> |
| <p>・「低公害車メールマガジン」を創刊し、主に地方自治体及び企業等の自動車購入担当者に対して2か月に1回の頻度で発行。</p> | <p>・掲載記事内容の充実、発行頻度の短縮化及び購読者数の拡大が課題。</p> | <p>・月1回の発行、購読者にとってより実用的な情報の掲載、あらゆる機会をとらえたPRの実施。</p> |
| <p>・クリーンエネルギー自動車を導入する者に対し、通常の自動車との価格差の1/2以内の補助を実施。</p> <p>・低公害バス・トラックの導入に対し、通常のバス・トラックとの価格差の1/2以内の補助を実施。</p> <p>・地方公共団体が、一般公用車用に低公害車を導入する場合、通常の車両との価格差の1/2の補助を実施(48台)。</p> | <p>・クリーンエネルギー自動車を含む低公害車の普及台数は、約458万台(平成15年3月末、軽自動車を除く)。(再掲)</p> <p>・既存車との価格差が大きいこと等が課題。</p> | <p>・引き続き、クリーンエネルギー自動車に対する補助を実施。</p> <p>・低公害バス・トラックについては補助対象地域の拡大等の拡充を行い、引き続き補助を実施。</p> |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|---------------------|--|--|
| | | <p>電気自動車の共同利用システムの実用化支援</p> <p>燃料供給インフラ(エコ・ステーション)整備に対する補助の推進</p> <p>排出ガス後処理装置を十分に機能させるための自動車燃料品質対策(軽油について、2004年末までに硫黄分を500ppmから50ppmに低減。ガソリンの低硫黄化等、さらに改善を図る。)</p> |
| ・営業用自動車等の走行形態の環境配慮化 | | |
| | <p>バス、トラック等のエコドライブの促進のため、既存の対策を見直し、推進</p> <p>営業用自動車等の走行形態の環境配慮化による環境負荷低減対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップ装置搭載車両の普及 (排出削減見込み量) 約110万t-CO₂ <導入目標量> 省エネ効果:約40万kl (バス・トラックの更新車両の約30%に搭載を想定) ・大型トラックの走行速度の抑制 (排出削減見込み量) 約80万t-CO₂ <導入目標量> 省エネ効果:約30万kl | <p>自動車運送事業者におけるグリーン経営の促進を2002年度から実施</p> <p>大型トラックに対する速度抑制装置の装備の義務付け(新型生産車:2003年9月、使用過程車:2003年9月以降順次)</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・横浜みなとみらい地区におけるフィージビリティスタディー事業等に対する支援を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な広報が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、電気自動車の共同利用の実用化を支援。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・天然ガス等の燃料等供給設備を設置しようとする者に対し、設置費用の定額を補助。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年3月末までに自家用を含む天然ガス等の燃料等供給設備は240箇所拡大。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、天然ガス等の燃料等供給設備の設置を補助。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両の保安基準を改正(平成15年4月1日施行)し、低硫黄軽油(硫黄分が50ppm以下)専用車の標準的な燃料として低硫黄軽油を規定。 ・新規脱硫触媒の技術開発を推進。 ・石油業界は15年4月から自主的に50ppm低硫黄軽油の全国供給(離島を除く)を開始。 | <ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス後処理装置を十分に機能させるため軽油中硫黄分の更なる低硫黄化が課題。 ・燃費の優れたリーンバーン・直噴エンジンが十分活用出来るサルファーフリーガソリンの開発が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> 硫黄分50ppm軽油及びガソリンについて許容限度を改正。 ・軽油中硫黄分のさらなる低硫黄化(10ppm以下)について検討を行い、2007年から規制を開始する旨の中央環境審議会答申を得た。これに基づき必要な許容限度告示改正等必要な措置の検討。 ・燃費に優れたリーンバーン・直噴エンジンを十分活用できる、ガソリンのサルファーフリー化のための技術の開発。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブの推進、低公害車の導入等を盛り込んだトラック、バス及びハイヤー・タクシー事業のための「グリーン経営推進マニュアル」を作成し、トラック事業者に対し全国各地で講習会を開催したほか、グリーン経営認証制度を創設(平成15年10月より)。 | <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン経営推進マニュアルの活用事業者数の拡大が課題。 ・エコドライブの効率的推進に向け、エコドライブの効果の測定及び普及のための追加策が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・対ハイヤー・タクシー事業者も含む普及活動、バス及びハイヤー・タクシー事業のためのグリーン経営認証制度の創設を推進。 ・関係4省庁(警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省)による「エコドライブ普及連絡会」により、エコドライブの効果及び普及に係る施策を策定し、効率的に推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年8月に道路運送車両の保安基準を改正済み。 | <ul style="list-style-type: none"> ・15年9月より3年間で順次義務付けを実施する使用過程の大型貨物車の保有車両数は、14年3月末で約80万台。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年9月1日に施行。 ・新型生産車には平成15年9月より義務付けを開始。 |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|---|-----------------------------|---|
| 交通流対策 | | |
| <p>自動車交通需要の調整 (排出削減見込み量) 約70万t - CO₂</p> <p>< 導入目標量 > 省エネ効果: 約20万kl</p> | <p>現行の対策を見直し、着実に 推進</p> | <p>交通需要マネジメント(TDM) 施策の推進</p> |
| | | <p>都市圏交通円滑化総合計画 の策定に関し、2001年度創設の 交通需要マネジメント(TDM)実 証実験を活用</p> |
| | | <p>自転車道、自転車駐車場の整 備による、自転車利用環境整備 の推進</p> |
| <p>高度道路交通システム(ITS) の推進 (排出削減見込み量) 約370万t - CO₂</p> <p>< 導入目標量 > 省エネ効果: 約140万kl</p> | | <p>自転車利用の促進に資する社 会実験の実施</p> <p>ノンストップ自動料金支払いシス テム(ETC)を整備し、2002年度末ま でに全国約900箇所の料金所に サービスを拡充</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・TDMの一環としてバス専用・優先レーンの設定、バス感知器・バス感知式信号機の整備、公共車両優先システム(PTPS)の導入等のバス優先対策を推進。PTPSについては8県において運用。 | <ul style="list-style-type: none"> ・PTPSは、現在27都道府県で運用。都市圏交通円滑化総合計画策定都市圏として12都市圏が指定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・PTPSの整備、都市圏交通円滑化総合計画の策定を推進するなど、引き続き、交通需要マネジメント(TDM)施策を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度には、警察庁及び国土交通省が共同で3件の実験計画を認定し、平成13年度からの継続分と併せて23件の実験を実施。実験終了後、複数地域において実験の成果を踏まえた本格的導入を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市、松山市におけるコミュニティバス等について、実証実験後、本格的導入が開始されたほか、仙台市、会津若松市においても実験終了後の本格的導入を検討中。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、TDM実証実験を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・自転車道や自転車駐輪場の整備を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年4月現在、自転車道等6,705kmを整備(自転車道、自転車通行帯付き自転車歩行者道、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路の道路延長の合計。交通安全施設現況調査)。 ・自転車駐車可能台数374.9万台を整備(平成13年内閣府調査) | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、自転車道や自転車駐輪場の整備を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・レンタサイクルや自転車レーンの設置等の社会実験を東京都台東区等3箇所において実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・香川県高松市等2箇所において、社会実験で試行した施策を本格導入。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新しい施策の導入に向けて社会実験を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・首都高速道路・阪神高速道路のほぼ全ての料金所にETCサービス拡大。 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国の主要な約900箇所の料金所でETCサービスを実施中。 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に全ての料金所にETCのサービスを拡大。 |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|------------|------------|--|
| | | 光ビーコン等の整備による交通情報収集の充実 |
| | | VICS(道路交通情報通信システム)の推進(2002年度中に全国でサービスを開始) |
| | | <p>中央処理装置の高度化、新信号制御方式(MODERATO)の導入等交通管制センターの高度化</p> <p>交通公害低減システム(EPMS)等の推進</p> <p>事業用車両に対する車両運行管理システム(MOCS)等の整備</p> <p>環境対応型交通管理プロジェクトの推進</p> <p>インターネットITS、プローブ情報システムの開発・標準化</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ドライバーのニーズに応じたきめ細やかな交通情報の提供のため、光ビーコン約5,200基を始め、車両感知器等の整備を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> ・光ビーコン約3万8千基を始め、超音波式、画像型、R形等約15万9千基の車両感知器を整備。 | <ul style="list-style-type: none"> ・光ビーコンを平成17年度までに都市部の主要な一般道路等を概ねカバーできるよう整備を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年2月までに渋滞や交通規制等の道路交通情報を3つのメディアにより、カーナビゲーションシステム等を通じて表示するVIC Sサービスを全都道府県で開始。 ・道路交通情報提供を充実。 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービスエリアの拡大と、道路交通情報の内容の充実が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、サービスエリアの拡大、道路交通情報提供の内容の充実。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・高度交通管制システムの整備の一環として、金沢市、神戸市及び佐世保市の交通管制センターを更新し、高度化を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・交通需要等の増加に伴う旅行速度の低下等がみられる都市部を中心とする交通管制システムの高度化が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度までに全国主要都市において、MODERATOやリアルタイム信号制御モデルの導入、信号機の高度化や必要な体制整備等を図るという目標達成に向けて、引き続き、高度化を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染データを保有する局と相互接続を行うなど大気汚染データの収集を強化。 | <ul style="list-style-type: none"> ・システムの整備地域の拡大が課題。 ・神奈川県、静岡県及び兵庫県の3県にEPMSを整備。 | <ul style="list-style-type: none"> ・交通公害が著しい都市部を中心に、計画的に整備。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ITS・UTMS推進連絡協議会を開催するなど、新規整備に向けて関係機関に働きかけを実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・北海道、千葉、大阪等7道府県にMOCSを整備。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度までに全国主要都市に導入するという目標達成に向けて、引き続き、整備を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・交通公害が極めて深刻な東京都(大田区)と神奈川県(川崎市)の都県境地域に交通流データ収集機器を設置。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度から交通流データ等を収集。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度に各対策メニューの効果をシミュレーションにより評価し、16年度に各対策メニューの有効性をフィールドで確認し、全体を取りまとめ。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・移動する自動車において通信メディアに依存しないシームレスな通信が可能なインターネットITSに係る基盤技術の研究開発を推進。 ・エコドライブ分析診断等に適用可能なプローブ情報システムのセキュリティ対策を検討。 | <ul style="list-style-type: none"> ・基盤ソフトウェアの開発、セキュリティ対策、標準化、普及等が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・基盤技術の研究開発、標準化を推進し応用システムの実証実験等を通じて成果の有効性の実証及び普及を促進。 |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|------------|----------------------|--|
| | | <p>ドライバーへの情報提供・危険警告等により安全で快適な走行を支援するシステムを開発</p> |
| | | <p>グリーン購入法に基づき国等がETC対応車載器及び3メディア対応型VICS対応車載機を積極的に導入し、普及を促進</p> <p>信号機の集中制御化 < 1995年から2010年までに約4万基の整備を想定 ></p> <p>2001年道路交通法改正等により、道路交通情報提供事業者の正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進</p> <p>交通情報検証システムの的確な運用</p> <p>交通規制情報のデータベース化の推進</p> |
| | <p>道路交通情報提供事業の促進</p> | |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|---|--|
| <p>・安全運転支援システム(DSSS)における事故態様情報提供システム及び速度情報提供システムの有効性を検証する実証試験を愛知県豊田市内で実施。</p> | <p>・システムの早期実現に向けた開発が課題。</p> | <p>DSSSの各メニューに応じた各システムの実証実験を重ね、整備を推進。</p> |
| <p>・走行支援道路システムについて、実道(5箇所)及び試験走路での実証実験を実施(実証実験箇所は、名阪国道:米谷地区、東名阪自動車道:名古屋西JCT等の実道と、国土技術政策総合研究所の試験走路。)</p> | <p>・実証実験結果を踏まえ、実用化に向けた課題等の整理が課題。</p> | <p>・実用化可能なシステムから順次実環境へ導入。</p> |
| <p>・警察車両に3メディア対応型VICS対応車載機の導入を推進、関係機関に普及・促進の働き掛けを実施。</p> | <p>・3メディア対応型VICS対応車載機の出荷台数は平成14年度末現在約130万台。</p> | <p>・引き続き、警察車両への導入を推進するとともに、あらゆる機会を通じて関係機関に普及・促進を働きかけ。</p> |
| <p>・約1,700基の信号機の集中制御化を実施。</p> | <p>・1995年度から2002年度までに約12,000基を整備。</p> | <p>・平成22年までの目標達成に向けて、引き続き計画的に整備を推進。</p> |
| <p>・予測交通情報を提供する事業に係る届出制度や民間の交通情報提供事業者が遵守すべき指針の作成等に関する規定を整備。(改正道路交通法の施行)</p> <p>・交通情報提供事業者が、平成14年6月に施行された「交通情報の提供に関する指針」を遵守し、交通情報が提供できるよう指導・監督。</p> | <p>・提供する情報の更なる高度化が課題。</p> | <p>・民間事業者による高付加価値の情報提供を促進するため、平成16年度までにカーナビゲーションシステム等で必要となる交通規制情報のデータベース化を図るという目標達成に向けて、整備を推進。</p> |
| <p>・平成15年4月からの運用の開始に向けて交通情報検証システムを整備。</p> | <p>・システムの精度の維持等が課題。</p> | <p>・民間事業者の技術の進歩に伴い、システムの精度を維持し、的確に運用。</p> |
| <p>・GIS活用の具体的方策等について、検討を実施。</p> | <p>・全国的に統一されたフォーマットでの整備が課題。</p> | <p>・民間事業者による高付加価値の情報提供を促進するため、平成16年度までにカーナビゲーションシステム等で必要となる交通規制情報のデータベース化を図るという目標達成に向けて、整備を推進。(再掲)</p> |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|--|------------|---|
| 路上駐停車対策 | | <p>適正な駐車規制の実施</p> <hr/> <p>違法駐車抑止システム、駐車誘導システム等の整備</p> <hr/> <p>違法駐停車の取締りの推進</p> |
| <p>路上工事の縮減 (排出削減見込み量) 約40万t-CO₂ <導入目標量> 省エネ効果:約10万kl</p> | | <p>共同溝の整備、集中工事・共同施行の促進、道路使用許可の適切な運用</p> |
| <p>交通安全施設の整備 (排出削減見込み量) 約70万t-CO₂ <導入目標量> 省エネ効果:20万kl</p> | | <p>信号機の設置及び系統化、感応化等<1995年度から2010年度までに約2万基の高度化を想定></p> <hr/> <p>交通管制の高度化</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 交通実態に即した駐車禁止規制、時間制限駐車区間規制及び物流に配慮した駐車禁止規制を行うとともに、交通実態に即した規制の見直しを実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度中における駐車規制の見直し区間の合計は1,022区間(約772km)。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、交通実態に即した駐車禁止規制、時間制限駐車区間規制及び物流に配慮した駐車禁止規制を行うとともに、交通実態に即した見直しを実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 違法駐車抑止システムを13都市で整備。 | <ul style="list-style-type: none"> 駐車場を探したり、その空き待ちをしている車両による交通渋滞の発生が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体に対して駐車場の整備を働きかけるとともに、違法駐車抑止システム、駐車誘導システム等を整備・拡充。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点指向した取締りを実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成14年中の駐車違反取締件数は約172万件。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、違法駐停車の取締りを推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 約20kmの共同溝を整備。 各地域において、地方自治体、道路管理者、占有企業者等が参加する道路工事調整協議会を実施し、集中工事や共同施工等を調整。 | <ul style="list-style-type: none"> 共同溝の更なる整備が課題。 集中工事や共同施工の実施箇所を増やすとともに、その後の掘削規制等を一体実施すること等により、路上工事縮減の強化を図ることが課題。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、共同溝の整備を推進。 面的集中工事と掘削規制を一体的に実施する掘り返し対策重点エリアを三大都市において選定。道路利用者への路上工事情報の提供の充実。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 工事期間を短縮し、交通混雑の緩和を図るため平成14年2月の都道府県警察への通達に基づき、道路工事に係る道路使用許可制度の弾力的運用を都道府県警察に指示。 | <ul style="list-style-type: none"> 47都道府県において、通達の趣旨に沿った道路使用許可制度の運用に努め、昼夜間連続工事や施工区間の延長を容認するなど、工期全体における渋滞発生総量の縮減を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、道路使用許可制度の弾力的運用を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 約1,300基の信号機の高度化を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 1995年度から2002年度までに約11,000基を整備。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成22年までの目標達成に向けて、計画的な整備を継続して推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 光ビーコンなどを活用して交通状況を把握し、リアルタイムに交通情報を提供すること等により、交通の流れを積極的に管理する新交通管理システム(UTMS)整備事業を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> 交通管制の高度化の継続が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、計画的な交通管制の高度化を推進。 |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|---|------------------------|---|
| <p>テレワーク等情報通信を活用した交通代替の推進 (排出削減見込み量) 約340万t - CO₂</p> <p><導入目標量> 省エネ効果:約130万kl(2010年のテレワーク総人口:就業者数の25%程度(1630万人程度)を想定)</p> | | <p>交通情報板を活用した交通誘導、踏切信号機の整備等によるボトルネック対策の推進</p> |
| | | <p>信号灯器のLED化の推進</p> |
| | | <p>企業における情報通信環境の高度化、テレワークの導入、SOHO支援等に資する税制措置や金融支援</p> |
| | | <p>テレワーク・SOHOの促進に向けた情報提供、普及啓発等</p> |
| <p>環境負荷の小さい交通体系の構築 モーダルシフト・物流の効率化等</p> | | |
| <p>内航・鉄道貨物輸送の推進 (排出削減見込み量) 約150万t - CO₂</p> <p><導入目標量> 省エネ効果:約50万kl</p> | <p>現行の対策を見直し、着実に推進</p> | <p>幹線物流の効率化を支援するための法的措置を含む制度の検討</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|--|--|
| <p>・ドライバーのニーズに応じた交通情報を交通情報板等により提供し、交通流の分散・誘導を図る</p> <p>・踏切道に係る交通事故・交通渋滞に関する調査研究を実施し、踏切道に係る交通渋滞の発生メカニズムや踏切事故の分析等を実施。</p> | <p>・大都市圏での踏切における交通渋滞の解消が課題。</p> | <p>・引き続き、ドライバーのニーズに応じた交通情報を交通情報板等により提供し、交通流の分散・誘導を推進。</p> |
| <p>・歩行者用灯器のLED化を推進するために、実証実験等を踏まえて、標準仕様を策定。</p> | <p>・平成14年度末現在、LED式信号灯器数は車両用で約2万3千灯、歩行者用で約1千灯。</p> | <p>・引き続き、計画的に整備。</p> |
| <p>・日本政策投資銀行等による「テレワーク・SOHO支援特別融資制度」を運用。融資に関する具体的な相談はあったが、融資実績にはつながらなかった。</p> | <p>・平成14年の日本のテレワーク人口は408万人(週8時間以上実施の雇成型311万人、自営型97万人、調査時期14年10月～11月)と推計。</p> | <p>・テレワークやSOHOの実施を施設・設備面で支援する財政投融資制度については、平成14年度で制度が終了。</p> |
| <p>・テレワーク人口の推計、テレワークの実態等の把握、テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策等についての調査を実施し、シンポジウムを開催して成果を公表。</p> <p>・テレワーク・SOHOにかかる就業環境、行政施策へのニーズ、海外における取組、情報インフラ・機器の省エネルギー化等を進めるための調査研究を実施。</p> <p>・女性、高齢者がテレワークを始めるにあたり必要な知識を容易に修得するためのコンテンツを試作。</p> <p>・テレワーカーを対象としたエッセイコンテストを実施。</p> | <p>・平成14年の日本のテレワーク人口は408万人(週8時間以上実施の雇成型311万人、自営型97万人、調査時期14年10月～11月)と推計。(再掲)</p> <p>・大都市問題や地域活性化への対応、情報通信の利用環境の高度化等についての検討が課題。</p> | <p>・引き続き、テレワーク・SOHOを促進するための調査研究、シンポジウムの開催等を実施。</p> <p>・テレワークの先進的な取組を行っている都市を指定し、モデル的な支援を行いつつ、全国的な普及促進に向けた支援策の検討等を行うテレワークモデル都市制度の創設に向けた検討を実施。</p> <p>・女性、高齢者がテレワークを始めるにあたり必要な知識を容易に修得するためのコンテンツの改良。</p> |
| <p>・環境負荷の小さい効率的な物流体系の構築に向けて、モデルシフトアクションプログラムを策定。</p> | <p>・アクションプログラムの実行が課題。</p> | <p>・アクションプログラムの実施状況を見ながら、制度化の必要性を引き続き検討。</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 平成13年度に実施した丸の内地区実証実験の結果の分析と評価を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 当実験においては、物流効率化、交通環境と生活環境改善に関して一定の効果が認められた。当地区では、ビル内の縦持ち輸送の共同化の事業スキームが実用化され、実験終了後も取組が継続。他地区への拡大を図るにはビジネスモデルとしてのマニュアル構築が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> 15～16年度に秋葉原の電気街において、共同配送やITによる物流効率化等を目指す実証実験を実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 実証実験に対する補助制度を開始。平成14年度は北海道から九州まで全国で6件を支援した。(例)「大阪～名古屋・神戸間海上コンテナ輸送実証実験」 | <ul style="list-style-type: none"> 実施中の各実験とも概ね計画通りに実施されており、CO2排出量を輸送方法転換前の半分程度以下に抑制。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、環境負荷の小さい物流体系の構築を目指し実証実験を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 「鉄道事業法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第77号)が成立し、参入規制・料金規制の緩和について所要の措置を講じるとともに、海陸複合一貫輸送に対応した新たな事業類型として海運二種利用運送事業が設けられた。 | <ul style="list-style-type: none"> 改正法の施行に伴い、内航海運利用運送に関しては252社が、また、外航海運利用運送に関しては159社が、「海運二種利用運送事業者」として認定。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成15年4月1日に施行。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成14年4月に次世代内航海運ビジョンを策定。 事業規制関係の具体的な制度設計について検討中。 船員の乗組み体制の見直しについて内航船乗組み制度を検討中。 次世代内航船の設計手法構築、船型開発の実施。 二重反転式ポッド型推進器の設計手法・解析手法を開発し、要素研究の実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 13年度の輸送分担率は42.1%。14年度データは今秋に公表見込み。 実証試験後の実用化段階において、普及に向けた環境整備を進めることが課題。 | <ul style="list-style-type: none"> 内航海運業法の改正等所要の措置を講じる予定。 事業規制関係の具体的な制度設計について15年6月末に結論を得ることを目途として引き続き検討。 引き続き、船員の乗組み体制の見直しについて検討し、検討結果如何により、船員法の改正等所要の措置を講じる。 次世代内航船の実証船の基本仕様を検討し、最適船型の開発を行う。また、二重反転ポッド型推進器の実寸モデルの製作等を実施。 実証試験実施体制を早期に確立し、実証試験を実施。 普及に向けた環境整備を推進。 |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|--|---|--|
| | | <p>複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル等の拠点整備、湾内ノストップ航行の実現等による湾内航行時間の短縮等、海上ハイウェイネットワークの構築</p> <p>・2007年に東京湾口航路整備事業完成予定</p> <p>・2006年度までに東京湾においてAIS(船舶自動識別装置)の活用等海上交通センターを中心とした航行管制・支援機能強化を整備予定</p> |
| <p>物流の効率化 (排出削減見込み量) 約470万t-CO₂ <導入目標量> 省エネ効果:約180万kl</p> | <p>輸送力増強等の鉄道の利便性向上 (排出削減見込み量) 約30万t-CO₂ <導入目標量> 省エネ効果:約10万kl(鉄道コンテナの輸送分担率が3.6%に向上すると想定)</p> <p>現行の対策及び効果を以下のとおり見直し、推進 ・トラックの輸送の効率化 (排出削減目標量) 約290万t-CO₂ <導入目標量> 省エネ効果:約110万kl(1996年度から2010年度にかけて、トレーラーの保有台数が約1.5万台増加、25t車の保有台数が約7万台増加すると想定)</p> <p>・国際貨物の陸上輸送距離の削減 (排出削減目標量) 約180万t-CO₂ <導入目標量> 省エネ効果:約70万kl(陸上輸送量約9,300百万トンキロ削減を想定)</p> | <p>鉄道貨物輸送力の強化</p> <p>参入規制・運賃料金規制の緩和のため、鉄道事業法の改正案を2002年通常国会に提出</p> <p>鉄道等を活用した食品等のコールドチェーンシステムの整備</p> <p>規制の緩和による営業用貨物輸送の活性化のため、貨物自動車運送事業法の改正案を2002年通常国会に提出</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルについては、14港で整備を実施。 ・東京湾口航路の整備を実施。 ・安全性と効率性の調和した船舶航行環境の実現に向け、関係者の意見・ニーズ等を調査するとともに、シミュレーション等を実施し、新しい交通体系を検討。また、AISを活用した次世代型航行支援システムの整備のための実施設計を構築。 | <ul style="list-style-type: none"> ・荷主・物流事業者の海運利用への意識向上が課題。 ・新しい交通体系に関しては、安全性と効率性の両面からの総合的評価及び関係者の合意形成が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、内貿ターミナル及び東京湾口航路の整備を促進。 ・学識経験者、海事関係者、関係官庁職員を交えて、安全性と効率性の両面から総合的に検討を行い、新しい交通体系の案を取りまとめる予定。 ・18年度までに東京湾においてAIS(船舶自動識別装置)の活用等海上交通センターを中心とした航行管制・支援機能強化を整備予定。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・山陽線輸送力増強事業を新規採択。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度の鉄道コンテナの輸送分担率は3.2%。14年度データについては今秋に公表の見込み。 | <ul style="list-style-type: none"> ・18年度までに、待避線延伸、変電設備整備により、コンテナ列車長編成化への対応を実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「鉄道事業法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第77号)が成立し、貨物鉄道事業の許可に係る需給調整規制及び運賃・料金の上限認可制を廃止。 | | <ul style="list-style-type: none"> 平成15年4月1日に施行。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道・船舶を活用した低温流通(コールドチェーン)及び都市内物流における共同配送について、実証実験及び普及・啓発を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 普及拡大にはトラック輸送とのコスト面での競争力格差の縮小等が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・実証実験の結果について広く普及・啓発を実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「鉄道事業法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第77号)成立し、営業区域規制、運賃料金規制の廃止等を実施。 | | <ul style="list-style-type: none"> 平成15年4月1日に施行。 |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|--|-----------------|---|
| | | 車両の大型化、トレー化 |
| | | 車両の大型化に対応した橋梁の補強 |
| | | 中枢・中核国際港湾における国際海上コンテナターミナルの整備 多目的国際ターミナルの拠点的整備 |
| | | 生鮮品等の共同配送施設等の整備 信号機の設置、改良及び集中制御化 |
| 公共交通機関の利用促進 | | |
| 公共交通機関の利用促進 (排出削減目標量) 約520万t-CO ₂ <導入目標量> 省エネ効果:約200万kl(乗用車利用約8,000万台キロ削減を想定) | 現行の対策を見直し、着実に推進 | 都市部における鉄道新線整備に対する助成(1995年から2010年までに約310km供用開始予定) |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・車両の大型化、トレーラー化を推進すべく事業者団体に対する指導を実施。 ・基準緩和車両について、保安基準の範囲内におけるバラ積み貨物の輸送が可能となるよう積載条件を緩和。 | <ul style="list-style-type: none"> ・更なる施策の推進が課題。平成14年度において、25t車の保有車両数は72,500台、トレーラーの保有車両数は63,800台。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、輸送の効率化に向けた意識の向上や施策の必要性の事業者への周知等を通じて、車両の大型化、トレーラー化を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・一般国道(指定区間外)、都道府県道、市町村道において約300箇所を補強。 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般国道(指定区間)については大型化に対応した橋梁補強を概ね完了。都道府県道・市町村道での補強が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、一般国道(指定区間外)、都道府県道、市町村道における橋梁の補強を実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・15港で整備を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査の結果がまとまる16年度以降に15年度のコンテナ貨物量の陸上輸送距離の把握が可能となる見込み。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国際海上コンテナターミナルの整備を促進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・69港で整備を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査の結果がまとまる16年度以降にバルク陸上輸送距離の把握が可能となる見込み。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、多目的国際ターミナルの整備を促進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度末現在において、全国2箇所、生鮮食料品等の流通効率化のため、共同配送施設を整備。 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備後1年を経過する15年度末以降、積載効率の向上率等について検証可能となる見込み。 | <ul style="list-style-type: none"> 事業効果を検証。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故多発交差点、交通の危険が予想される箇所、歩行者の多い箇所を中心に、信号機の新設や信号機の集中制御化、系統化等の高度化改良を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> ・信号機は約18万5千基であり、全国の信号機の高度化率は54%(平成14年度末現在)。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、計画的な整備を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・営団半蔵門線(水天宮～押上間)等3路線計13.8Kmが開業。 | <ul style="list-style-type: none"> ・1995年から2002年までに東京都大江戸線(新宿～練馬間)等20路線計約195Kmが開業。 ・都市部における鉄道新線の整備に伴って削減された二酸化炭素の排出量の正確な把握手法の確立が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、都市部における鉄道新線整備を促進。 |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|------------|------------------------------------|--|
| | 都市部における鉄道新線及び中量軌道システムの整備を着実に推進 | 都市部における新交通システム等中量軌道システム整備を推進(1995年から2010年までに約100km供用開始予定) |
| | サービス・利便性向上を一層推進することにより公共交通機関の利用を促進 | <p>整備新幹線の整備</p> <p>ICカードの導入、乗り継ぎ改善等のサービス・利便性向上を通じた公共交通機関の利用の促進</p> <p>都市圏交通円滑化総合計画の策定に関し、2001年度創設の交通需要マネジメント(TDM)実証実験を活用</p> |
| | | 国民運動による公共交通機関の利用促進 |
| | | <p>駅前広場等交通結節点の整備</p> <p>公共交通機関利用促進に資する社会実験の実施</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|---|--|
| <p>・平成14年度は日暮里・舎人線(日暮里～見沼代親水公園)等10箇所計約55kmを整備中。</p> | <p>・1995年から2002年までにゆりかもめ(新橋～有明間)等10路線計約60kmが開業。</p> <p>・都市部における中量軌道システムの整備に伴って削減された二酸化炭素の排出量の正確な把握手法の確立が課題。</p> | <p>・引き続き、都市部における新交通システム等中量軌道システム整備を促進。</p> |
| <p>・平成14年12月1日に東北新幹線(盛岡～八戸間)97Kmが開業。</p> | <p>・1995年から2002年までに北陸新幹線(高崎～長野間)及び東北新幹線(盛岡～八戸間)2線2区間計214Kmが開業。</p> | <p>・引き続き、整備新幹線の整備を促進(平成16年春に九州新幹線(新八代～西鹿児島間)127kmが開業予定)。</p> |
| <p>・バリアフリー化や鉄道駅における乗り継ぎ円滑化等、公共交通の利用促進に資する事業への各種補助を実施。</p> <p>・ワールドカップ開催地域における多機能ICカード実証実験や札幌市におけるポストペイ(事後精算)型ICカード実証実験を実施。</p> | <p>・事業者が自発的に実施するサービス・利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進に資する取組を支援するスキームの充実が課題。</p> | <p>・引き続き公共交通機関の利用促進に資する事業への各種補助を実施する。</p> <p>・公共交通移動円滑化設備整備費補助制度を拡充。</p> <p>・広域的な公共交通利用転換に関する実証実験を創設。</p> <p>・地方税の特例措置として、駅の乗り継ぎ円滑化に資する特例措置の対象に「ICカード乗車券に係る設備」を追加。</p> |
| <p>・平成14年度には、警察庁及び国土交通省が共同で3件の実験計画を認定し、13年度からの継続分と併せて23件の実験を実施。(再掲)実験終了後、複数地域において実験の成果を踏まえた本格的導入を実施。(再掲)</p> | <p>・札幌市、松山市におけるコミュニティバス等について、実証実験後、本格的導入が開始されたほか、仙台市、会津若松市においても実験終了後の本格的導入を検討中。(再掲)</p> | <p>・引き続き、TDM実証実験を推進。(再掲)</p> |
| <p>・普及啓発パンフレット等を一般に配付</p> | <p>・地域住民が利用する場でのパンフレット等の配付が課題。</p> | <p>・地域住民が利用する場でのパンフレット等の配付。</p> |
| <p>・約180箇所交通結節点の整備を実施</p> | <p>・関係機関との調整に時間がかかることが課題。</p> | <p>・引き続き、整備を推進。</p> |
| <p>・小型循環バスの導入やパークアンドライド等、福島県いわき市等5箇所において実施。</p> | <p>・現在、大阪府大阪市等7箇所において、実験において試行した施策を本格的に導入。</p> | <p>・引き続き新しい施策の導入に向け社会実験を推進。</p> |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|--|------------------|--|
| | | バス専用・優先レーンの設定、バス優先信号制御による公共車両優先システム(PTPS)等の整備の推進 |
| その他輸送機関のエネルギー消費効率向上・*「船舶のエネルギー消費効率の向上」による効果を除く | | |
| <p>鉄道のエネルギー消費効率の向上 (排出削減見込み量) 約40万t-CO₂</p> <p><導入目標量> 省エネ効果:約10万kl(エネルギー消費原単位約7%改善を想定)</p> <p>航空のエネルギー消費効率の向上 (排出削減見込み量) 約110万t-CO₂</p> <p><導入目標量> 省エネ効果:約40万kl(エネルギー消費原単位約7%改善を想定)</p> | <p>新技術の開発の推進</p> | <p>鉄道車両・航空機材の新規導入促進 ・事業者による省エネ型車両・機材導入についての取組</p> <p>・新規車両・機材の導入に対する支援措置による車両・機材の更新</p> <hr/> <p>スーパーエコシップ等新技術の開発への支援</p> <hr/> <p>省エネルギー型次世代交通機関の研究開発</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・バス専用・優先レーンの設定、バス感知器・バス感応式信号機の整備、公共車両優先システム(PTPS)の導入等のバス優先対策を推進。PTPSについては8県において運用。 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共車両優先システム(PTPS)は、現在27都道府県で運用。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度までに公共車両優先システム(PTPS)を全国主要都市に導入するという目標達成に向けて、整備を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ボランタリープランにおける数値目標を省エネ型車両の導入とエネルギー消費原単位改善率に統一。 ・鉄道車両のエネルギー消費効率向上のための設備(VVVF)導入に係る法人税の特別償却制度(エネルギー需給構造改革推進投資促進税制)を実施。 ・定期航空協会の策定するボランタリープランについて、フォローアップを実施し、事業者による燃料消費効率のよい機材への更新の取組を促進。 ・航空機の法人税に係る特別償却制度及び航空機導入に対する財政投融资制度を通じて、事業者の機材更新を促進。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランタリープランの目標達成等を通じて、鉄道自身が環境負荷の軽減に努めていくことが課題。 ・ボランタリープランの目標達成等を通じて、燃料消費効率のよい機材の導入を促進することが課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今年度中に導入目標量に関する調査を実施予定。 ・固定資産税の特例措置として、新規導入車両に関する特例措置の対象に「エネルギーの使用の合理化に資する車両」を追加するなど引き続き支援措置を通じて、事業者の車両更新を促進。 ・今年度中に導入目標量に関する調査を実施予定。 ・引き続き、事業者の取組のフォローアップを実施することによって、機材更新への取り組みを促進するとともに、引き続き支援措置を通じて、事業者の機材更新を促進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・次世代内航船の設計手法構築、船型開発の実施。(再掲) ・二重反転式ポッド型推進器の設計手法・解析手法を開発し、要素研究の実施。(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・実証試験後の実用化段階において、普及に向けた環境整備を進めることが課題。(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・次世代内航船の実証船の基本仕様を検討し、最適船型の開発を行う。また、二重反転ポッド型推進器の実寸モデルの製作等を実施。 ・実証試験実施体制を早期に確立し、実証試験を実施。 ・普及に向けた環境整備を進める。(再掲) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道車両用燃料電池システムの技術開発に対する助成を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境対策に関する技術開発は、経営的には必ずしも即効的ではなく、市場に任せるだけでは開発がなかなか進まないことが課題。 ・今後導入増の見込まれる30～50席クラスのリージョナルジェット機市場において、環境負荷の小さい航空機、エンジンの普及を行うことが課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道車両用燃料電池システムの技術開発を補助対象として検討。 ・省エネルギー型次世代交通機関の開発可能性について検討。 ・燃費効率がよく環境負荷の小さい小型航空機、小型機用エンジンの技術開発を支援。 |

大 綱 の 記 述

| 表4 新エネルギー対策 | | |
|---|-----------|---|
| 現行対策とその評価 | 追加対策とその効果 | 国等の施策 (現行、追加) |
| [導入段階における支援] | | |
| <p>現行新エネルギー対策 新エネルギーの2010年度1,910 万kl導入を目指し、1998年に取り まとめられた新エネルギー対策 <2010年度導入見込み量 :878万kl></p> | | <p>地方公共団体、事業者等に対 する導入補助の推進</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>太陽光発電等の導入補助の 推進</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>税制・金融面での支援</p> |

点 検 結 果

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|---|---|
| <p>・地域において、新エネルギーの大規模・集中導入等、先進的な取組等を行う地方公共団体等に対して、事業費の1/2以内を補助。</p> <p>・「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」に基づき認定を受けた利用計画に従って新エネルギーを導入する先進的な事業者に対して、事業費の1/3以内を補助。</p> <p>・農業水利施設を活用した小水力発電を実施。</p> | <p>・地方公共団体等に対して、平成14年度は111件を補助。</p> <p>・事業者に対して、平成14年度は123件を補助。</p> <p>・新技術等を活用したコストの低減や、小水力発電に関する施設管理者等の意識向上が課題。</p> | <p>・引き続き、補助を実施。</p> <p>・関係省、電気事業者等とともに、既存の農業水利施設を活用した小水力発電を推進。</p> |
| <p>・住宅用太陽光発電システムを設置する者に1kW当たり10万円を補助。</p> <p>・風力、太陽光発電等の自然エネルギーを活用した発電設備を漁港施設等と一体的に整備。</p> <p>・集落排水施設の処理施設の付帯設備として実施。</p> | <p>・平成13年度は累計73,913件、267MW(メガワット)が導入、平成14年度は42,837件の申請を受理。</p> <p>・実施事例が少なく、今後の積極的な推進が課題。</p> <p>・より効率的な整備手法、制度について検討や実施主体への情報提供等が課題。</p> | <p>・住宅用太陽光発電システムを設置する者に1kW当たり9万円を補助。</p> <p>・事業主体の意向を踏まえ、風力、太陽光発電を整備。</p> |
| <p>・エネルギー需給構造改革推進投資促進税制において、新エネルギー設備導入に係る法人税・所得税の税額控除又は特別償却の対象に平成14年度からバイオマス・雪氷エネルギー関連施設を追加。</p> <p>・ローカル税制において、新エネルギー設備導入に係る固定資産税を軽減。</p> <p>・大規模な新エネルギー設備導入に対し、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫により低利融資。</p> | | <p>・引き続き、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制において、新エネルギー設備導入に係る法人税・所得税の税額控除又は特別償却を実施。</p> <p>・引き続き、ローカル税制において、新エネルギー設備導入に係る固定資産税を軽減。平成15年度より、対象にバイオマス発電関連施設を追加。</p> <p>・引き続き、大規模な新エネルギー設備導入に対し、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫により低利融資。平成15年度より、対象にバイオマス・雪氷エネルギー関連施設を追加。</p> |

| 現行対策とその評価 | 追加対策とその効果 | 国等の施策 (現行、追加) |
|-------------------|--|--|
| 【技術開発・実証段階における支援】 | | |
| | | 燃料電池、太陽光発電等に関する技術開発・実証試験の推進 |
| 【環境整備、普及啓発等】 | | |
| | | <p>規制・制度面の環境整備</p> <hr/> <p>普及啓発等の推進</p> |
| 【導入段階における支援等】 | | |
| | <p>追加新エネルギー対策 新エネルギーの2010年度1910万kl導入を目指し、2001年に取りまとめられた追加的な新エネルギー対策 (排出削減見込み量) 約3,400万t-CO₂</p> | <p>バイオマス、雪氷の新エネ法への位置づけ</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 燃料電池について、電解質膜・電極・改質器等の基盤的な技術開発を推進。燃料電池自動車、定置用燃料電池の実証試験を開始。(再掲)住宅用燃料電池の導入に向けたモデル実証実験の条件等を検討。 | <ul style="list-style-type: none"> 燃料電池は、経済性の向上、耐久性の向上が課題。(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、燃料電池について、技術開発・実証試験を実施。(再掲) 燃料電池自動車の大量普及を図るため、安全性等に関するデータを収集。住宅用燃料電池の導入のためのモデル実証実験を実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電については、低コスト化・高効率化の技術開発を実施。 水産廃棄物のメタン発酵によるバイオエネルギー利用について、発酵処理装置を用いた処理試験及びモデルシステムの設計を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電は、更なる経済性の向上が課題。 中温でのメタン発酵の可能性を確認。発酵過程の確認及び効率的な発酵条件の把握等が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> 安全かつ低コストな水素の製造・利用に関する技術の開発。(再掲) 太陽光発電について、技術開発を継続して実施。太陽光発電の大規模集中連系に係る実証試験を本格化。 技術開発により、エネルギー(バイオガス)獲得源と廃棄物処理の両立する新システムを構築。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 燃料電池に関する28項目の法規制について、平成16年度までに再点検を行うべくスケジュールを策定。 | <ul style="list-style-type: none"> 規制の再点検を着実に進めることが課題。 | <ul style="list-style-type: none"> スケジュールにのっとり、規制の再点検を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 地域新エネルギービジョンの策定を行う自治体に対し、定額補助。 NPO等が実施する新エネルギー導入事業や普及啓発活動に対し補助。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度は地域新エネルギービジョンの策定170件を補助。 平成14年度に、NPO等が実施する新エネルギー導入補助事業94件、普及啓発活動126件を補助。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地域新エネルギービジョンの策定を行う自治体に対し、定額補助。 引き続き、NPO等が実施する新エネルギー導入事業や普及啓発活動に対し補助。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成14年12月、バイオマス、雪氷エネルギーの新エネ法対象化に伴い、基本方針及び利用指針を改正。 地方公共団体、事業者等に対する導入補助の対象にバイオマス、雪氷エネルギーを追加。 | | |

| 現行対策とその評価 | 追加対策とその効果 | 国等の施策 (現行、追加) |
|-----------|---|-------------------------------|
| | <p>< 2010年度導入目標量 :1,910万kl > (内訳は以下のとおり。) 太陽光発電 482万kW (うち、住宅用太陽光発電 :約100万台想定) 風力発電 300万kW 廃棄物発電 417万kW バイオマス発電 33万kW 太陽熱利用 439万kl (うち、住宅用太陽熱利用 :約900万台想定) 未利用エネルギー 58万kl 廃棄物熱利用 14万kl バイオマス熱利用 67万kl 黒液・廃材等 494万kl</p> | <p>地方公共団体、事業者等に対する導入補助の推進</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|--|--|
| <p>・地域において、新エネルギーの大規模・集中導入等、先進的な取組等を行う地方公共団体等に対して、事業費の1/2以内を補助。(再掲)</p> <p>・「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」に基づき認定を受けた利用計画に従って新エネルギーを導入する先進的な事業者に対して、事業費の1/3以内を補助。(再掲)</p> <p>・廃食用油からバイオ燃料を製造・利用する地方公共団体に対し、施設整備費の一部を補助。</p> <p>・木質バイオマス発電施設等の整備、公共施設等における木質ボイラー等の導入を支援。木質バイオマスを燃料として利活用するための施設を整備。</p> | <p>・地方公共団体等に対して、平成14年度は111件を補助。(再掲)</p> <p>・事業者に対して、平成14年度は123件を補助。(再掲)</p> <p>・地球温暖化の防止や循環型社会の形成の観点から、バイオマスの利活用の加速化が期待</p> <p>・バイオマス由来燃料については、諸外国で導入が先行、国内においても普及が期待</p> <p>・バイオマスエネルギーの導入目標達成のため、木質バイオマスのエネルギー利用の更なる推進が課題。</p> | <p>・引き続き、補助を実施。(再掲)</p> <p>・バイオ燃料、地中熱、燃料電池等を利用するために必要となる施設の整備等を行う地方公共団体や事業者に対して補助。</p> <p>・実行計画に基づき新エネルギーを導入する地方公共団体に対して補助。</p> <p>・バイオマスの利活用を促進するための計画策定やメタン発酵・炭化等の新技術を活用したモデル的な施設整備等を支援。</p> <p>・バイオマス由来燃料の製造・供給システムの構築に向けた取組を推進。</p> <p>・公共施設等における木質バイオマスエネルギー利用施設の整備を重点的に実施。</p> |
| <p>・下水道において下水汚泥由来のメタンガス等の新エネルギーを利用する事業を補助。</p> <p>・下水汚泥以外のバイオマスを下水道施設でメタンガスに変換する事業を新規に補助。</p> | <p>・下水道事業においても更なる新エネルギー利用の推進が課題。</p> | <p>・引き続き、下水道において新エネルギーを利用する事業を補助。</p> |

| 現行対策とその評価 | 追加対策とその効果 | 国等の施策 (現行、追加) |
|-------------------|-----------|---|
| | | <p>太陽光発電、太陽熱利用等の導入補助の推進</p> <p>グリーン購入・調達の推進</p> |
| 【技術開発・実証段階における支援】 | | |
| | | <p>燃料電池、太陽光発電、バイオマスエネルギー等に関する技術開発・実証試験等の強化</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システムを設置する者に1kW当たり10万円の補助を実施。(再掲) ・導入潜在性の高い太陽熱利用機器について、住宅用太陽熱高度利用システムを設置する者に対し最大15万円の補助を開始。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度は累計73,913件、267MW(メガワット)が導入、14年度は42,837件の申請を受理。(再掲) ・平成14年度に5,436件の申請を受付。 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システムを設置する者に1kW当たり9万円を補助。(再掲) ・導入潜在性の高い太陽熱利用機器について、住宅用太陽熱高度利用システムを設置する者に対し最大10万円を補助。 ・実行計画に基づき太陽光発電、太陽熱利用等を導入する地方公共団体に対して、導入を補助。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度中に、設置可能な全ての中央官庁庁舎に太陽光発電設備を整備。 ・平成14年12月に5台の燃料電池車を率先導入。 | <ul style="list-style-type: none"> ・中央官庁庁舎14カ所に太陽光発電設備を設置。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、グリーン購入・調達を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池については、電解質膜・電極・改質器等の基盤的な技術開発を実施。燃料電池自動車、定置用燃料電池の実証試験を開始。(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池は、経済性の向上、耐久性の向上が課題。(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池について、技術開発を継続して実施(再掲)。燃料電池自動車の大量普及を図るため、安全性等に関するデータの収集を実施(再掲)。平成19年度までの予定で高性能、低コストの高温運転型次世代燃料電池を実現する革新的材料を産学連携で開発。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電については、低コスト化・高効率化の技術を開発。(再掲) ・バイオマスエネルギーについては、効率的に燃料転換を行う技術開発を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電は、更なる経済性の向上が課題。(再掲) ・バイオマスエネルギーは、経済性の向上、効率の向上が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ低コストな水素の製造・利用に関する技術開発を開始。(再掲) ・太陽光発電について、技術開発を継続して実施。太陽光発電の大規模集中連系に係る実証試験を本格化。(再掲) ・引き続き、バイオマスエネルギーについて、技術開発を実施。 |

| 現行対策とその評価 | 追加対策とその効果 | 国等の施策 (現行、追加) |
|--------------------|-----------|--------------------------|
| | | |
| | | <p>地域特性も踏まえた技術開発等の推進</p> |
| <p>[環境整備・普及啓発]</p> | | |
| | | <p>電力系統連系対策の検討等</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスのメタン発酵と燃料電池を組み合わせたシステムの実施検証事業を実施し、ガス化(木質ガスによる小規模発電システム)、油化(木質廃棄物の急速熱分解システム)、固形化(高圧処理等による木質新燃料の製造・利用技術)技術を開発。 ・既存の競争的資金制度を活用し、基礎的研究を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本格的普及のため革新的な新材料技術の開発が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等からバイオエネルギーを製造する技術開発を行う事業者等に対し技術開発費用を補助。省スペースとなるメタンガスの貯蔵技術の実証実験を実施。木質系廃材に蒸気加圧爆砕処理を施し、下水汚泥と混合発酵させてメタンガスを回収する技術の性能評価研究を実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスエネルギー及び雪氷冷熱エネルギーの導入を円滑化するための実証試験を実施。 ・廃木材・廃食用油を活用した地域循環型エネルギーシステムの実施検証事業を実施。 ・家畜排泄物等の循環利用システムの実証試験、システム全体の総合的な経済性の検証を実施。 ・水素供給・運搬システムの耐久性・効率・反応速度等の特性把握のための実証実験を実施し、燃料電池活用型の街づくりを検討。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度は新規に9件を補助。 ・家畜糞尿の効率的な搬入・搬出等の手法の確立、効率的な施設の運転管理体制、副資材の処理技術等の確立が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地域特性も踏まえた技術開発等を推進。 ・平成16年度に実証試験を完了し、各種マニュアル等を作成。 ・平成15年度より、バイオガスから発生する水素エネルギーの製造・貯蔵技術と燃料電池を組み合わせた実証研究を実施。 ・燃料電池の分散配置、安全な水素供給や効率的なエネルギー利用ネットワーク構築に関する実証実験を行い、燃料電池を活用したクリーンな街づくりの構想のためのモデルプランを策定。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電の大規模な導入を行うためには、周波数変動抑制等の系統安定化や既存系統の増強等の対策が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模風力発電所における出力安定化技術の開発に着手。 ・系統連系対策の検討に着手。 |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・国際標準化機関(ISO、IEC)への用語、安全、性能に関する標準の日本案提案など、基準・標準の策定事業を推進。 ・燃料電池に関する28項目の法規制について、平成16年度までに再点検を行うべくスケジュールを策定。(再掲) ・公道を走行するために必要となる大臣認定の際の技術指針を策定。(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・規制の再点検を着実に進めることが課題。(再掲) ・平成17年からの普及に向けて、燃料電池自動車の安全・環境に関する基準等の整備が課題。(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールにのっとり、規制の再点検を推進。(再掲) ・各種試験・調査を実施し、燃料電池自動車の安全性・環境性能に関する基準を整備し、燃料電池自動車の大量生産を行うために必要となる型式指定の取得が可能となるよう措置。(再掲) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域新エネルギービジョンの策定を行う自治体に対し、定額補助。(再掲) ・NPO等が実施する新エネルギー導入事業や普及啓発活動に対し補助。(再掲) ・バイオマス・ニッポン総合戦略を閣議決定(平成14年12月27日)し、バイオマス利活用を推進するためのシンポジウムを開催。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度は地域新エネルギービジョンの策定170件を補助。(再掲) ・14年度に、NPO等が実施する新エネルギー導入補助事業94件、普及啓発活動126件を補助。(再掲) ・バイオマスの利活用に関するメリット、最新技術、環境への影響等について正しい情報が必ずしも浸透していないのが課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地域新エネルギービジョンの策定を行う自治体に対し、定額補助。(再掲) ・引き続き、NPO等が実施する新エネルギー導入事業や普及啓発活動に対し補助。(再掲) ・バイオマス資源の有効活用に資する燃料電池の効果的な活用を促すための戦略の報告書を地方公共団体に配布。 ・バイオマス関連情報を収集・整理・提供するための情報拠点の創設、シンポジウム等を通じた国民の理解の醸成。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年6月、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法を公布。12月より一部施行、新エネルギー等発電設備認定を開始。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年1月27日に経済産業省告示として平成15年度以降の8年間についての利用目標を決定。 ・平成15年3月31日までに約9千件の設備認定を完了。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年4月より、同法を全面施行。 ・平成22年度の利用目標122億kWhの達成に向け、同法を着実に運用。 |

大 綱 の 記 述

| 表5-1 燃料転換等 | | |
|-------------------|---|--|
| 現行対策とその評価 | 追加対策とその評価 | 国等の施策 (現行、追加) |
| | <p>電力等の燃料転換等に向けた追加対策</p> <p style="text-align: center;">排出削減見込み量 約1800万t-CO₂</p> | <p>老朽石炭火力発電の天然ガス火力発電への転換費用の一部を補助</p> <hr/> <p>一定規模以上のCO₂排出削減効果が見込まれる産業用ボイラー等の燃料転換費用の一部を補助</p> <hr/> <p>天然ガスパイプラインにかかる安全基準の整備</p> <hr/> <p>国内天然ガス開発事業(開発井、連絡パイプライン等)への低利融資</p> |

点 検 結 果

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・老朽石炭火力発電施設の天然ガス火力発電施設への転換費用の一部を補助する制度を創設。 | <ul style="list-style-type: none"> ・燃料転換には準備に長期間を要するが、老朽石炭火力発電施設から天然ガス火力発電施設への転換等、事業者による積極的な燃料転換への取組促進が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、補助事業の普及に努めるほか、必要に応じ、補助事業の内容を見直す予定。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・燃料転換に必要な費用の一部を補助する制度を創設。 | <ul style="list-style-type: none"> ・93件の補助事業を採択し、約2万トンのCO₂を削減。さらなる燃料転換が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、燃料転換費用の一部を補助。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ガスパイプライン安全基準検討会中間取りまとめ(平成14年3月)を踏まえ、技術基準等の素案を取りまとめ。 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準等の素案の取りまとめをもとに、省令案等を検討中。 ・平成14年度に取りまとめた素案に基づき、技術基準の作成が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・省令等を整備。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・国内天然ガス開発事業(開発井、連絡パイプライン等)について、低利融資枠2600億円の内数として確保。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国内天然ガス開発の促進が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国内天然ガス開発の促進に必要な低利融資資金を確保。 |

大綱の記述

| 大綱中の該当箇所 | 大綱中の記述 |
|---|---|
| <p>安全性の確保を大前提として、立地地域はもとより、電力消費地も含めて国民的な合意形成に向けた取組の実施</p> | <p>安全性の確保を大前提として、立地地域はもとより、電力消費地も含めて国民的な合意形成に向けた取組の実施</p> |
| <p>電源三法及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく施策の着実な推進</p> | <p>電源三法及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく施策の着実な推進</p> |

点 検 結 果

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・安全確保のための点検等のため運転停止している多くの原子炉について、国民の信頼回復及び再発防止のため、原子力関係法の改正を始め最大限の努力を行った。 ・電話やファクシミリによる質問受付機能「原子力なんでも相談室」の強化や、原子力情報のインターネット上における統一的な窓口「原子力情報ナビ」を設置。 ・原子力発電所等見学者の拡大を推進。 ・地元理解に向けた促進活動の連絡調整を行う窓口として「地域担当官事務所」を新潟県柏崎市、福井県敦賀市、福島県富岡町に設置。設置。 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全性の確保を大前提とする運転再開への地元の理解と信頼回復が課題。 ・平成14年度「原子力なんでも相談室」の質問受付件数は377件。 ・平成14年度「原子力情報ナビ」へのアクセス件数は169,598件。 ・平成13年10月からの1年間の全国の原子力発電所等の見学者数は101万人。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、最大限の努力を図る。 ・一般市民層に向けたより効果的な施策を展開。 ・市民一人一人が身近な課題として原子力について考えるための環境を整備。 ・市民との双方向性と透明性が確保された広報体制を整備。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「発電用施設周辺地域整備法」及び「電源開発促進対策特別会計法」を改正し、電源三法に基づく支援対象を原子力等の長期固定電源に重点化するとともに、交付金等による支援対象事業を拡大(15年10月施行)。 ・「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の支援対象となる「原子力発電施設等立地地域」に4府県を指定。具体的支援内容を定めた「原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画」を1県について決定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・立地地域のニーズを反映した効果的な交付金制度となるよう検討することが課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・電源三法の改正を受けて平成15年10月より現行の交付金等を統合し「電源立地地域対策交付金」を新設し、立地地域への支援対象事業を拡大。 ・「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づく「原子力発電施設等立地地域」の指定及び「原子力発電施設立地地域の振興に関する計画」の決定が円滑に行われるよう努力。 |

| 大綱中の該当箇所 | 大綱中の記述 |
|---|---|
| <p>核燃料サイクルの研究開発、その成果の適切な技術移転、プルサーマルの着実な推進など核燃料サイクルの国内における確立への取組</p> | <p>核燃料サイクルの研究開発、その成果の適切な技術移転、プルサーマルの着実な推進など核燃料サイクルの国内における確立への取組</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|--|--|
| <p>・世界最高水準の性能と国際的に比較し得る経済性を有する新型遠心機を開発。</p> <p>・核燃料サイクルが今後取り組むべき事業分野や技術開発課題等を抽出・整理。革新的実用原子力技術開発制度において産学の原子力技術の研究テーマ11件を新規に補助。</p> <p>・MOX燃料加工について、各要素技術の適合性等を確認するための試験を実施。</p> <p>・「もんじゅ」は、ナトリウム漏えい対策に関する安全審査が終了。</p> <p>・「高速増殖炉サイクル実用化戦略調査研究」のフェーズ(H13～H17)の推進。</p> <p>・「常陽」MK- 計画に基づく照射性能向上を目的とした改造工事の実施。</p> <p>・日本原燃株が進めている六ヶ所再処理施設の試運転に係わる技術支援。</p> <p>・平成10年代後半に予定されている概要調査地区選定等に向けた基礎研究開発を実施。</p> <p>・瑞浪超深地層研究所(岐阜県瑞浪市)の建設に着手(平成14年7月)。</p> <p>・幌延深地層研究センター研究所(北海道幌延町)設置地区の選定(平成14年7月)。</p> <p>・高レベル放射性廃棄物の処分や選定の第一段階である概要調査地区について、処分実施主体である原子力発電環境整備機構が全国の市町村を対象に公募を開始(平成14年12月)。</p> | <p>・平成14年度現在で、同年度新規採択分を含め27件の研究開発テーマに対し補助を実施中。</p> <p>・「もんじゅ」は、地元了解を得て改造工事に着手することが課題。</p> <p>・「高速増殖炉サイクル実用化戦略調査研究」は、フェーズ 段階として、実用化候補概念の更なる絞り込みを行い、平成15年度中に中間とりまとめを実施。</p> <p>・「常陽」はMK- 炉心による運転開始(100%出力)に向けた性能試験を実施することが課題。</p> <p>・再処理施設の試運転に係る技術支援継続が課題。</p> <p>・高レベル放射性廃棄物の地層処分技術の確立が課題。</p> <p>・幌延深地層研究センター研究所(北海道幌延町)の建設に着手(平成15年7月)。</p> | <p>・平成21年まで新型遠心機の開発を実施。</p> <p>・引き続き、核燃料サイクルが今後取り組むべき事業分野や技術開発課題等への取組について検討。</p> <p>・引き続き、有望な技術開発テーマに対して補助。</p> <p>・平成19年まで確認試験を実施。</p> <p>・ブルサーマル実現のための広報活動</p> <p>・「もんじゅ」改造工事着手。</p> <p>・FBRサイクル実用化戦略調査研究フェーズ の中間取りまとめ及び今後の開発計画を策定し総合評価を実施する予定。</p> <p>・「常陽」MK- 改造計画の完了と運転開始。</p> <p>・商用軽水炉サイクルの実施に向けた技術移転協力。</p> <p>・引き続き、平成10年代後半に予定されている概要調査地区選定等に向けた基礎研究開発を実施。</p> <p>・瑞浪市及び幌延町の深地層研究計画の推進、建設着手。</p> |

| 大綱中の該当箇所 | 大綱中の記述 |
|--|--|
| <p>核燃料サイクル施設等の立地に係る電源立地地域進行策の推進(MOX燃料加工施設、高レベル放射性廃棄物最終処分施設等を電源立地等初期対策交付金の対象に追加等)</p> | <p>核燃料サイクル施設等の立地に係る電源立地地域進行策の推進(MOX燃料加工施設、高レベル放射性廃棄物最終処分施設等を電源立地等初期対策交付金の対象に追加等)</p> |
| <p>原子力政策に関する国民的合意形成に向けた「広聴・広報活動」の抜本的強化</p> | <p>原子力政策に関する国民的合意形成に向けた「広聴・広報活動」の抜本的強化</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・MOX燃料加工施設、高レベル放射性廃棄物最終処分施設等を電源立地等初期対策交付金等の対象に追加。 ・使用済燃料の貯蔵施設を電源立地促進対策交付金の対象に追加。 ・MOX燃料加工施設については、事業者が平成21年の操業開始を目指し、現在自治体に対し立地協力要請中。 ・使用済燃料の貯蔵施設については、事業者が平成22年までの操業開始を目指し準備中。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・MOX燃料加工施設、使用済燃料の貯蔵施設等の立地や高レベル放射性廃棄物の最終処分事業等の進捗状況に応じ、電源三法交付金制度について必要な措置を行う。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・電話やファクシミリによる質問受付機能「原子力なんでも相談室」の強化や、原子力情報のインターネット上における統一的な窓口「原子力情報なび」を設置。(再掲) ・原子力発電所等見学者の拡大を推進。(再掲) ・地元理解に向けた促進活動の連絡調整を行う窓口として「地域担当官事務所」を新潟県柏崎市、福井県敦賀市、福島県富岡町に設置。(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度「原子力なんでも相談室」の質問受付件数は377件。(再掲) ・平成14年度「原子力情報なび」へのアクセス件数は169,598件。(再掲) ・平成13年10月からの1年間の全国の原子力発電所等の見学者数は101万人。(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・一般市民層に向けたより効果的な施策を展開。(再掲) ・市民一人一人が身近な課題として原子力について考えるための環境を整備。(再掲) ・市民との双方向性と透明性が確保された広報体制を整備。(再掲) |

| 大綱中の該当箇所 | 大綱中の記述 |
|------------------------------------|------------------------------------|
| <p>エネルギーや原子力に関する教育の推進のための環境の整備</p> | <p>エネルギーや原子力に関する教育の推進のための環境の整備</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|---|---|
| <p>・学校の教職員向けに、エネルギー教育に関する指導方法の研究、エネルギー教育指導事例集など補助教材の提供、情報誌の発行等を実施。</p> <p>・児童・生徒向けには、副教材の提供、体験学習会の開催、作文コンクール等を実施。</p> <p>・全国の小中高等学校からの申込みに応じ、エネルギー教育のための補助教員を派遣するとともに、エネルギー教育実践校を平成14年度には小中高等学校あわせて53校を指定。</p> <p>・原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金を創設。</p> <p>・原子力・エネルギーに関する教育支援ホームページ「ニュークパル」を開設。</p> | <p>・施策の拡充・強化が課題。</p> <p>・教育支援事業交付金については、引き続き、各都道府県への周知が課題。</p> <p>・ホームページ「ニュークパル」については、順次コンテンツの充実が課題。</p> | <p>・これまでの施策の継続と、エネルギー教育実践校や地域の拠点大学の数を増大させるなど、原子力を含むエネルギー教育を支援する施策を拡充・強化。</p> <p>・引き続き、交付金の活用へ向け各都道府県に周知。</p> <p>・ホームページのコンテンツを充実。</p> |

大綱の記述

表6 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出抑制対策の推進

| | 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|----------------|--|--|---|
| 非エネルギー起源の二酸化炭素 | <p>工業過程からの二酸化炭素排出抑制対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産工程で二酸化炭素排出のより少ない混合セメントの利用拡大 <p>廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出抑制対策の推進(約300万t-CO₂)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等の分別の徹底、分別回収・再使用の実施、関連施設の整備等による廃棄物の排出量の削減発生抑制及び再生利用率の向上 <一般廃棄物約24 産業廃棄物約47% >。 ・グリーン購入の推進による再生資源・商品の利用促進 | <p>ダイオキシン対策推進基本指針に基づく減量化の目標量の設定(平成11年9月)、循環型社会形成推進基本法の制定、廃棄物処理法の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定(平成12年6月)並びに廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標の設定(平成13年5月)により、約300万t-CO₂削減を着実に実施する。</p> | <p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく率先利用の推進</p> <p>廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標の設定、容器包装廃棄物、建設廃棄物等の個別リサイクル法に基づく措置の実施</p> |

点 検 結 果

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|--|--|
| <p>・環境物品等の調達に関する基本方針において混合セメント等を特定調達品目としており、法の対象となる全ての国等の機関においてグリーン購入を実施</p> <p>・平成15年度グリーン購入法特定調達品目として「植物原料由来プラスチック製透明窓付き封筒」を追加。配慮事項として「生分解性プラスチックを使用した生ゴミ処理袋」を追加。</p> | <p>・取組の範囲・規模の拡大が課題。特に、地方公共団体等による取組の促進が課題。</p> | <p>・市場の状況・科学的知見の充実に応じ、特定調達品目の追加・見なおしを実施。</p> <p>・地方公共団体等への情報提供等を推進し、さらに働きかけを実施。</p> |
| <p>・「循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定・国会報告(平成15年3月)。同計画では、平成22年度において資源生産性及び循環利用率の4割向上、最終処分量の半減(いずれも平成12年度比)等の数値目標を設定。</p> <p>・使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)を制定(平成14年7月)。また、平成14年度は既に施行されている資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などの各種リサイクル法を円滑に実施。</p> <p>・平成14年9月に容器包装リサイクル法に基づく平成15年度～平成19年度までの「分別収集計画」を策定。</p> <p>・平成14年度に、ごみ高速堆肥化施設、ごみメタン回収施設、リサイクルプラザ、リサイクルセンター、ストックヤードを全国で64箇所設置。</p> <p>・廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用を進め、廃棄物を適正に処理し、循環型社会の構築を図るため、廃棄物処理に係る科学研究や技術開発を推進。</p> | <p>・平成14年度の廃棄物再生利用率については、平成16年度秋以降に公表される見通し。 なお、平成12年度の廃棄物排出量及び廃棄物再生利用率は、一般廃棄物:排出量(5,236万トン)、再生利用率(14.3%) 産業廃棄物:排出量(4億600万トン)、再生利用率(45.4%)</p> <p>・平成14年4月～12月における容器包装リサイクル法に基づく分別収集実績量は、約186万トン</p> <p>・平成14年度に全国の指定取引場所に搬入された廃家電製品は約1,015万台。</p> <p>・循環型社会の構築に向け、廃棄物等の発生抑制及び再使用・再生利用といった3R施策の一層の推進により、循環基本計画の目標を着実に達成することを通じて温室効果ガスの削減を進めていくことが課題。</p> | <p>・循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、モデル事業の実施等様々な取組により、廃棄物等の発生抑制及び適正な循環的利用を促進。</p> <p>・引き続き各種リサイクル法の着実な実施に努めるとともに、平成15年10月から資源有効利用促進法に基づき、家庭系パソコンの回収・リサイクルを実施。</p> <p>・廃棄物処理施設整備計画の策定等により必要な廃棄物処理・リサイクル施設を効率的・効果的に整備するとともに、リサイクルの推進と適正処理の確保が両立する制度の確立等を図る。特に、燃やさざるを得ない廃棄物を利用した発電や有機性廃棄物のエネルギー利用について、通常よりもきわめて高い効率で発電またはメタン等の回収を行う民間事業者の施設の設置または改良に対して支援を実施。</p> <p>・廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用を進め、廃棄物を適正に処理し、循環型社会の構築を図るため、廃棄物処理に係る科学研究や技術開発をより一層推進。</p> |

| | 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|--|--|---|--|
| | | | |
| | <p>木材資源の有効利用の推進</p> <p>・森林・林業基本計画における林産物の供給及び利用の現状 <木材供給・利用量> 20百万m3</p> | <p>化石燃料由来製品の代替・バイオマス利用技術の開発・導入の促進</p> <p>木材・木質材料の利用拡大</p> <p>・森林・林業基本計画における林産物の供給及び利用に関する目標 <木材供給・利用量> 25百万m3</p> | <p>生分解性素材等バイオマス利用技術の開発、事業者等に対する導入支援</p> <p>木材・木質材料の利用・加工技術等の向上、木材の需要拡大、長期利用に関する普及啓発等</p> |
| | | | <p>木材需要の大宗を占める住宅での木材の需要拡大及びその長期利用を促進</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・建設リサイクル法の完全施行(平成14年5月) ・建設廃棄物の再資源化率などの目標を設定した「建設リサイクル推進計画2002」の策定や「建設副産物適正処理推進要綱」の改定(平成14年5月) ・建設発生木材等の再資源化施設設置に係る税制上の特例措置の延長及び追加 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度の建設廃棄物の排出量及び再資源化率については、平成15年度秋以降に公表される見通し。なお、平成12年度の建設廃棄物のうち建設発生木材の排出量及び再資源化率は、排出量(500万トン)、再資源化率(38%) | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、建設リサイクル法の周知・徹底を図り、建設廃棄物の再資源化率の向上を促進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・植物による有用物質生産に係わる生合成プロセスの解明や代謝を統括的に制御するための技術の開発。 | <ul style="list-style-type: none"> ・コストを削減するための一層の技術開発や、事業者の導入が加速されるような環境整備が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、植物による有用物質生産に係わる技術開発を実施。 ・平成17年の「愛・地球博(愛知万博)」において、博覧会会場で生分解性プラスチック製品及びバイオマス由来プラスチック製品を導入。 ・農林水産省の食堂において、バイオマス由来プラスチック製品の導入実験を開始し、その効果と課題について検証。(再掲) ・農業用プラスチックを生分解性プラスチック等へ転換するための取組を実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年11月に「木材利用及び木材産業に関する技術開発目標」を策定し、優先的に取り組むべき技術開発の課題を抽出。 ・民間企業に対する公募方式等による木材利用技術開発及びその成果の普及啓発等を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・木材利用量(平成14年度見込み)は17百万m³。 ・民間の技術力を活用した新たな木材利用技術の開発の推進と、その成果の普及啓発等が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、木材利用に関する技術開発及びその成果の普及啓発等を実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域における住宅生産者と木材供給との連携体制の整備、優良な木造住宅団地の整備、担い手の育成等の施策を総合的に推進。 ・木材供給者と大工・工務店等との連携促進のための協議会等の開催、住宅セミナー等の開催等を実施。 ・長期にわたって居住可能な家づくりのための住宅設計プランの検討等を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・木材利用量(平成14年度見込み)は17百万m³。 ・森林所有者を含めた関係者の連携強化、需要者のニーズに応えた木材の供給体制の構築、長期間居住可能な住宅における地域材利用技術の開発及びその普及啓発等が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、木造住宅の供給の推進に資する施策を総合的に実施。 ・森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携強化、品質性能の明確な木材を低コストで安定的に供給しうる体制の構築、長期間居住可能な住宅の資材とその利用方法等に関する技術開発及びその普及啓発等を実施。 |

| | 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|-----|--|---|---|
| | | | <p>国民への普及啓発、公共施設等をはじめとする様々な用途での木材の需要拡大及びその長期利用、多段階利用を促進</p> |
| メタン | <p>(メタンの排出削減対策) 廃棄物の排出抑制及び再生利用を推進するとともに、これらの措置を行ってもなお燃やさざるを得ない可燃性廃棄物を焼却処理して最終処分量を半減 <一般廃棄物6.4百万t、産業廃棄物30百万t> (約120万t-CO2)</p> | <p>農地(草地を含む)土壌からの二酸化炭素排出抑制対策の推進</p> <p>・農地での緑肥栽培及びたい肥還元等による有機物の適切な供給等による農地土壌からの二酸化炭素排出削減 <14万ha(新たに有機物の適切な供給が行われる農地の見込み面積)> (約42万t-CO2)</p> | <p>農地における緑肥栽培、たい肥還元等の促進</p> <p>草地の保全管理、整備等の推進</p> <p>食品リサイクル法に基づく製造過程、調理過程での工夫方策の普及、物流の効率化等による食品廃棄物等の発生抑制の推進</p> <p>たい肥化、飼料化等リサイクル施設の整備</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の低減、施設の長寿命化等の先駆性のある木造公共施設の整備を推進。 ・消費者ニーズ等の情報の収集・分析、シンポジウムやセミナーの開催等による普及啓発を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の建築物をはじめ、木材の選択性を高めるための更なる普及啓発等が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・展示効果やシンボル性が高く波及効果の期待できる木造公共施設の整備を推進。 ・引き続き木材の需要拡大に資する普及啓発を実施。 ・木造と非木造の設計比較とともに、建築費や環境負荷低減効果の推計等を行い情報提供。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法に基づき、間伐材を使用した公共工事を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度における国土交通省直轄工事の間伐材使用状況は約18,000m³(政府全体の約60%) ・平成13年度における農林水産省直轄工事の間伐材使用状況は約12,000m³ | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、グリーン購入法に基づき、間伐材を使用した公共工事を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・緑肥栽培については44地区で、たい肥還元については97地区で実施。 ・家畜排せつ物処理施設及び堆肥の還元用草地を整備。 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域の増加が課題。 ・家畜排せつ物を堆肥化等処理し、野積み、素堀の解消とリサイクルの促進を図ることが課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・緑肥栽培、たい肥還元等の更なる促進。 ・家畜排せつ物処理施設及び堆肥の還元用草地を整備。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・畜産公共事業等の活用により草地の造成・整備を1万3千ha実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・過去に簡易造成した土地の生産性低下・利用率低下が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・畜産公共事業等により草地の造成整備を実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年5月から施行されている食品リサイクル法の着実な施行。セミナー開催、パンフレット配布等による同法の普及啓発。 ・食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者を25事業者登録。 | <ul style="list-style-type: none"> ・食品循環資源の再生利用率は食品産業全体で26%(平成13年調査)。 ・食品循環資源の再生利用等の推進が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、再生利用事業者の登録を推進し、食品循環資源の再生利用を促進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物をペレット化して堆肥を生産する技術や食品残さを液状で飼料として利用する技術を開発。 | <ul style="list-style-type: none"> ・より効率的な家畜排せつ物、食品残さの堆肥・飼料化技術の開発が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・より効率的に家畜排せつ物や食品残さをリサイクルする技術の研究開発を実施。 ・土づくりの普及啓発に取り組み、たい肥利用を促進。 |

| | 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|--|--|------------------------|---|
| | ほ場の管理の改善 家畜の飼養管理技術等排出削減技術等の確立 | 農業部門からの温室効果ガス排出削減技術の開発 | ほ場の管理の改善 農業部門からの温室効果ガス排出削減技術の開発 |
| 一酸化二窒素 | (一酸化二窒素の排出削減対策) アジピン酸製造過程における一酸化二窒素分解装置の設置 (約874万t-CO ₂) | | アジピン酸製造過程における一酸化二窒素分解装置の設置 |
| | 下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化 (約140万t-CO ₂) | | 「下水道における地球温暖化防止実行計画策定の手引き」の周知徹底 |
| | 一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化 (約5万t-CO ₂) | | 「下水道施設計画・設計指針」において適正な燃焼温度管理として明記することにより、全ての高分子流動炉において高温化燃焼を導入 |
| | 下水処理施設における燃焼の高度化 (約5万t-CO ₂) | | 廃棄物焼却施設に係る維持管理基準・構造基準の設定 |
| 下水道、合併処理浄化槽等の普及に伴う汚水処理の高度化 (約70万t-CO ₂) | | 下水道、合併処理浄化槽等の整備促進 | |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 水田の水管理によるメタン排出の抑制手法を調査。 | <ul style="list-style-type: none"> 水田の水管理によるメタン排出の抑制手法の確立が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、水田の水管理によるメタン排出の抑制手法を調査。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 畜産排せつ物処理におけるメタン発生抑制技術及び灌漑方法等の栽培管理方法の適切な組み合わせによる農地からのメタンの排出削減技術を研究開発。 | <ul style="list-style-type: none"> 栽培管理方法によって農地から発生するメタンと一酸化二窒素のトレードオフ関係への対応が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> 栽培管理方法によって農地から発生するメタン及び一酸化二窒素のトレードオフの関係を考慮した対策技術を研究開発。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 事業者の自主的取組により既に対策済み。 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 同手引きの周知により、下水道事業における温室効果ガス排出量の試算及び温暖化防止実行計画の策定への活用を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> これを受けた実行計画の策定事例に関しては現在調査中。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、同手引きの周知を図っていく。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 同指針に基づき、国庫補助事業により、今後整備する焼却炉の高温化燃焼を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> 既設置の焼却炉については、今後老朽化による施設の入替えにあわせて高温化燃焼炉への変更の推進が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、同指針に基づいた焼却炉の高温化燃焼を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の適切な燃焼管理の徹底のため、平成9年厚生省令第65号により強化した廃棄物焼却施設に係る維持管理基準・構造基準について平成14年12月から全ての施設に対して適用。 平成13年環境省令第8号により強化した廃棄物を焼却する焼却設備の構造基準について平成14年12月より適用。 | <ul style="list-style-type: none"> 適切な燃焼管理のもとで廃棄物を完全燃焼するよう、廃棄物焼却施設に係る維持管理基準・構造基準等の遵守の徹底が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物焼却施設に係る維持管理基準・構造基準等の遵守徹底。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 国庫補助事業により全国2,523箇所において下水道事業を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 下水道による処理人口普及率は中小市町村において29.5%と極めて低いことが課題。 | <ul style="list-style-type: none"> 特に中小市町村において、下水道の普及を促進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 国庫補助事業により約11.4万基の浄化槽を整備。 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村が主体となって浄化槽の面的整備及び維持管理を行う浄化槽市町村整備推進事業の導入促進が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽市町村整備推進事業等を活用し、引き続き、浄化槽の整備を推進。 |

| | 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|--|--|---|--|
| | | | |
| | | <p style="text-align: center;">農業部門からの温室効果ガス排出削減技術の開発</p> | <p style="text-align: center;">適正施肥の推進</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">農業部門からの温室効果ガス排出削減技術の開発</p> |
| | <p>現行対策による排出削減量： 計約1,509万t-CO₂ (対基準年総排出量比 約1.23%)</p> | <p>追加対策等による排出削減量： 計約302万t-CO₂ (対基準年総排出量比 約0.25%)</p> | |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業を全国1,105地区で実施し、294地区で完了。 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市と比べ立ち後れている污水处理施設の整備が課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、農業集落排水施設を整備。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・たい肥・化学肥料等の適正施用のための施肥基準を策定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・37都道府県で環境に配慮した施肥基準を策定。 ・県によって対象となる作目が少ないのが課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・施肥基準が未策定の地域において施肥基準の策定を推進するとともに、対象作目を追加。 ・土づくりの普及啓発に取組、たい肥利用を促進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・灌漑方法等の栽培管理方法の適切な組み合わせによる農地からの一酸化二窒素の排出削減技術を研究開発。 | <ul style="list-style-type: none"> ・栽培管理方法によって農地から発生するメタンと一酸化二窒素のトレードオフ関係への対応が課題。(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・栽培管理方法によって農地から発生するメタン及び一酸化二窒素のトレードオフの関係を考慮した対策技術を研究開発。(再掲) |

| | 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|--|------------|------------|------------------|
|--|------------|------------|------------------|

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--------------|--------|----------------|
|--------------|--------|----------------|

大 綱 の 記 述

表7 代替フロン等3ガスの排出抑制対策の推進

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|---|-----------------|---|
| <p>産業界の計画的な取組の促進 10分野19事業者団体が、排出抑制に関する行動計画を策定し、着実に実施中。産業構造審議会において、行動計画について毎年フォローアップを実施。</p> | <p>代替物質の開発等</p> | <p>産業構造審議会において、引き続き産業界の行動計画の進捗状況のフォローアップを実施。</p> |
| <p>代替物質の開発等 新規代替物質、代替技術及び回収・破壊技術の開発。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規代替物質の開発 ・電子デバイス製造プロセスで使用するエッチングガス(PFC)の代替ガス・システム及び代替プロセスの開発 ・SF6等に代わるガスを利用した電子デバイス製造クリーニングプロセスシステムの研究 ・工業過程において副生されるHFC23破壊技術の開発 <p style="text-align: right;">等</p> | <p>代替物質の開発等</p> | <p>行動計画の透明性・信頼性の向上、目標達成の確実性の向上を図る。また、行動計画の未策定業種に対し策定・公表を促す。</p> <p>現行の代替物質の技術開発等を引き続き進めていく。</p> <p>新たに、以下の技術開発等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーフロン代替物質合成技術開発 ・低コストかつコンパクトなフロン再利用・分解技術の開発 ・代替フロンを用いない高性能断熱建材技術開発 <p style="text-align: right;">等</p> |

点 検 結 果

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年6月に産業構造審議会において産業界の行動計画の進捗状況のフォローアップを実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・代替フロン等3ガスの排出量は1995年の49.7百万GWPtに対し、2002年は28.3百万GWPtに減少。 ・今後、オゾン層破壊物質からHFC等への転換が進むにつれ排出量の増加が見込まれる状況の下、2010年時点の排出量を73百万GWPt以下に抑制すべく、継続して着実に取り組むことが課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、フォローアップを実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・各種業界団体等と行動計画を調整。 ・自主行動計画策定団体が10分野19事業者団体から10分野21事業者団体に拡大。 ・11月に、経済産業省、米国環境保護庁、国連環境計画、日米欧等の25事業者団体が共同して、自主的ルール「HFCの責任ある使用原則」を策定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自主行動計画策定団体が11分野22事業者団体に拡大。 ・排出量の計測方法について、IPCCガイドライン、IPCCグッドプラクティスガイド等との整合性を取りつつ、精度の向上が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、透明性・信頼性・確実性の向上を図る。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・エッチング・新プロセスプロジェクトにおいて、PFCを用いないドライエッチング技術等の確立に向けた研究開発を実施。 ・半導体CVD洗浄プロジェクトにおいて、COF2等の有望な代替ガスを選定し、クリーニングシステムにおいてクリーニング性能等での有効性を確認。 ・HFC23破壊技術が実用化。 | <ul style="list-style-type: none"> ・実用化に結びつけるよう着実に研究成果を上げ、半導体メーカーが技術導入を検討できる情報の提供が課題。 ・本研究成果の実用化のためには、COF2の安定供給、従来ガスと比較したコスト・経済性等が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、フロン代替物質製造技術及び利用技術に関する研究開発を実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーフロン代替物質合成技術開発を開始。 ・代替フロンを用いない高性能断熱建材技術開発において、HCを用いたフェノール断熱材、真空断熱材を開発。 ・HCを用いたフェノール断熱材が実用化。 | <ul style="list-style-type: none"> ・代替物質の物性評価、経済性の向上及び利用技術の普及・拡大が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、フロン代替物質製造技術及び利用技術に関する研究開発を実施。(再掲) |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|----------------|--|--|
| | <p>代替物質を使用した製品等の利用の促進</p> <p>法律に基づく冷媒として機器に充てんされたHFCの回収等</p> | <p>安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、代替物質を使用した製品や、代替フロン等3ガスを使用している製品のうち地球温暖化への影響がより小さいものに関する情報提供及び普及啓発を推進</p> <p>家電リサイクル法、フロン回収破壊法を適切に運用する。</p> |
| 約3,400万t-CO2削減 | 約3,400万t-CO2削減の确实性を高める | |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ノンフロン冷蔵庫などの「地球環境にやさしい」代替製品の購入を促すパンフレットを作成。 ・関係業界団体及び消費者団体等を通じ、消費者に対してノンフロン冷蔵庫等の情報提供及び普及啓発を実施。 ・地方公共団体の担当者を対象に行政セミナーを開催し、ノンフロン製品に関する講演等を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の質・量の拡大が課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット作成等広報活動を推進。 ・新製品の開発状況等の情報収集を継続し、関係業界団体及び消費者団体等を通じ、情報提供及び普及啓発を実施。 ・行政セミナー等を開催することにより普及啓発を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・フロン回収破壊法に基づき4月から業務用冷凍空調機器、10月からカーエアコンに充てんされたフロンの回収を義務化。 ・平成13年4月から施行されている家電リサイクル法の円滑な実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・フロン回収破壊法に定める第1種フロン類回収業者、第2種特定製品引取業者、第2種フロン類回収業者の都道府県知事等への登録はのべ10万9千件。同法に基づく許可を受けたフロン類破壊業者は60以上。 ・平成14年度1年間に、冷媒として使用されていたフロン等の回収量は1041トン。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、フロン回収破壊法の周知・徹底を図り、HFC等の確実な回収・破壊を確保。 ・地方公共団体の担当者等を対象とした説明会等の開催、インターネット等による最新情報の発信等を実施。 ・NPO及び関係業界団体等と、積極的な意見交換等を実施。 ・引き続き、家電リサイクル法を推進。 |

大綱の記述

表8 革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|--|---|--|
| <p>現在の技術水準を超えた革新的技術開発の推進・超臨界流体利用技術等の省エネルギー関連技術開発・超高効率太陽光発電技術開発・革新的な水素製造技術開発・二酸化炭素の貯留・固定化等技術開発・エネルギー利用効率を改善する超鉄鋼、超耐熱材料等技術開発</p> <p>地球温暖化対策の戦略作りのための研究、資源の循環やエネルギーの消費抑制・効率的利用を促進する仕組みの構築を戦略目標とする基礎研究等の推進。</p> <p>地球科学技術に関する研究開発基本計画の達成状況の点検と、更なる強化</p> | <p>現在の技術水準を超えた革新的技術開発の推進強化 (約744万t-CO₂)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー貯蔵や送配電損失低減等の革新的なエネルギー転換技術 ・電子機器や輸送機器等製品のエネルギー効率を大幅に向上する基盤的技術 ・エネルギー多消費型産業等の大幅な省エネルギーを図る革新的プロセス・システム技術 <p>対策による排出削減量：計約744万t-CO₂ (対基準年総排出量比 約0.6%)</p> | <p>科学技術基本計画における重点化分野として、取組を強化</p> <hr style="border: 0.5px dashed black;"/> <p>総合科学技術会議の地球温暖化研究イニシアティブのもと、総合的に推進</p> |

点 検 結 果

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|---|---|
| <p>・温室効果ガスの排出最小化・回収などの地球温暖化対策技術等の推進を図るため、「科学技術基本計画に基づく分野別推進戦略」の環境分野において重点課題のひとつとして、「地球温暖化研究イニシャティブ」により対策技術の研究開発を推進。</p> | <p>・個別の研究開発課題毎に、温室効果ガス削減ポテンシャル、研究開発及び導入普及のコスト要因を含めた優位度の観点から分析し、今後重点的・加速的に取り組むことが必要な個別技術開発ロードマップの必要性、標準化や技術基準などの基盤整備への配慮、研究開発成果の普及の促進などの課題を明らかにした。</p> | <p>・総合科学技術会議の重点分野推進戦略専門調査会に「環境研究開発推進プロジェクトチーム」を設置し、研究開発の最新動向や施策の取組・連携状況等について調査・検討。</p> |
| <p>・研究開発の現状について情報共有と連携を図るため、地球温暖化研究イニシャティブ会合を開催。</p> | <p>・3回のイニシャティブ研究会合を開催し、個々の研究開発課題の状況を把握。</p> <p>・関係省庁から登録された技術課題について、担当研究者間での情報交換、意見交換を実施。対策技術課題の整理をより進め、資源配分方針にメリハリをつけることにより、より実行力のある温暖化対策を行うことが課題。</p> | <p>・「平成16年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」の策定に反映。研究開発の現状について情報共有と連携を図るため、引き続き、地球温暖化イニシャティブ会合を開催。</p> |
| <p>・農林水産分野における温室効果ガスのモニタリング、影響の予測・評価技術、農林水産分野からの温室効果ガス排出抑制・固定化技術を研究開発。</p> | <p>・温室効果ガス収支を総合的に判断する技術及び農業分野からの温室効果ガス排出削減技術の開発が課題。</p> | <p>・引き続き、モニタリング、影響予測、対策技術等に関する研究を推進。</p> <p>・農林水産分野における温室効果ガス収支や影響・リスク等を総合的に判断する手法を研究開発。</p> |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|------------|------------|--|
| | | <p data-bbox="1062 383 1482 450">----- 新たな技術開発に対して支援を実施</p> <p data-bbox="1062 712 1482 813">----- 成果が現れるまでの期間が長い有望な技術に対する開発への支援措置</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス資源を新エネルギー生産及び工業原材料として利活用する技術の研究開発を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> ・実用化できる技術の開発が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、バイオマスを新エネルギー及び工業原材料へ転換する実用化技術の研究開発。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化防止に資する革新的エネルギー転換技術、エネルギー効率大幅向上技術、革新的プロセス・システム技術等の研究開発プロジェクトを実施。 ・次世代を担う廃棄物処理技術開発に対し補助。 | <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発目標の達成に向けて、効率的かつ効果的なマネージメントを図ることが課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、研究開発を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点に立脚し、基礎的な研究開発についての温暖化防止に資する研究開発プロジェクト(二酸化炭素貯留・固定化技術等)を実施。 ・海洋生態系を活用した二酸化炭素の吸収・隔離技術の開発を実施。 ・二酸化炭素を有用原料に変換しうる触媒やエネルギー変換を制御しうる導電性高分子の開発により、光・電子又は電子・光変換による光エネルギーの高度利用を検討。 ・バイオポリエステル生合成酵素の分子構造を解明。 ・遺伝子組み換えにより植物油からバイオポリエステルを高速で合成する微生物を育成。 ・二酸化炭素からバイオポリエステルを効率良く光合成する植物を育種。 | <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発目標の達成に向けて、効率的かつ効果的なマネージメントを図ることが課題。 ・社会・行政的ニーズに即した研究の推進が課題。 ・二酸化炭素を有用原料に変換しうる触媒を開発。有機太陽電池材料として、高移動度を有する導電性高分子の開発に成功。 ・既存触媒の最適化、新触媒の開発が課題。 ・バイオポリエステル生合成酵素の組成分子の改変に成功。 ・合成効率の向上が課題。 ・微生物の生合成系酵素遺伝子をタバコやシロイヌナズナに導入し、共重合ポリエステルを光合成することを確認。 ・合成効率の向上が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、研究開発を推進。 ・陸域生態系の活用・保全による温室効果ガスシンク・ソース制御技術の開発に着手。 ・引き続き、海洋生態系を活用した二酸化炭素の吸収・隔離技術の開発を推進。 ・引き続き、光エネルギーの高度利用に適する触媒や機能性高分子等を最適化検討、新規開発。 ・省資源・省エネルギー型触媒反応系を構築。 ・引き続き、バイオポリエステル生合成酵素の改変、生成・分解メカニズムを解明。バイオポリエステルの実用化にむけ、低コスト化、用途に応じた物性の向上・制御について研究開発。 ・引き続き、二酸化炭素からバイオポリエステルを光合成する効率をより高める手法を研究開発。実用化にむけた生合成の効率向上の技術を研究開発。 |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|------------|------------|------------------|
| | | 更なる研究開発テーマの検討 |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|--|---|
| <p>・革新的エネルギー転換技術、エネルギー効率大幅向上技術、革新的プロセス・システム技術、二酸化炭素貯留・固定化技術等について検討。</p> <p>・総合科学技術会議重点分野推進戦略専門調査会に「温暖化対策技術プロジェクトチーム」を設置し、革新的環境・エネルギー技術、省エネルギー技術、新エネルギー技術などに関する状況等について検討。</p> | <p>・社会的ニーズを踏まえた技術課題の抽出が課題。</p> <p>・温暖化対策として有効と考えられる主な技術ごとに実現性を考慮した温室効果ガス削減ポテンシャル、研究開発の必要性、導入普及方策の必要性、温暖化対策への普及効果の観点から分析し、個別技術開発ロードマップの必要性、標準化や技術基準などの基盤整備への配慮、研究開発成果の普及の促進などの課題について検討。</p> | <p>・今後着手すべき研究開発テーマについて、更に検討。</p> <p>・「地球温暖化対策技術研究開発の推進について」を取りまとめ、関係各大臣に意見具申。「平成16年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」の策定に反映。</p> |

大綱の記述

表9 国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進

| | 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|-------------------------------|--|--|--|
| 1. 一般国民による取組 | | | |
| 民 生 部 門 | 冷房温度の28℃への引き上げ、暖房温度の20℃以下への引き下げ<30%> (約44～85万t-CO2) | 省エネ法で定められた特定機器以外の機器に関し、よりエネルギー消費量の小さい製品への積極的な買い替え及び利用 (354～412万t-CO2) | 「環の国暮らし会議」の提案を踏まえた情報の提供、モデル事業等の推進 |
| | | ・白熱灯を電球形蛍光灯にとりかえる<60%> (74～141万t-CO2) | 「温暖化対策診断」の実施 |
| | | ・電力消費量の小さい電子レンジへの買い換え<30%> (35～68万t-CO2) | 全国地球温暖化防止活動推進センター及び都道府県地球温暖化防止活動推進センターによる情報提供等 |
| | | ・食器洗い機の導入(湯の消費量の節減)<40%> (160～118万t-CO2) | 「地球温暖化対策地域協議会」を通じた地域での取組の推進 |
| | | ・節水シャワーヘッドの導入<30%>(85万t-CO2) | |
| | | 脱温暖化型のライフスタイルの実践<30%> (約676～937万t-CO2) | |
| | | ・家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を2割減らす (341～467万t-CO2) | |
| | | ・テレビ番組を選び、1日1時間テレビ利用を減らす (19～35万t-CO2) | |
| | | ・シャワーを1日1分家族全員が減らす (93万t-CO2) | 各種地域組織を通じた広報、情報提供等 |
| | | ・冷蔵庫の効率的な使用 (15～28万t-CO2) | 教育・啓発及び情報提供体制の整備 |
| ・風呂の残り湯を洗濯に使いまわす(24～46万t-CO2) | | | |
| ・ジャーの保温を止める (44～85万t-CO2) | | | |

点 検 結 果

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|---|---|
| <p>・環の国くらし会議を2回(東京・京都、各500名の参加)開催し、ライフスタイルの転換に向けたメッセージを発信、「私の環のくらしハンドブック」を配布。</p> | <p>・情報提供の質・量の拡大が課題。</p> | <p>・「環の国くらし会議」を引き続き開催し、地球環境時代にふさわしいライフスタイルの形成に向けた運動を全国的に展開。</p> |
| <p>・温暖化対策診断モデル事業を全国5箇所・1279世帯(地域協議会)において実施し、各家庭に温暖化対策を助言。</p> | <p>・診断項目の整理・拡充の検討、診断・分析等のシステム化が課題。</p> | <p>・地域特性に応じた診断のシステム・マニュアルの整備。</p> |
| <p>・全国センターのホームページの拡充、地方公共団体や都道府県センターを通じた「地域の取組ハンドブック」の配付(平成15年4月1日現在13道県でセンター指定)。</p> | <p>・全国センターにおける情報基盤の拡充と都道府県センターの指定の拡大、全国センターと都道府県センターとの連携の強化が課題。</p> | <p>・センターの活用による、地域の二酸化炭素排出抑制対策を推進するための人材育成。</p> |
| <p>・HP上における地域協議会登録簿の整備。温暖化対策診断、エコドライブ診断や地域における温室効果ガス排出削減対策についてのモデル事業を実施(平成15年4月1日現在28協議会設立)。</p> | <p>・地域協議会の設立支援、地域協議会を通じた事業の拡大が課題。</p> | <p>・地域協議会事業として省エネ・代エネ診断や電圧調整システム等の省エネ機器の整備事業を実施。</p> |
| <p>・地方環境対策調査官事務所等を通じ、民生部門の温暖化対策の普及啓発パンフレット等を一般に配付。</p> | <p>・地域住民が利用する場でのパンフレット等の配付が課題。</p> | <p>・地域住民が利用する場でのパンフレット等の配付。</p> |
| <p>・地球温暖化対策に関する環境学習教材としてDVDを10,000枚作成し、全国の中学・高校等に配付。</p> | <p>・DVDの企業、NPO等に対する配布が課題。</p> | <p>・DVDを幅広い層に普及。</p> |

| | 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|------|---|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜などを選ぶ (83万t-CO2) ・ エコクッキングの普及 (10万t-CO2) ・ 洗面所の節水(歯磨き、洗顔中に水を出しっぱなしにしない) (9～17万t-CO2)等 | <p>環境家計簿、省エネ家計簿の配布</p> <hr/> <p>広報の強化</p> |
| | | | <p>民生用機器に関する情報提供</p> <hr/> <p>製品等に関する環境情報の整備・分析、提供</p> |
| 運輸部門 | <p>自動車利用の自粛等</p> <p>駐停車時のアイドリングストップ等の推進<20～40%> (14～28万t-CO2)</p> | <p>エコドライブの実践等<20%～40%> (約81～162万t-CO2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カーエアコン設定温度の一度アップ ・ ガソリンを満タンにしない。 ・ 急発進、急加速をしない運転を心掛ける ・ 自動車に不要な荷物を載せない ・ 計画的なドライブをする ・ タイヤ空気圧の適正な管理等 | <p>「環の国暮らし会議」の提案を踏まえた情報の提供、モデル事業等の推進</p> <hr/> <p>「温暖化対策診断」の実施</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|---|---|
| <p>・多くの自治体等が作成している環境家計簿の排出係数に資する地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の改正(平成14年12月一部改正)。</p> | | |
| <p>・政府広報「エコジャパンサポーター」キャンペーンを実施。</p> | <p>・世代別の普及啓発が課題。</p> | <p>・本年度広報において実施を働きかける。</p> |
| <p>・ヒートアイランド対策についてパンフレットの配布等により、普及啓発を進めると同時に、「ヒートアイランド対策関係府省連絡会議」を設置し、同対策に係る大綱の15年度中の策定を決定。</p> | <p>・ヒートアイランド対策関係府省連絡会議において課題を抽出中。</p> | <p>・ヒートアイランドに係る対策を体系的かつ計画的にまとめた大綱を策定すると同時に、一層の普及啓発を推進。</p> |
| <p>・環の国暮らし会議分科会において温暖化対策に資する製品の情報を交換し、成果を「私の環の暮らしハンドブック」にまとめ配布、ホームページ上で公開。「環の暮らしフォーラム」を開催し電球型蛍光灯の普及について検討、キャンペーンを展開。</p> | <p>・様々な製品について、より具体的に分かりやすい情報の発信が課題。</p> | <p>・製品カタログ等の形で具体的な温暖化対策型製品の情報が国民一人ひとりにできるだけ直接届くような取組を推進。</p> |
| <p>・環の国暮らし会議分科会において温暖化対策に資する製品の情報を交換し、成果を「私の環の暮らしハンドブック」にまとめ配布、ホームページ上でも公開。「環の暮らしフォーラム」を開催し電球型蛍光灯の普及について検討、キャンペーンを展開。(再掲)</p> | <p>・様々な製品について、より具体的に分かりやすい情報の発信が課題。(再掲)</p> | <p>・製品カタログ等の形で具体的な温暖化対策型製品の情報が国民一人ひとりにできるだけ直接届くような取組を推進。(再掲)</p> |
| <p>・環の国暮らし会議を2回(東京・京都、各500名の参加)開催し、ライフスタイルの転換に向けたメッセージを発信、「私の環の暮らしハンドブック」を配布。(再掲)</p> | <p>・情報提供の質・量の拡大が課題。</p> | <p>・「環の国暮らし会議」を引き続き開催し、地球環境時代にふさわしいライフスタイルの形成に向けた運動を全国的に展開。</p> <p>・バイオ素材から製造したバイオエタノールの自動車等用燃料としての利用を推進。</p> |
| <p>・全国5箇所(地域協議会)において111台の車両に車載機を設置し、IT技術を活用したエコドライブ診断・分析を実施。</p> | <p>・エコドライブ診断のためのIT技術の利便性の更なる向上、夏季の走行データについての診断・分析が課題。</p> | <p>・夏季のエコドライブ診断の実施。IT技術を活用したエコドライブ診断の将来的なあり方の検討。</p> |

| | 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|--|------------|--|---|
| | | <p>環境負荷の低減に資する物品の導入(約2~3万t-CO2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転視界を妨げない範囲での乗用車への断熱フィルム装着<20~40%> ・ その他自動車走行時のCO2排出量削減に資する部品・物品の装着・導入等 <p>社用車等におけるエコドライブの推進<20~40%>(削減見込み量は、前述のエコドライブの実践の内数)</p> | <p>全国地球温暖化防止活動推進センター及び都道府県地球温暖化防止活動推進センターによる情報提供等</p> <hr/> <p>「地球温暖化対策地域協議会」を通じた地域での取組の推進</p> <hr/> <p>各種地域組織を通じた広報、情報提供等</p> <hr/> <p>教育・啓発・講習及び情報提供体制の整備</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|---|---|
| <p>・全国センターのホームページの拡充、地方公共団体や都道府県センターを通じた「地域の取組ハンドブック」の配付。(再掲)</p> | <p>・全国センターにおける情報基盤の拡充と都道府県センターの指定の拡大、全国センターと都道府県センターとの連携の強化が課題。(再掲)</p> | <p>・センターの活用による、地域の二酸化炭素排出抑制対策を推進するための人材育成。(再掲)</p> |
| <p>・HP上における地域協議会登録簿の整備。温暖化対策診断、エコドライブ診断や地域における温室効果ガス排出削減対策についてのモデル事業を実施(再掲)</p> | <p>・地域協議会の設立支援、地域協議会を通じた事業の拡大が課題。(再掲)</p> | <p>・地域協議会事業として省エネ・代エネ診断や電圧調整システム等の省エネ機器の整備事業を実施。(再掲)</p> |
| <p>・地方環境対策調査官事務所等を通じ、民生部門の温暖化対策の普及啓発パンフレット等を一般に配付。(再掲)</p> | <p>・地域住民が利用する場でのパンフレット等の配付が課題。(再掲)</p> <p>・エコドライブを効率的に推進するため、関係機関の連携・協力の下、エコドライブの普及のための具体的施策の策定が課題。(再掲)</p> | <p>・地域住民が利用する場でのパンフレット等の配付。(再掲)</p> <p>・関係4省庁(警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省)による「エコドライブ普及連絡会」により、エコドライブの普及に係る施策を策定し、効率的に推進。(再掲)</p> |
| <p>・地球温暖化対策に関する環境学習教材としてDVDを10,000枚作成し、全国の中学・高校等に約8,000部配布。(再掲)</p> | <p>・DVDの企業、NPO等に対する配布が課題。(再掲)</p> <p>・エコドライブを効率的に推進するため、関係機関の連携・協力の下、エコドライブの普及のための具体的施策の策定が課題。(再掲)</p> | <p>・DVDを幅広い層に普及。(再掲)</p> <p>・関係4省庁(警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省)による「エコドライブ普及連絡会」により、エコドライブの普及に係る施策を策定し、効率的に推進。(再掲)</p> |

| | 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|-------------|--|--|--|
| | | | <p>広報の強化</p> <p>環境物品の性能評価と情報提供による普及を2002年度から実施</p> <p>自転車利用の普及啓発</p> |
| 2. 事業者による取組 | | | |
| 民生業務部門・運輸部門 | 冷房温度の28度への引き上げ、暖房温度の20度以下への引き下げ<40%>(排出削減見込み量は、前述の一般国民の同種の取組の内数) | <p>省エネ法で定められた特定機器以外の機器及び設備に関し、よりエネルギー消費量の小さい製品への積極的な買い替え及び利用(削減見込み量は、前述の一般国民の同種の取組の内数+約83~156万t-CO2)</p> <p>・白熱灯を電球形蛍光灯にとりかえる<60%>(64~122万t-CO2)</p> <p>・光害対策として夜間屋外照明の上方光束を50%削減<50%>(17~32万t-CO2)</p> <p>・エネルギー効率の高い調理器を利用する<20%>(2万t-CO2)</p> | <p>「環の国暮らし会議」の提案を踏まえた情報の提供、モデル事業等の推進</p> <p>全国地球温暖化防止活動推進センター及び都道府県地球温暖化防止活動推進センターによる情報提供等</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|---|---|
| <p>・政府広報「エコジャパンサポーター」キャンペーンを実施。(再掲)</p> | <p>・世代別の普及啓発が課題。(再掲)</p> <p>・エコドライブを効率的に推進するため、関係機関の連携・協力の下、エコドライブの普及のための具体的施策の策定が課題。(再掲)</p> | <p>・本年度広報において実施を働きかける。</p> <p>・関係4省庁(警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省)による「エコドライブ普及連絡会」により、エコドライブの普及に係る施策を策定し、効率的に推進。(再掲)</p> |
| <p>・環の国暮らし会議分科会において温暖化対策に資する製品の情報を交換し、成果を「私の環の暮らしハンドブック」にまとめ配布、ホームページ上で公開。「環の暮らしフォーラム」を開催し電球型蛍光灯の普及について検討、キャンペーンを展開。(再掲)</p> | <p>・様々な製品について、より具体的に分かりやすい情報の発信が課題。(再掲)</p> | <p>・製品カタログ等の形で具体的な温暖化対策型製品の情報が国民一人ひとりにできるだけ直接届くような取組の推進(再掲)</p> |
| <p>・公共交通機関と個人の移動手段との連携(折りたたみ自転車)に関する新しい提案・アイデアを募集し表彰及びコンテストを実施</p> | <p>・自転車利用促進のためのモデル事業の検討が課題。</p> | <p>・地域における普及啓発の推進</p> |
| <p>・環の国暮らし会議を2回(東京・京都、各500名の参加)開催し、ライフスタイルの転換に向けたメッセージを発信、「私の環の暮らしハンドブック」を配布。(再掲)</p> | <p>・情報提供の質・量の拡大が課題。(再掲)</p> | <p>・「環の国暮らし会議」を引き続き開催し、地球環境時代にふさわしいライフスタイルの形成に向けた運動を全国的に展開。(再掲)</p> <p>・バイオ素材から製造したバイオエタノールの業務用ボイラー等用燃料としての利用を推進。</p> |
| <p>・全国センターのホームページの拡充、地方公共団体や都道府県センターを通した「地域の取組ハンドブック」の配付(平成15年4月1日現在13道県でセンター指定)。(再掲)</p> | <p>・全国センターにおける情報基盤の拡充と都道府県センターの指定の拡大、全国センターと都道府県センターとの連携の強化が課題。(再掲)</p> | <p>・センターの活用による、地域の二酸化炭素排出抑制対策を推進するための人材育成。(再掲)</p> |

| | 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|--|------------|--|---|
| | | <p>脱温暖化型のワークスタイルの確立 <30%> (約23～41万t-CO₂)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所の一旦消灯の実施(昼休み等) (18～31万t-CO₂) ・無駄なコピーの縮減 (1～3万t-CO₂) ・昼休み等におけるパソコン類のスイッチ・オフ (4～7万t-CO₂) <p>等</p> | <p>「地球温暖化対策地域協議会」を通じた地域での取組の推進</p> <hr/> <p>各種地域組織を通じた広報、情報提供等</p> <hr/> <p>教育・啓発・講習及び情報提供体制の整備</p> <hr/> <p>広報の強化</p> <hr/> <p>情報提供の推進</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・HP上における地域協議会登録簿の整備。温暖化対策診断、エコドライブ診断や地域における温室効果ガス排出削減対策についてのモデル事業を実施(平成15年4月1日現在28協議会設立)。(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の設立支援、地域協議会を通じた事業の拡大が課題。(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会事業として省エネ・代エネ診断や電圧調整システム等の省エネ機器の整備事業等を実施。(再掲) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地方環境対策調査官事務所等を通じ、民生部門の温暖化対策の普及啓発パンフレット等を一般に配付(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が利用する場でのパンフレット等の配付が課題。(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が利用する場でのパンフレット等の配付。(再掲) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入フェアの開催。 ・環境ラベル等情報データベースの拡充。 ・環境報告書シンポジウムの開催(再掲) ・環境報告書データベースを開設(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供のあり方と質・量の拡大が課題。 ・環境報告書データベースの掲載企業13年度版178社、14年度版113社(平成15年6月現在)。(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者向けのデータベースについて検討。 ・環境報告書データベースを拡充。(再掲) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・政府広報「エコジャパンサポーター」キャンペーンを実施(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・世代別の普及啓発が課題。(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・本年度広報において実施を働きかける。(再掲) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法特定調達物品情報提供システムを拡充。 ・環境ラベル等情報データベースの拡充。 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供のあり方と質・量の拡大が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者向けのデータベースについて検討。(再掲) ・環境報告書シンポジウムの開催。(再掲) ・環境報告書データベースを拡充。(再掲) |

| | 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|--|------------|------------|-------------------|
| | | | 環境マネジメントシステム等の普及等 |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書シンポジウムを開催、環境報告書データベースを開設。(再掲) ・環境報告書の審査登録制度の基本的な枠組みや今後の課題などについて検討し報告書を作成。 ・「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン(2002年度版)」を作成。 ・「環境会計ガイドブック2002年版」を公表。 ・「環境保全コスト分類の手引き2003年版」を作成。 ・中小事業者向けの環境活動評価プログラムについて、全国6箇所において地域セミナーを実施。 ・更なる普及促進のための環境活動評価プログラムの改訂及び認証制度のあり方について検討し報告書を作成。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度の環境省調査において、環境報告書を作成している企業は、上場企業においては、450社(34.0%)、非上場企業においては200社(12.2%) ・環境会計を導入している企業は、上場企業においては、355社(26.8%)、非上場企業においては、218社(13.3%) ・環境活動評価プログラムの参加登録数は、平成15年3月末には590社。 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書ガイドラインの改訂やシンポジウムの開催。 ・環境報告書データベースを拡充。(再掲) ・環境報告書の審査登録制度のパイロット事業を実施。 ・事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン2002年度版の普及促進を図るとともに、手法の確立に向けた調査研究を実施。 ・環境会計ガイドライン2002年版等を通じて、環境会計の一層の普及促進を図るとともに、発展途上にある手法の確立に向けた調査研究を実施。 ・環境活動評価プログラムの普及とその第三者認証の実施に向けてパイロット事業を実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・中小運輸関係事業者の自主的取組を促進する自動車関係事業者のための「グリーン経営推進マニュアル」を作成し、関係資料を配布。全国各地において講習会を開催。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年4月に作成した海事関係及び倉庫関係事業者のための「グリーン経営推進マニュアル」と合わせて普及活動を実施し、活用する事業者を増やしていくことが課題。 ・エコドライブを効率的に推進するため、関係機関の連携・協力の下、エコドライブの普及のための具体的施策の策定が課題。(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車関係事業者のうち、トラック事業については平成15年10月から「グリーン経営推進マニュアル」に基づいたグリーン経営認証制度を実施する予定なので、このことについても啓発を促進。 ・関係4省庁(警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省)による「エコドライブ普及連絡会」により、エコドライブの普及に係る施策を策定し、効率的に推進。(再掲) |

| | 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|------------------|--|--|---|
| 3. 国・地方公共団体による取組 | | | |
| 民生業務・運輸部門 | <p>国の事務・事業に関する温室効果ガス排出抑制対策の実施(約～15万t-CO₂)</p> <p>都道府県の事務・事業に関する温室効果ガス排出抑制対策の実施(約60万t-CO₂)</p> <p>市町村の事務・事業に関する温室効果ガス排出抑制対策の実施(約200万t-CO₂)</p> | <p>省エネ型設備の導入(国、都道府県、市町村における現行対策の内数)</p> <p>・上水道施設のモーターのインバータ制御など</p> | <p>地球温暖化対策推進法に基づく、国・地方公共団体の事務・事業に係る実行計画の策定義務付け</p> |
| | | | <p>国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく、温室効果ガス排出の少ない環境物品等のグリーン購入の推進</p> <p>環境を考慮した学校施設(エコスクール)等の整備推進</p> |
| 部門横断的事項 | | サマータイムの導入(約25～123万t-CO ₂) | 夏時間(サマータイム)の導入についての国民的議論のを展開し、合意形成を図る。 |
| | 現行対策による排出削減量:計約318～388万t-CO ₂ (0.3%) | 追加対策による排出削減量:計約1,244～1,834万t-CO ₂ (1.0%～1.5%) | |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|---|--|
| <p>・平成14年7月19日、地球温暖化対策推進法に基づき、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(以下、「政府の実行計画」という。)を閣議決定。同計画において、18年度までに、13年度(基準年度)比で、温室効果ガスの総排出量を7%削減することを目標。</p> | <p>・基準年度に関する調査の結果、政府の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量は1,968,838トンCO₂。14年度の実施状況は、8月上旬を目処に取りまとめ予定。</p> <p>・15年4月1日までに、46都道府県、1016市町村が実行計画を策定。</p> | <p>・引き続き、政府の実行計画の推計・点検を実施。</p> <p>・地方公共団体の実行計画の策定を支援。</p> |
| <p>・法の対象となる全ての国等の公的機関においてグリーン購入を実施。(再掲)</p> <p>・特定調達品目の追加・見直しを検討し、品目数を15分野176品目に変更。</p> | <p>・取組の範囲・規模の拡大が課題。特に、地方公共団体等による取組の促進が課題。</p> | <p>・地方公共団体等への情報提供等を推進し、さらに働きかけを実施。(再掲)</p> <p>・市場の状況・科学的知見の充実に応じ、特定調達品目の追加・見直しを実施。(再掲)</p> |
| <p>・公立学校施設整備事業に併せて太陽光発電、中水利用設備、屋上緑化等を整備する場合にエコスクールパイロット・モデル事業として認定。</p> <p>・芝生化など校庭の緑化を推進。</p> | <p>・エコスクールパイロット・モデル事業として平成9年～15年4月までに342校を認定。</p> <p>・校庭の芝生化について平成9年～14年までに243校を補助。</p> <p>・地方公共団体にエコスクールの整備推進を継続して呼びかけることが課題。</p> | <p>・引き続き、エコスクールパイロット・モデル事業や芝生化などの校庭の緑化の推進を実施。地方公共団体に対しエコスクールの整備推進を働きかけるためパンフレット等を作成。</p> |
| <p>・フォーラムの開催を支援し、サマータイム制度の我が国への導入の課題などについて検討。</p> | <p>・サマータイムに関する国民の更なる理解の促進が課題。</p> | <p>・引き続き、フォーラムを支援するとともに、サマータイム制度導入による温室効果ガス削減効果、経済波及効果等を調査。</p> |

大綱の記述

表10 森林・林業対策の推進

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|--|---|--|
| | 地球温暖化防止を含む森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標を示すととも、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(森林・林業基本計画)を策定 | 森林・林業基本法及び森林・林業基本計画に基づく施策の展開 |
| <p>・森林の有する多面的機能の発揮に関する現状(2000年)</p> <p style="padding-left: 20px;">< 森林面積 ></p> <p>育成単層林 1,030万ha</p> <p>育成複層林 90万ha</p> <p>天然生林 1,390万ha</p> <p style="padding-left: 20px;">合計 2,510万ha</p> <p style="padding-left: 20px;">< 総蓄積 ></p> <p style="padding-left: 40px;">3,930百万m³</p> <p>・林産物の供給及び利用の現状</p> <p style="padding-left: 20px;">< 木材供給・利用量 ></p> <p style="padding-left: 40px;">20百万m³</p> <p style="padding-left: 20px;">健全な森林の整備 吸収量確保のため、植林、必要な保育、間伐の的確な実施 (98～00年3カ年の実績)</p> <p>・植栽 4万ha/年</p> <p>・下刈 30万ha/年</p> <p>・間伐 31.5万ha/年</p> <p>・複層林への誘導伐 -</p> <p>・天然林改良 2.5万ha/年</p> <p>・路網整備 2.5千km/年</p> | <p>・森林の有する多面的機能の発揮に関する目標(2010年)</p> <p style="padding-left: 20px;">< 森林面積 ></p> <p>育成単層林 1,020万ha</p> <p>育成複層林 140万ha</p> <p>天然生林 1,350万ha</p> <p style="padding-left: 20px;">合計 2,510万ha</p> <p style="padding-left: 20px;">(総蓄積)</p> <p style="padding-left: 40px;">4,410百万m³</p> <p>・林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p style="padding-left: 20px;">< 木材供給・利用量 ></p> <p style="padding-left: 40px;">25百万m³</p> <p style="padding-left: 20px;">健全な森林の整備森林</p> <p>・林業基本計画の目標達成に必要な森林整備の実施</p> | <p>2003年から第1約束期間の終了年である2012年までの10年間において、基本計画に基づく森林整備等を計画的に強力に推進。更に吸収量の報告・検証体制の強化(地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を展開)</p> <p>重視すべき機能区分(水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林)に応じた森林整備の推進</p> <p>緊急間伐5カ年対策の実施</p> <p>長期育成循環施業の実施</p> |

点 検 結 果

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・重視すべき機能に応じた森林整備や木材、木質バイオマスの利用を推進。 ・「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を策定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現状程度の水準で森林の整備・保全等が推移した場合、確保できる吸収量が対基準年排出量比3.9%を大幅に下回るおそれ。今後、森林吸収量3.9%を確保するため、森林の整備・保全を強化し、所要の整備水準を確保していくことが課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業基本計画を着実に推進するとともに、森林吸収源10カ年対策に基づき、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全、木材・木質バイオマスの利用、国民参加の森林づくり、吸収量の報告・検証体制の強化等の取組を推進。 ・平成15年度については、平成14年度補正予算と合わせ、森林吸収源対策の第1ステップとして、森林の整備・保全の重点的な実施、林業労働者の確保、木質バイオマス施設の整備等の推進体制を整備。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を策定し、重視すべき機能に応じた森林の整備を推進。(再掲) ・森林による吸収量算定の精度や科学的検証性等を高めるため、森林バイオマス量調査や土壌炭素変化量調査等を実施。 ・森林等の吸収源に関して、我が国の吸収源対策の方針、国内検証・報告体制について検討。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、NPO、森林所有者等の幅広い参画による10カ年対策の展開が課題。 ・現状では、データの精度、管理等の問題から、吸収量の算定・報告等に適切に対応できない状況。18年末までに問題を解消し、COP9で策定される国際ルールに適合した吸収量の検証・報告体制を確立することが課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・10カ年対策を展開し、多様で健全な森林の育成等を推進。 ・グッドプラクティスガイダンスや、国内制度整備に関する現状・課題を踏まえた森林資源情報データベースを構築。 ・COP9で策定される国際ルールに適合した国内検証・報告体制を設計。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・重視すべき機能区分に応じて森林整備事業を再編し森林整備を推進。 ・森林所有者が立てる森林施業計画の認定基準を機能区分毎に改変した上で認定を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・機能区分を実施した背景、制度内容、意義等について、一部理解が十分でないケースのあることが課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・機能区分に関し研修やホームページなどを通じ普及啓発を行うとともに、機能に応じた森林整備事業を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市町村主導による間伐の共同実施や防災の観点に立った間伐の実施、間伐材の利用促進及び間伐推進のための条件整備等を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・間伐等の適切な森林整備が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市町村主導による間伐の共同実施や防災の観点に立った間伐の実施、間伐材の利用促進及び間伐推進のための条件整備等を実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者の自助努力では適切な整備が進みがたい森林を公的主体が整備する場合にも助成が適用されるよう措置。 ・広葉樹の育成を目的とする下層木植栽についての助成を拡充。 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者への施業の浸透が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、森林所有者等に対する普及啓発に努め、長期育成循環施業を推進。 |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|------------|------------|---|
| | | <p data-bbox="1094 203 1394 232">公的な森林整備の拡充</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p data-bbox="1094 450 1305 479">間伐対策の推進</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p data-bbox="1094 689 1430 719">複層林への誘導伐の促進</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p data-bbox="1062 1055 1461 1122">「緑の再生」特別対策等の実施</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p data-bbox="619 1290 1023 1357">保安林等の適切な管理・保全等の推進</p> <p data-bbox="1094 1290 1453 1319">保安林指定の計画的な推進</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p data-bbox="1094 1518 1305 1547">治山対策の推進</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p data-bbox="1094 1758 1366 1787">病虫害等被害の防止</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|--|--|
| <p>・森林所有者の自助努力では適切な整備が進みがたい森林を公的主体が整備する場合にも長期育成循環施業が適用されるよう措置。(再掲)</p> | <p>・森林所有者の自助努力では管理不十分な森林がみられる現状にあり、公的関与による森林整備が課題。</p> | <p>・引き続き、緑資源公団や森林整備法人、地方公共団体による森林整備を推進するとともに、地方財政措置を活用した地方公共団体による森林整備を推進。</p> |
| <p>・市町村主導による間伐の共同実施や防災の観点に立った間伐の実施、間伐材の利用促進や間伐推進のための条件整備等を実施。(再掲)</p> | <p>・間伐等の適切な森林整備が課題。(再掲)</p> | <p>・引き続き、市町村主導による間伐の共同実施や防災の観点に立った間伐の実施、間伐材の利用促進及び間伐推進のための条件整備等を実施。(再掲)</p> |
| <p>・森林所有者の自助努力では適切な整備が進みがたい森林を公的主体が整備する場合にも長期育成循環施業への助成が適用されるよう措置。(再掲)</p> <p>・広葉樹の育成を目的とする下層木植栽についての助成を拡充。(再掲)</p> | <p>・森林所有者への施業の浸透が課題。(再掲)</p> | <p>・引き続き、森林所有者等に対する普及啓発に努め、長期育成循環施業を推進。(再掲)</p> |
| <p>・台風被害跡地の更新、不良箇所早期解消、溪流荒廃地の治山事業による復旧と緑化、松くい虫被害木除去、海岸林の再生事業等を実施。</p> | <p>・自然再生推進法の趣旨を踏まえ、地域住民、NPO等のより広範な関係者の参画を得た自然再生事業の実施が課題。</p> | <p>・自然再生推進法を踏まえ、関係機関との連携強化を図りつつ、地域固有の森林の再生を実施。</p> |
| <p>・第5期保安林整備計画に基づき、保安林の指定を計画的に推進。</p> | <p>・第5期計画の保安林の延べ指定面積の目標が平成15年度末10,807千haであるのに対し、14年度末の延べ指定面積は9,871千haの見込み。</p> | <p>・平成15年度においては、引き続き、第5期保安林整備計画の目標の達成に向けて、保安林の指定を計画的に推進。</p> |
| <p>・森林の重視すべき機能区分(水土保持、森林と人との共生)に対応した事業体系への見直しを実施。</p> | <p>・平成14年度に治山事業の実施により山地災害から保全される森林の面積は、57.9千ha(見込み、目標値55.5千ha)であり、達成率104%。</p> | <p>・木材等現地で採取可能な資材を活用した簡易かつ効率的な工法等により、奥地水源地域の荒廃地等の復旧整備を重点的に行うなど、引き続き、治山事業を計画的に推進。</p> |
| <p>・森林病虫害等防除法に基づく松くい虫被害対策について、30万m³(見込み)の伐倒駆除等を実施。</p> | <p>・平成13年度の松くい虫被害量は91万m³と高水準で発生。被害の早期終息が課題。</p> | <p>・松くい虫被害について、伐倒駆除等の事業量を拡充。</p> |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|------------|------------|------------------|
| | | 機能低下保安林緊急整備対策の推進 |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|---|---|
| <p>・機能低下保安林の整備を重点的に実施する地域において、保安林管理道を整備できるよう措置。</p> | <p>・機能の低下した保安林の整備が十分でない現状にあり、継続的に治山事業による森林整備を実施していくことが課題。</p> | <p>・公益的機能が低下した保安林を対象に、機能が高度かつ持続的に発揮されるよう、治山事業による複層林への誘導・造成等健全な森林の整備を推進。</p> |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|-----------------------|-----------------------|--|
| <p>国民参加の森林づくり等の推進</p> | <p>国民参加の森林づくり等の推進</p> | <p>山村等の防災情報を整備し、防災体制を強化</p> <hr/> <p>国民参加による森林の整備・保全活動の推進</p> <hr/> <p>地域住民、NPO等の多様な主体の参加と連携の強化</p> <hr/> <p>森林環境教育の推進</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生源、被災想定区域、治山施設の整備状況等を電子化し、利活用を高度化する山村等防災情報強化対策を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・山村等に所在する災害危険箇所の把握が課題。 ・防災情報の整備は十分でなく、情報整備の継続が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、山村等防災情報強化対策を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・植樹祭、育樹祭等を通じた普及啓発を実施。 ・国民による植樹活動等への支援、森林ボランティアの活動拠点である「みどり世紀の森」を15箇所(累計141箇所)整備 ・里山林等の保全・利用活動を19府県で実施。 ・インターネットを通じた森林ボランティア情報提供の支援等を実施。 ・国有林野内のレクリエーションの森等において修景林施業や施設整備、藤里森林センターの研修フィールドの整備を実施。 ・ボランティア団体の森林づくり活動のフィールドとして「ふれあいの森」を273ha(累計4,317ha)設定。 ・4府県で「木の文化を支える森づくり活動」を実施し、国有林野を国民の利用に提供。 | <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化防止に係る森林の役割・機能に関する国民の理解が課題。 ・広範な国民による森林づくりへの直接参加の機会の提供、活動場所の確保、森林ボランティア活動に関する情報等の提供が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体、事業者、民間団体等が連携を継続して、地球温暖化防止の森林づくりへの支援意識を醸成。 ・地域住民・NPO等の多様な主体の参加と連携による森林整備・保全活動や里山林等における保全と利用が一体となった活動を推進。 ・森林所有者との協定等に基づく国民の直接参加による継続的な森林づくり、青少年等による作業体験等を推進。 ・国有林野内のレクリエーションの森等の整備を進めるほか、国有林野を国民の利用に提供。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・NPO・企業・行政の連携のあり方等についての、NPOと意見交換会を開催。 | <ul style="list-style-type: none"> ・NPO、ボランティア団体等のネットワーク化が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体による森林ボランティア活動に関する地域ネットワークの構築のための連絡・調整、地域フォーラムの開催を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・指導者の養成、活動プログラムの開発・普及、森林・施設の整備などの条件整備を実施。 ・「森の子くらぶ活動」や学校林の整備・活用等を推進。 ・学校林等を体験学習活動のフィールドとして国有林野を提供する「遊々の森」制度を創設し、988haを設定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・指導者の養成、年齢や目的に応じた多様な活動プログラム、安心して活動できる森林の確保・整備、情報提供等が課題。 ・平成13年度の森林体験学習等への参加者数は78万人。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たに、夏休み等を利用した高校生による森林づくり活動や山村滞在型の森林・林業体験交流活動を推進。 ・全国の国有林で森林教室等を実施。 ・学校林等を体験学習活動のフィールドとして提供する「遊々の森」の設定を推進。 |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|--|---|---|
| <p>木材資源の有効利用の推進・ 林産物の供給及び利用の現状 ＜木材供給・利用量＞ 20百万m3</p> | <p>木材及び木質バイオマス利用 の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林産物の供給及び利用に関する目標 ＜木材供給・利用量＞ 25百万m3 ・未利用木材資源の利用推進 | <p>林産物の新規需要の開拓</p> <hr/> <p>建築及び工作物における木材 使用の促進</p> <hr/> <p>木材利用を促進するための総 合的な対策の推進</p> <hr/> <p>学校の内装や学校関連施設 など地域材を利用したモデル的 な施設の整備</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルが可能な木質新素材を開発。 ・木材をガス化又は液化した代替エネルギー利用等に係る技術を開発。 ・木質資源の多角的利用に資するおが粉、たい肥、チップ等製造施設等を整備。 ・木質バイオマスによるエネルギー供給施設、利用施設等を整備。 | <ul style="list-style-type: none"> ・木材利用量は17百万m³(平成14年度見込み)であり、木質バイオマスのエネルギー利用等林産物の新たな需要の開拓が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を重点的に進めるほか、林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備を実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・木材供給者と大工・工務店等との連携促進のための協議会等の開催、住宅セミナー等の開催等を実施。(再掲) ・消費者ニーズ等の情報の収集・分析、シンポジウムやセミナーの開催等による普及啓発を実施。(再掲) ・環境負荷の低減、施設の長寿命化等の先駆性のある木造公共施設の整備を推進。(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・木材利用量(平成14年度見込み)は17百万m³。(再掲) ・森林所有者を含めた関係者の連携強化、需要者のニーズに応えた木材の供給体制の構築、地域材利用技術の開発及びその普及啓発等が課題。 ・公共施設等の建築物をはじめ、木材の選択性を高めるための更なる普及啓発等が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携強化、品質性能の明確な木材を低コストで安定的に供給しうる体制の構築、長期間居住可能な住宅の資材とその利用方法等に関する技術開発及びその普及啓発等を実施。(再掲) ・展示効果やシンボル性が高く波及効果の期待できる木造公共施設の整備を推進。(再掲) ・木造と非木造の設計比較とともに、建築費や環境負荷低減効果の推計等を行い、情報提供。(再掲) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムやセミナーの開催等による普及啓発を実施。(再掲) ・木材供給者と住宅生産者の連携による住宅への木材利用を促進。 ・学校等公共施設、公共土木事業における木材利用を促進。 ・木材産業や公共施設における木質バイオマスエネルギーの利用を促進。 | <ul style="list-style-type: none"> ・木材の利用促進が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者から住宅生産者までの関係者一体となった取組の実施。 ・引き続き、学校関連施設、公共土木事業における木材利用を促進。 ・木質バイオマスエネルギー利用について、施設整備の重点的な推進に加え、林地残材の効率的な収集・運搬に資する機材を整備。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・学校複合型公共施設や、環境等を考慮した学校施設(エコスクール)において、地域材を利用した木質内装のモデル的な整備を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・木材の特性を活かした教育環境の整備と地域材利用の促進が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き学校関連施設等を地域材を利用して整備するとともに、児童福祉施設における木製遊具の導入を推進。 |

| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
|--|---|--|
| | | <p>木質バイオマスエネルギー利用対策の促進</p> <hr/> <p>木質バイオマスエネルギー利用施設のモデル的な整備</p> |
| <p>現状程度の水準(1998～2000年実績の平均)で森林整備、木材供給、利用等が推移した場合の人為活動の行われた森林の吸収量:約3,550万t-CO₂</p> | <p>森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の発揮の目標と林産物の供給及び利用の目標どおりに計画が達成された場合の人為活動が行われた森林の吸収量:計約4,770万t-CO₂</p> | |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスの発電や熱供給等への利用方法の検討や利用計画を策定。 ・木材をガス化又は液化し、燃料としての利便性を向上する技術の開発。 ・木材乾燥等の熱源等として利用するための熱供給施設、バイオマス発電施設等を整備。 | <ul style="list-style-type: none"> ・林産物の新たな需要の開拓の推進が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を重点的に進めるほか、林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備を実施。(再掲) ・地域材利用促進対策に必要な地方財政措置において、新たに木質バイオマスエネルギー利用促進経費を追加。 ・高効率な廃棄物発電やバイオマス利用施設を整備する民間事業者に対し整備経費の一部を補助。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスエネルギー供給施設や公共施設等における木質ボイラー等の木質バイオマスエネルギー利用施設の整備等を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな需要の開拓の推進が課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を重点的に進めるほか、林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備を実施。(再掲) |

大綱の記述

| 表11 都市緑化等の推進 | | |
|---|------------|--|
| 現行対策とその削減量 | 追加対策とその削減量 | 国等の施策 (現行、追加) |
| <p>公共公益施設等における緑化 都市公園、道路、河川等の公共 公益施設等において高木を植栽</p> <p><導入目標量：1990年度以降、 2010年度までの高木植栽本数 の増加量を7千5百万本と想定 し、吸収見込量を算定></p> <p>(排出削減(吸収)見込量) 28万t-CO₂</p> <p>(対基準年総排出量比0.02%程 度)</p> | | <p>「緑の政策大綱」等に基づく緑 化の推進</p> |
| | | <p>「エコポート政策」等に基づく港 湾の緑化の推進</p> |
| | | <p>市町村における「緑の基本計 画」の策定の推進と計画に基づく 緑化の推進</p> |
| | | <p>緑の創出に関する普及啓発と 市民、企業、NPO等の幅広い主 体による緑化の推進</p> |

点 検 結 果

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園などの公共公益施設等において緑化を推進するとともに、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を推進。 ・都市域における川沿いの緑の整備や公園と一体的な河川の整備による水と緑のネットワーク化を推進。 ・13の都市域において、砂防林の整備、既存樹木を活かした斜面整備などによる都市山麓グリーンベルト整備事業を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに都市公園を98,974ha整備(平成13年度末現在)。 ・緑化施設整備計画認定制度に基づいて、8箇所の緑化施設を認定(平成14年度末現在)。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、都市公園などの公共公益施設等において緑化を推進するとともに、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を推進。 ・引き続き、都市域における川沿いの緑の整備や公園と一体的な河川の整備を推進。 ・引き続き、13の都市域における都市山麓グリーンベルト整備事業を実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・親水性を活かした港湾緑地の整備を全国の100港以上で実施。特に、整備方式を工夫して港湾整備を推進するモデル事業を全国で実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに港湾緑地を約2,700ha整備(平成14年度末現在の推計値)。 ・継続して着実に港湾緑地を整備することが課題。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度以降も親水性を活かした港湾緑地の整備を全国の100港以上で実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地保全法に基づく「緑の基本計画」の策定を推進するとともに、同計画に基づいて市町村が行う緑化の推進を支援。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度末現在で477市区町村が「緑の基本計画」の策定を完了。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「緑の基本計画」の策定を推進するとともに、同計画に基づいて市町村が行う緑化の推進を支援。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第13回全国「みどりの愛護」のつどい(平成14年4月27日、新潟県)、第19回全国都市緑化フェア(平成14年6月15日～8月26日、山形県)を開催し、幅広い主体による緑化の推進を普及啓発。 | <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに全国「みどりの愛護」のつどいを13回、また、全国都市緑化フェアについては19回開催し、緑の創出に関する普及啓発等を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・第14回全国「みどりの愛護」のつどい(平成15年4月26日、兵庫県)、第20回全国都市緑化フェア(平成15年4月28日～6月29日、大分県)を開催。 |

大綱の記述

表12 京都メカニズムの活用に必要な施策等

| 大綱中の該当箇所 | 大綱中の記述 |
|--|---|
| 当面必要となる措置等の実施 | |
| ア 共同実施(JI)及びクリーン開発メカニズム(CDM)に係る事業承認体制の整備 | 関係省庁合同により、共同実施(JI)及びクリーン開発メカニズム(CDM)に係る事業の承認申請の受理・確認等を行うための体制を速やかに整備するものとする。 |
| イ 国別登録簿等の整備 | ...国別登録簿について、第8回気候変動枠組条約締約国会議(COP8)の結果も踏まえつつ、速やかに整備するとともに、温室効果ガス排出量及び吸収量の算定のための国内制度を「第6 温室効果ガス排出量・吸収量の算定のための国内制度の整備」(後述)に基づき整備する。 |
| ウ その他の施策等 | |
| 1) 民間事業者等による京都メカニズム活用の支援等 | 共同実施(JI)及びクリーン開発メカニズム(CDM)の事業に係る案件の発掘及び実現可能性等のための調査等の充実を図るとともに、民間事業者等への情報提供を行う。 |

点 検 結 果

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 |
|---|---|
| <p>・共同実施(JI)及びクリーン開発メカニズム(CDM)に係る締約国としての事業の承認及び事業の承認に係る手続その他必要な事項の決定については、「地球温暖化対策推進本部幹事会」の下に「京都メカニズム活用連絡会」を設置して、これを実施(平成14年7月19日地球温暖化対策推進本部決定)。</p> <p>・事業の承認及び支援の体制、手続きその他必要な事項を決定(平成14年7月22日地球温暖化対策推進本部幹事会決定。平成14年10月16日京都メカニズム活用連絡会決定)。</p> | <p>・これまでにCDM4件、JI1件を事業承認。</p> |
| <p>・国別登録簿システムについて、地球温暖化対策推進本部決定に従い、経済産業省と環境省が共同で開発に着手。口座開設機能、クレジット移転機能等の基幹機能を開発。</p> | <p>・国際的な技術仕様との整合性確保等、更なるシステム開発が課題。</p> <p>・実際に登録簿を利用する際の手続き等の整備が課題。</p> |
| <p>・提案公募に基づき、CDM/JI実施可能性調査を実施。調査成果をフォーラム等を通して民間事業者等に情報提供。</p> | <p>・これまでにFS事業調査を行ってきているが、実際にCDM/JIとして事業化された案件はごく僅かであり、今後はより事業化を指向した案件の発掘が課題。</p> <p>・ODAを活用したCDMの在り方についての検討が課題。</p> |

| |
|---|
| |
| 平成15年度以降に講じる施策 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、CDM/JI事業の政府承認申請を受け付け、適宜審査の上、承認を実施。 ・事業者が事業を円滑に進められるよう、必要に応じて、手続き等の見直しを実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・関連する国際的合意事項において必要とされる機能の開発を継続するとともに、国際的な接続仕様に適合するシステムを構築。 ・電子申請への対応、セキュリティ向上等、更なるシステム開発の実施。 ・口座開設、クレジット移転等に関する手続き等の整備。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、CDM/JIの候補案件について、提案公募に基づき実施可能性調査を実施。 ・事業者が実施する費用対効果の高い技術を導入するCDMプロジェクトに対しての一部補助等事業者に対する支援措置を実施。 ・ODAを活用したCDMの在り方について検討を行う。 |

| 大綱中の該当箇所 | 大綱中の記述 |
|----------|---|
| | |
| | <p>・共同実施(JI)及びクリーン開発メカニズム(CDM)への民間事業者等による取組を推進等するため、相手国政府との交渉支援、人材育成を行う。</p> <p>・我が国の民間事業者等が共同実施(JI)及びクリーン開発メカニズム(CDM)の独立組織及び運営組織に係る指定を受けることができるよう、人材育成、情報提供等の支援を行う。</p> <p>・相談窓口を設ける等により、京都メカニズムに関する民間事業者等の疑問、要望に対応する。</p> <p>・民間事業者等による京都メカニズム活用を円滑化するため、京都メカニズムの利用のための解説書等を整備し、内外のルール策定に応じて逐次改訂する。</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・運輸部門のCDM/JIに関するワークショップを開催。 ・住宅・社会資本整備分野におけるCDMの活用について、委員会で検討に着手した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・運輸、製品、住宅・社会資本整備等の新たなCDMの事業分野において、CDMの活用が可能なプロジェクト等が明確でないこと及びコストが比較的大きいため、民間事業者の積極的な参加がないことが課題。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・CDM/JI対象国における事業推進体制の状況を聴取するとともに早期整備を要請。 ・在外公館等を通じて我が国の京都メカニズム活用に関する取組について相手国政府に説明するとともに、日本の民間事業者等によるCDM/JI事業の相手国政府承認に関わる交渉の側面支援を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・在外公館における民間企業に対する支援体制の更なる強化が課題。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・指定運営組織候補機関等を対象に、CDM認証モデル事業やCDM運営組織整備事業等のCDMに関する実践的なノウハウの取得に焦点を絞った人材育成支援事業及び情報提供事業を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・CDM理事会では、2002年8月より運営組織の応募受付を開始し、現在14機関(うち日系6機関、欧州系7機関、韓国系1機関)が申請中。手続きが順調に進めば、運営組織候補の暫定的な信任・指定は早ければ2003年秋頃となる見通し。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上での情報提供や相談受付、及び個別相談窓口(ヘルプデスク)の設置等を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年5月までに約250件の相談に対応。うち、具体的なプロジェクトについての相談は約80件。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者がCDM/JI事業を検討する際に用いる解説書や実施マニュアルを策定。内外のルール策定状況に応じて随時改訂。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ベースライン設定手法、モニタリング手法等が確立されていないことが課題。 |

| |
|--|
| 平成15年度以降に講じる施策 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・運輸、製品、住宅・社会資本整備等の新たなCDM事業分野について、CDM促進方策について検討を実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の在外公館の支援体制の強化を継続。在外公館等を通じて我が国の京都メカニズム活用に関する取組について相手国政府に説明するとともに、日本の民間事業者等によるCDM/JI事業の相手国政府承認に関わる交渉の側面支援を実施。 ・ホスト国の承認体制やホスト国での事業ニーズの調査を実施し、CDM/JI事業を実施する民間事業者が必要とする情報について提供。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・CDM認証モデル事業やCDM運営組織整備事業等の人材育成支援事業及び情報提供事業を継続して実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、情報提供、相談受付及び個別相談窓口（ヘルプデスク）による相談対応を推進。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・内外のルール等の策定状況に合わせた改訂を継続。 ・ベースライン、モニタリング手法策定のための方法論について、国際的な検討状況を逐次調査分析し、その調査結果を適宜公開する。 |

| 大綱中の該当箇所 | 大綱中の記述 |
|---------------------------------|--|
| 2) 相手国政府の理解促進等に向けた取組の実施 | 政府間協議やプロジェクト実施等を通じ、...主要相手国における京都メカニズムに対する理解を深めるとともに、相手国における国内承認手続等に係る透明性の高い制度の構築を求める。...主要相手国が京都メカニズムの参加資格を満たせるよう、モニタリング制度の構築等に係る能力育成支援を行う。 |
| 3) 国際的ルールの策定への貢献 | CDM理事会に我が国代表が選任されたことを活かし、環境十全性を確保するとともに、経済合理的なルールが策定されるよう国際ルールの策定に積極的に貢献する。 |
| 2008年以降の本格的な活用に向けた必要な制度の在り方等の検討 | 2008年以降における京都メカニズムの本格的な機能の開始に備え、...その知見や経験の蓄積等に努めるものとする。...京都メカニズムを活用するために必要となる制度の在り方等について、引き続き検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。 |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 |
|--|---|
| <p>・東アジア諸国(ASEAN、タイ)等の政府機関の職員等を主たる対象として、CDMに関する知識の普及・啓蒙、能力育成等を行うキャパシティ・ビルディング事業を開始。</p> <p>・CDM/JI相手国における政府間又は官民合同の会合において、日本における京都メカニズム活用のための体制整備状況及び事業承認に関する我が国指針、政府の民間事業者等への支援策について説明。</p> | <p>・東アジア諸国等のCDM実施に関する体制の更なる整備が課題。</p> <p>・その他の主要相手国に対する日本の取組についての広報活動が課題。</p> <p>・我が国の支援のもと、UNIDO(国連工業開発機関)が「CDM投資促進ガイド・ブック」を作成中。</p> |
| <p>・CDM理事会のみならず、理事会傘下の認定パネル及び小規模CDMパネルにも日本人専門家が参画。環境十全性を確保し、かつ経済合理的な国際ルールの方策に貢献。</p> <p>・CDMプロジェクト設計書様式、運営組織の信任に係る手続、小規模CDMの簡素化された手続等京都メカニズムの実施に関する詳細な国際ルールがCDM理事会等関連する会議において決定。</p> | <p>・引き続きCDM理事会において、方法論(ベースライン・モニタリング手法)の確立、CDM運営組織の認定、CDM事業の登録方法等について審議を行っているところ。</p> |
| <p>・京都メカニズムを活用するために必要となる制度の在り方等について検討の場を設置。</p> <p>・三重県において「温室効果ガス排出量取引シミュレーション事業」を実施。排出量取引に係る諸課題を抽出中。</p> | <p>・CDM事業を通じたクレジット(CER)は早ければ2003年中にも発行される可能性もあり、京都メカニズムの活用実態が国内のルール作りよりも先行してきている状況。</p> |

| |
|--|
| <p>平成15年度以降に講じる施策</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・CDM/JI事業の主要受入国の担当者等を対象として、研修ワークショップを開催するとともに、現地に専門家を派遣し、CDM/JI受入に係る制度構築、実施計画の策定を支援。 ・引き続き、中国、ベトナム、マレーシア等東アジア諸国に対して、キャパシティ・ビルディング事業を推進。 ・ベースライン調査、技術指針調査及び人材育成を実施し、CDM植林のホスト国と見込まれる国に対する支援を実施。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・CDM理事会に我が国代表が選任されたことを活かし、継続して環境十全性を確保し、かつ経済合理的な国際ルールが策定されるよう貢献。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、京都メカニズムに関する諸課題を検討。 ・15年度実施する排出量取引試行事業・クレジット(排出削減量)取引・移転試行事業を通じて、京都メカニズムを事業者が活用する方策を検討。 ・京都議定書上の国別登録簿を国内において整備するための制度について検討。 ・京都議定書上のクレジットの取引の安全を確保するためのガイドライン等を作成。 |

大 綱 の 記 述

| 表13 「その他」 | |
|-------------------------------------|---|
| 大綱中の該当箇所 | 大綱中の記述 |
| (1)事業活動に伴う温室効果ガス排出量・原単位の把握・公表の推進 | 個々の事業者がこうした多様な排出源ごとに技術的・経済的に最も効果的な対策を講じていくためには、自らの事業活動に係る排出の状況(排出量・原単位)を把握することが重要である。さらに、事業者は社会的存在であり、単独に又は共同して、自らの排出の状況(排出量・原単位)に関する情報を自主的に公表することが推奨される。 |
| (2)家庭におけるエネルギー消費等に伴う温室効果ガス排出量の把握の促進 | エネルギー消費等に伴って温室効果ガスを自らどの程度排出しているかについて把握するための各種の手法について幅広く検討を行う。 |

点 検 結 果

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|---|--|---|
| <p>・事業者による温室効果ガス排出量の算定ガイドラインの策定を検討し、事業者用排出量算定ガイドライン(試案)を作成。</p> <p>・(社)日本経済団体連合会における環境自主行動計画フォローアップを通じ、平成13年度の排出量について公表。それを受け、経済産業省において、産業構造審議会・総合エネルギー調査会日本経団連環境自主行動計画フォローアップ小委員会において、フォローアップを実施するとともに、経団連においては、平成14年度より第三者評価委員会を設置。</p> | <p>・算定ガイドライン(試案)については、実際の企業において有効に活用することができるかどうか、検証が必要。</p> <p>・(社)日本経済団体連合会フォローアップ結果においては、平成13年度のCO2排出量は、4億8,370万t-CO2となり、1990年度比3.2%の減少。</p> | <p>・排出量取引試行事業において事業者用排出量算定ガイドライン(試案)を用いて、問題点を抽出し、その結果を踏まえ、ガイドラインの更なる質の向上を図る。</p> <p>・引き続き、(社)日本経済団体連合会による環境自主行動計画フォローアップを受け、産業構造審議会・総合エネルギー調査会において、経済産業省所管業種・団体のフォローアップを実施。</p> |
| <p>・温暖化対策診断モデル事業を全国5箇所・1279世帯(地域協議会)において実施し、各家庭における温室効果ガスの排出量を把握・検討するためのアンケート・訪問調査を実施。</p> <p>・全国5箇所(地域協議会)において111台の車両に車載機を設置し、IT技術を活用したエコドライブ診断・分析を実施し、自動車からの温室効果ガスの排出量について把握・検討。(再掲)</p> | <p>・温暖化対策診断については、診断項目の整理・拡充の検討及び診断・分析等のシステム化が課題。</p> <p>・エコドライブ診断については、IT技術の利便性の更なる向上、夏季の走行データについての診断・分析が課題。(再掲)</p> | <p>・地域特性に応じた温暖化対策診断のシステム・マニュアルの整備。</p> <p>・夏季においてのエコドライブ診断の実施。IT技術を活用したエコドライブ診断の将来的なあり方の検討。(再掲)</p> |

| 大綱中の該当箇所 | 大綱中の記述 |
|-----------------|--|
| (3) ポリシーミックスの活用 | <p>効果的かつ効率的な温室効果ガスの排出削減のためには、自主的手法、規制的手法、経済的手法等、あらゆる政策手法の特徴を活かして、有機的に組み合わせるといったポリシーミックスの考え方がある。</p> <p>費用対効果の高い削減を実現するため、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導するという、いわゆる経済的手法があるが、税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、環境保全上の効果、マクロ経済・産業競争力等国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の論点について、地球環境保全上の効果が適切に確保されるよう国際的な連携に配慮しつつ、様々な場で引き続き総合的に検討する。</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|---|--|
| <p>・税制面での対応につき、税制調査会において検討を行った。平成15年度における税制改革についての答申(税制調査会、平成14年11月)では、「いわゆる「環境税」の導入も含めた環境問題に対する税制面での対応については、国民に広く負担を求めることになる問題だけに、国民の理解と協力を得て、今後、積極的に検討を進めていくことが望ましい。この際、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえ、汚染者負担の原則(PPP)に立って幅広い観点から検討していく必要がある。また、既存のエネルギー関係諸税等との関係についても検討されるべきであろう。」とされた。</p> <p>・環境省の中央環境審議会 総合政策・地球環境部会 地球温暖化対策税制専門委員会(平成13年10月設置)において検討を進めており、平成14年6月に「我が国における温暖化対策税制について(中間報告)」を公表。</p> <p>・エネルギー特別会計のグリーン化を一層推進。具体的には、新エネルギー対策、省エネルギー対策、京都メカニズムの活用等の取組みを一層強化。その際、石油特別会計については、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のため環境省が行う施策も、本会計で措置できることに。また、こうした歳出のグリーン化を踏まえ、財源の負担の公平化の観点から、負担構造の見直しを実施。</p> | <p>・今年6月に税制調査会においてとりまとめられた中期答申においては、「地球温暖化問題については、規制的手法、自主的取組、税制以外の経済的手法の活用に加えて、税制を活用することの必要性について広く議論が求められる。」とされているところ。</p> | <p>・税制調査会においては今後とも、税制面での対応について、汚染者負担の原則に立って幅広い観点から検討を行う。</p> <p>・中央環境審議会の専門委員会では、引き続き具体的な検討を進め、幅広い議論のたたき台となるものを本年夏を目途にとりまとめる予定。</p> <p>・税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、環境保全上の効果、マクロ経済、産業競争力等国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の論点について総合的に検討。</p> |

大 綱 の 記 述

| 表14 温室効果ガス排出量・吸収量の算定のための国内制度の整備 | |
|--|--|
| 大綱中の該当箇所 | 大綱中の記述 |
| <p>第6 温室効果ガス排出量・吸収量の算定のための国内制度の整備</p> | <p>...京都議定書の発効に際して、同議定書に基づき温室効果ガスの排出・吸収目録に関する全体的とりまとめを行う機関として環境省を指定し、関係各省が相互に協力して、定められた期限までの温室効果ガスの排出・吸収目録の迅速な提出、データの品質管理、目録の検討・承認プロセス、京都議定書に基づき派遣される専門家検討チームの審査への対応等に関する体制を整える。</p> |
| | <p>我が国としては、IPCC を中心に実施される国際的な検討に積極的に参加するとともに、第1約束期間の1年前までに吸収源による吸収量の測定・監視・報告等の国内制度を整備する。</p> |

点 検 結 果

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 | 平成15年度以降に講じる施策 |
|--|--|---|
| <p>・環境省において温室効果ガスの排出・吸収目録をとりまとめ、平成14年8月に条約事務局に提出。</p> <p>・15年に提出する温室効果ガスの排出・吸収目録の作成を開始し、平成15年1月には関係各省にデータの提供を依頼。</p> <p>・14年6月に、(独)国立環境研究所地球環境研究センター内に「温室効果ガスインベントリオフィス(GIO)」を設置するなど、温室効果ガスの排出・吸収目録の迅速な提出、データの品質管理、目録の検討・承認プロセス、京都議定書に基づき派遣される専門家検討チームの審査への対応等に関する体制を整備。</p> | <p>・定められた期限までの温室効果ガス排出・吸収目録の提出が求められている。</p> <p>・提出が求められている国家目録報告書(NIR)の作成が課題。</p> <p>・これまで、温室効果ガス排出・吸収量は年度単位で算定していたが、IPCCガイドラインの規定で暦年単位で算定することとされており、今後の対応が課題。</p> | <p>・平成15年提出分の温室効果ガスの排出・吸収目録を速やかにとりまとめ、条約事務局に提出。</p> <p>・平成15年提出分の国家目録報告書(NIR)を新たに作成し、条約事務局に提出。</p> <p>・平成15年9月に予定されている条約事務局による訪問審査の受け入れ。</p> <p>・平成16年に提出する温室効果ガスの排出・吸収目録の作成準備を進めるため、温室効果ガス排出・吸収量の算定方法等の評価・検討を行い、温室効果ガス排出・吸収目録を作成。</p> <p>・引き続き、温室効果ガスの排出・吸収目録の迅速な提出、データの品質管理、目録の検討・承認プロセス、京都議定書に基づき派遣される専門家検討チームの審査への対応、体制を充実。</p> |
| <p>・森林等の吸収源に関して、我が国の吸収源対策の方針、国内検証・報告体制について検討。(再掲)</p> <p>・IPCCによるグッドプラクティスガイダンス策定作業に、国内専門家を派遣して積極的に参画するとともに、第1回の政府レビューにおいて、我が国の実態を踏まえた意見を提出。</p> <p>・森林による吸収量算定の精度や科学的検証性等を高めるために、森林バイオマス量調査や土壌炭素変化量調査等を実施。</p> | <p>・現状では、吸収量算定の基礎となる森林資源データの統計的精度が明らかでなく、データの管理も個々の都道府県が行っていること、育成林、保安林における施業・管理に関する情報が不十分であること、吸収量算定に必要な森林土壌の炭素変化量のデータ等が不足していることが課題。</p> | <p>・グッドプラクティスガイダンスの決定にむけ、引き続き専門家を派遣し、国際的な検討に積極的に参画する。</p> <p>・さらに、グッドプラクティスガイダンスの内容と、国内制度整備に関する現状及び課題を踏まえた吸収量報告・検証体制の整備を実施する。</p> |

大綱の記述

表15 観測・監視体制の強化及び調査研究の推進

| 大綱の該当箇所 | 大綱中の記述 |
|------------------------|--|
| 第7 観測・監視体制の強化及び調査研究の推進 | 温室効果ガス、気候変動及びその影響等を把握するための総合的な観測・監視体制を強化する…。 |

点 検 結 果

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 |
|---|---|
| <p>・メタン等の温室効果ガスおよび気候変動に関する観測を行うための環境観測技術衛星(ADEOS-II)を打上げ、初期機能性能確認およびデータ校正・検証を実施。観測データから得られる地球物理量の精度を地上データ等とつぎあわせ、データ校正・検証を実施中。</p> <p>・二酸化炭素の吸収源である森林分布の観測手法を実証するための陸域観測技術衛星(ALOS)の開発、大気中の二酸化炭素等の温室効果ガスを観測するための温室効果ガス観測技術衛星(GOSAT)、水循環変動把握のための全球降水観測計画(GPM)搭載用二周波降水レーダ(DPR)、及び気候変動観測技術衛星等の地球観測ミッションの研究を実施。</p> <p>・地球観測衛星委員会(CEOS)及び統合地球観測戦略パートナーシップ(IGOS-P)を通じて、国際協力のもと統合地球観測戦略(IGOS)の策定支援を実施。</p> | <p>・ADEOS-IIの観測データの校正・検証を実施中。観測データの目標精度の確認を着実に実施し早期のデータ公開を図ることが課題。</p> <p>・ALOSの打上げ用モデル(PFM)と地上システムの開発を行うとともに温室効果ガス観測技術衛星(GOSAT)、全球降水観測用の全球降水観測計画(GPM)搭載用二周波降水レーダ(DPR)の概念検討及び気候変動観測技術衛星等の地球観測ミッションの研究を確実に実施。</p> <p>・統合地球観測戦略パートナーシップ(IGOS-P)においては、炭素循環、海洋、水循環等の気候変動に関係のある各分野の統合地球観測戦略を規定すべく、作業中。今後各テーマの確実な実施が課題。</p> |

| |
|---|
| |
| 平成15年度以降に講じる施策 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・環境観測技術衛星(ADEOS-II)搭載センサのデータ校正・検証を継続するとともに、それらデータを用いて炭素循環研究に貢献。 ・陸域観測技術衛星(ALOS)の16年度の打上げを目指し、引き続き、衛星及び地上設備を開発。 ・温室効果ガス観測技術衛星(GOSAT)、全球降水観測計画(GPM)搭載用二周波降水レーダ(DPR)の開発研究(予備設計等)を15年度に実施し、19年度の打上げを目指す。 ・引き続き、気候変動観測技術衛星等の地球観測ミッションの研究を実施。 ・地球観測衛星からのデータ受信、処理、保存、提供並びに地球観測情報の利用促進、関連設備を整備。 ・引き続き、地球観測衛星委員会(CEOS)及び統合地球観測戦略パートナーシップ(IGOS-P)を通じて、統合地球観測戦略(IGOS)に貢献。 |

| 大綱の該当箇所 | 大綱中の記述 |
|---------|--------|
| | |
| | |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 |
|---|--|
| <p>・国内3カ所(岩手県綾里、東京都南鳥島、沖縄県与那国島)で二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスの観測を実施。海洋気象観測船により、北西太平洋域における洋上大気及び海中の二酸化炭素等の温室効果ガスの観測を実施。</p> <p>・高度海洋監視システム(ARGO計画)について、アルゴフロートの投入、「アルゴリアルタイムデータベース」の運用、アルゴフロートのデータを検証する観測システムの運用及び海水温予測モデルによる予測実験等を実施。</p> | <p>・平成14年の二酸化炭素の年平均濃度は、南鳥島で373.8ppmで前年に比べて2.0ppm増加し、他の観測点でも同様に増加。今後とも高精度の観測を継続して実施することが課題。</p> <p>・平成15年6月現在、全世界で稼働しているアルゴフロートは825台であり、目標の3000台に向けて国際的な協力が課題。</p> <p>・約150個のアルゴフロートが投入され、データベースの運用により収集データは公開。アルゴフロートの観測精度及び耐久性の向上、データの品質管理及び活用手法の高度化、並びにアルゴフロートの戦略的投入による観測の空白域の解消が課題。</p> |
| <p>・海洋地球研究船「みらい」等の各種船舶やトライトンブイ等による海洋観測及び南極観測船「しらせ」等による極域観測を実施。</p> | <p>・地盤変動や海洋変動の影響を受けるわが国では地球温暖化に伴う海面水位の変化は検知されず。国土保全対策の計画策定等のため、地球温暖化に伴う海面水位の監視情報の入手が課題。</p> |
| <p>・二酸化炭素の鉛直分布を観察するため、連続観測機器の開発</p> <p>・農林水産分野における温室効果ガスモニタリング技術の開発について研究。</p> | |

平成15年度以降に講じる施策

・引き続き、国内3カ所及び海洋気象観測船での温室効果ガスを観測。

・平成16年度までに地球規模の高度海洋監視システムを構築すべく、アルゴフロートの投入、「アルゴリアルタイムデータベース」の運用、アルゴフロートデータの精度の検証を行うとともに、海水温予測モデルの高度化等を実施。

・全国13か所の検潮所に精密型水位計を整備するとともに、地盤変動及び海洋変動の影響を除いた地球温暖化に伴う海面上昇に関する監視情報を提供。

・引き続き、各種船舶等を用いた海洋観測及び極域観測を実施する。特に、海洋地球環境船「みらい」においては、南半球航海を実施する予定。

・二酸化炭素の鉛直分布の観測を強化

・引き続き、農林水産業における温室効果ガスのモニタリングの研究開発を実施。

| 大綱の該当箇所 | 大綱中の記述 |
|---------|--|
| | <p>...気候変動メカニズムの解明、地球温暖化の現状把握と予測、今後予想される自然や社会・経済への影響評価、温暖化及びその影響を緩和したり適応するための技術や方策について、国際協力を図りつつ、政府一体となって戦略的・集中的に調査研究を進める。</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・世界気象機関(WMO)の温室効果ガス世界資料センター(WDCGG)として、世界各地で実施されている温室効果ガス観測データの収集と流通に貢献。平成14年度から地上オゾンデータの収集を開始。また、アジア地区における品質保証科学センター及び全球大気監視校正センターとして、温室効果ガスの観測精度の向上に貢献。 ・各機関で取得した温室効果ガスの観測データを相互利用するためのネットワークシステムを検討。 ・アジア太平洋気候センターを平成14年4月に設置し、同年10月より各国気象機関等の国内外の関係機関に対し、基盤的な気候情報の提供を開始。 | <ul style="list-style-type: none"> ・WDCGGで収集・公開する全世界の観測データ数は、平成14年末時点で637地点。平成19年には680地点になる見込み。 ・温室効果ガスの観測そのものの増加と各機関で取得したデータの相互利用が課題。 ・アジア太平洋気候センターにおいては、現状では、全球の異常天候と気候系の監視情報、エルニーニョ現象の監視・予測情報、1か月数値予報などの基盤的な気候情報を提供。今後は、利用者の要望を取り入れ、提供する情報の拡充と改善が課題。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の研究者による地球環境保全のための総合的な調査研究を、政策的な観点を重視し実施。 ・関係行政機関の適切な役割分担により、計画的かつ着実に地球温暖化研究を推進。 ・地球フロンティア研究システムにおいて、地球環境変動予測のためのモデル研究を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・より社会・行政的ニーズに即した研究の推進が課題。 ・中長期的視点から関係行政機関が主導的に進めるべき研究の推進が課題。 ・現在の知見では、温暖化影響に関し、脆弱な分野・部門・地域の特定は困難であることが課題。 |

平成15年度以降に講じる施策

・WDCGG、品質保証科学センター、全球大気監視較正センターとして、全世界の温暖化の監視、観測精度の維持及び向上に貢献。
・引き続き、WDCGG、アジア地区における品質保証科学センター及び全球大気監視較正センターとして、全世界の温暖化の監視、観測精度の維持及び向上に貢献。
・各機関で取得した温室効果ガスの観測データを相互利用するためのネットワークシステムの開発・運用。

・アジア太平洋気候センターにおいては、全球の異常天候や気候系に関する監視情報提供を拡充。3か月予報など、より長期間の的確な予測が可能となるよう、数値予報モデルに基づく予測情報の予報期間を延長。

・地球環境研究総合推進費において、トップダウン型のファンディングシステムを強化し、行政的視点から戦略的に先導すべき研究を推進。

・継続して関係行政機関の適切な役割分担により、中長期的な視点から着実に地球温暖化研究を推進。

・引き続き、地球環境変動解明のためのモデル研究を実施。

| 大綱の該当箇所 | 大綱中の記述 |
|---------|--|
| | <p>これら観測・監視体制の強化及び調査研究の推進にあたっては、「科学技術基本計画」(平成13年3月閣議決定)を踏まえて実施していくとともに、総合科学技術会議における地球温暖化研究イニシアティブのもと総合的な推進を図る。</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・世界最速コンピュータ「地球シミュレータ」の本格的な運用を開始するとともに、地球環境変動予測のための研究開発を実施。地球シミュレータは、平成14年4月にLinpackベンチマークテストで世界最高の演算処理を記録し、同年11月にはゴードン・ベル賞を受賞。 ・気候変動や温室効果ガスの状況をとりまとめた「気候変動監視レポート2002」を公表。 ・地球温暖化予測情報を作成・公表。 ・都市気候モデルを高精度化し、その精度検証を行うとともに、詳細な気候変化を計算。 ・気候変動に関連する海洋大循環の長期変動の仕組みの解明等、温暖化予測に関する基礎的な研究を実施。 ・国内の温暖化影響のマップ化及び気候シナリオ等のデータベースの開発。 ・農林水産分野における影響の評価・予測技術の開発、温室効果ガスの排出削減・固定吸収技術の開発について研究を実施。 ・アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)の活動を支援し、アジア太平洋地域内の各国共同の地球環境研究を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業における温室効果ガスの収支、影響の予測・評価や対策技術を定量的かつ総合的に評価する手法の開発が課題。 ・アジア太平洋地域における途上国が自らの知見により環境保全政策に関する意思決定ができるよう、戦略的な研究の推進と、科学的能力の向上が課題。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・観測・監視体制の強化及び調査研究を総合的に推進するため、地球温暖化研究イニシャティブ会合、プログラム会合などを開催。 | <ul style="list-style-type: none"> ・3回のイニシャティブ研究会合、4回のプログラム会合を開催。研究報告書を出版。 |

平成15年度以降に講じる施策

・「地球シミュレータ」を本格的に運用し、高精度の地球環境変動予測を実現するため研究開発を実施。

・引き続き、地球温暖化の現状把握を実施し、気候変動監視レポートとして公表。

・引き続き、高分解能領域大気・海洋結合モデルの開発を促進。わが国周辺におけるさらに詳細な気候変化予測を行い、地球温暖化予測情報及び気候統一シナリオとして提供。

・国内の温暖化影響を継続して総合的に把握。

・農林水産業における影響の予測・評価や対策技術の開発を進めるとともに、これらを総合的かつ定量的に評価する手法の研究開発を実施。

・アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)の活動を強化し、途上国共同の戦略的な地球温暖化研究として、持続可能な開発に関する途上国における科学的な能力向上プログラム(CAPaBLE)を推進。

・引き続き、地球温暖化研究イニシアティブ会合、プログラム会合などを開催。

大綱の記述

| 大綱の該当箇所 | 大綱中の記述 |
|---------------------|---|
| 第8 地球温暖化対策の国際的連携の確保 | 我が国としては、今後、米国や開発途上国を含むすべての国が参加する共通のルールが構築されるよう、最大限の努力を傾けていくものとする。 |

点 検 結 果

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 |
|---|--|
| <p>・日米ハイレベル協議(平成14年4月)、事務レベル協議(9月、12月)を実施し、共通のルールの構築に向けた国際交渉における建設的な対応を要求。</p> <p>・主要国政府関係者を招いた気候変動に関する非公式会合を開催(14年7月)。2013年以降の温室効果ガス排出削減及び抑制約束について意見交換。</p> <p>・気候変動枠組条約第8回締約国会合(14年11月)において、途上国を含む各国は排出削減のための行動に関する非公式な情報交換を促進すべき、との文言を「デリー宣言」に挿入。</p> <p>・産構審地球環境小委員会において、将来の枠組みに関する論点を整理するなど検討。</p> | <p>・米国政府の京都議定書への不参加の姿勢は変わらないが、州レベル、企業レベルでは温暖化問題への取組が活発化しつつある。今後は政府以外の専門家、研究者を含めて、幅広いチャンネルで議論を深めていくことが課題。</p> <p>・京都議定書において、遅くとも2005年までに、2013年以降の新たな約束の検討をするための国際交渉を開始することとされているところ。我が国としてはそれに備えて、2013年以降の新たな約束の望ましい在り方等について分析・検討等を行い、合意可能な提案を行うこと等により国際的な議論を先導することが課題。</p> <p>・継続的な支援を通じて開発途上国の温暖化対策を促進することにより、開発途上国との信頼関係を醸成し、「共通のルール」へのより積極的な参加を促すことが課題。</p> |

平成15年度以降に講じる施策

・引き続き、日米ハイレベル協議及び事務レベル協議を開催。

・日米の政府機関、州や地方公共団体、企業、シンクタンク等の専門家、研究者等における日米の温暖化に関するセミナーを実施し、米国に対する働きかけを幅広く促進。

・炭素隔離リーダーシップフォーラム(CSLF)による炭素隔離技術の国際協力や、IEA/CTIによる発展途上国への技術普及を促進。

・気候変動枠組条約第18回補助機関会合(平成15年6月)及び同条約第9回締約国会議(12月)に積極的に参加。

・15年7月にブラジル外務省との共同議長で非公式会合を開催し、今後の削減約束等について議論。今後の締約国会議での議論を促進。

・2013年以降の地球温暖化対策促進に向けた国際合意のための方法に関する研究を推進。

・国内外で将来の枠組みに関する議論を深化。

・引き続き様々な場を通じて「全ての国が参加する共通のルール構築」の重要性を主張するとともに、将来の約束についての検討に向けて、温室効果ガス排出見通しや、排出削減の可能性の分析等について検討。

・IPCC報告書等を踏まえた今後の排出量の見通しや、考えられる約束の選択肢のメリット・デメリット等を分析。

| 大綱の該当箇所 | 大綱中の記述 |
|---------|---|
| | <p>我が国が発表した「京都イニシアティブ」の実施など、森林の保全・回復や温室効果ガスの排出削減に関わるODA等の活用等はかることにより、引き続き開発途上国等の努力を積極的に支援していくものとする。</p> |

| 平成14年度に講じた施策 | 現状及び課題 |
|---|---|
| <p>・持続可能な開発に関する世界首脳会議(14年8～9月)などの国際会議等の場において、京都議定書への参加や温暖化対策へのより積極的な取組を要請。</p> <p>・「京都イニシアティブ」における我が国の開発途上国に対する支援として、資金協力(円借款約1875億円の供与)及び技術協力(人材育成、専門家派遣等)を実施。</p> <p>・「ODA案件のCDM適用に関するケース・スタディ(インドネシア・ベトナム)」を実施。途上国における温暖化対策に係る情報交換の促進を目的に、技術情報、対策情報等を提供するウェブサイト(AP-net: WSSDタイプ)を運営。また、アジア太平洋地域における地球環境研究を支援しているアジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)を活用し、温暖化に関する調査研究を推進。</p> | <p>・AP-netのアクセス件数について、2000年には平均月間アクセス件数は500件前後であったものが、2002年以降は約3000件となっており、アクセス件数は確実に増加。中級者以上に向けた新たな学習用ページの設置が課題。</p> |

平成15年度以降に講じる施策

・引き続き、京都イニシアティブを含む途上国支援への施策を継続。

・引き続き、地球温暖化アジア太平洋地域セミナーを開催し、途上国の政策担当者と意見を交換。

・引き続き、AP-netやAPNを運営し、AP-netを運営するとともにAPNの活動を支援し、その内容の充実を図ることで途上国における取組を促進。

・国際シンポジウムの開催等を通じ、我が国のバイオマスの利活用技術、実用事例等の海外における普及、海外諸国との連携、協力関係を構築。

おわりに

今回の点検は、昨年3月に新しい地球温暖化対策推進大綱を策定してから初めてのものである。京都議定書締結の年でもある平成14年度の取組状況としては、大綱に示された施策の全般にわたって進展や具体化がみられており、地球温暖化対策への取組は前進していると言える。

施策の中には効果が表れるまでに時間を要するものもあり、例えば、機器の買い替えに応じて年々一定割合ずつ施策効果が表れてくる施策から、技術開発のように効果が表れるまでには一定の期間を要する施策までタイムラグは様々である。しかし、京都議定書の6%削減約束の達成のためには、施策効果が表れるまでのタイムラグへの期待に甘んじることなく、大綱に掲げられた施策は確実に進めていく必要がある。

特に、平成13年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は12億9900万t-CO₂であり、前年度と比べ2.5%の減少であるが、京都議定書の基準年比では5.2%上回っている現状を踏まえれば、今日の段階で実施可能な地球温暖化対策は直ちに実施し、温室効果ガス総排出量を早期に減少基調に転換した上で、京都議定書の6%削減約束の達成を図る必要がある。

来年は、第2ステップに向けた大綱の評価・見直しの年であり、国、地方公共団体、事業者及び国民といったすべての主体がそれぞれの役割に応じて総力を挙げて地球温暖化対策に取り組むことが不可欠である。